

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

資料 4

印鑑登録システム標準仕様書（案）
【第 1.0 版】

17 凡例

18

19 実務上は、住民・職員への分かりやすさ等の観点から、法令用語でない用語が用いられること
20 があるが、本仕様書の機能要件の記載上は、原則として法令用語を用いている。

21 なお、機能要件の構成は、必ずしも本仕様書のとおりとしなければならないことを意味する
22 ものではなく、本仕様書に従う限り、実務上の使い勝手を考慮してメニューを再構成すること
23 も可能である。

24

25

26 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）…………… 法

27 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）…………… 令

28 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）…………… 旧外登法

29 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第
30 27 号）……………番号法

31 「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和 49 年 2 月 1 日自治振第 10 号自治省行政局振興課長から
32 各都道府県総務部長あて通知）……………事務処理要領

33 住民基本台帳カード……………住基カード

34 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カード（個人番号カードを印鑑登録証として扱う場

35 合も含む）……………印鑑登録証等

36

37 目次

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 38 | 目次 | 2 |
| 39 | 第1章 本仕様書について..... | 8 |
| 40 | 1-1 背景..... | 8 |
| 41 | 1-2 目的..... | 9 |
| 42 | (1) 目指す姿..... | 9 |
| 43 | (2) 本仕様書の目的..... | 11 |
| 44 | 1-3 対象..... | 14 |
| 45 | (1) 対象自治体..... | 14 |
| 46 | (2) 対象分野..... | 14 |
| 47 | (3) 対象項目..... | 14 |
| 48 | デジタル社会を見据えた対応..... | 15 |
| 49 | 1-4 本仕様書の内容..... | 16 |
| 50 | (1) 本仕様書の構成..... | 16 |
| 51 | (2) 標準準拠の基準..... | 16 |
| 52 | (3) 想定する利用方法..... | 17 |
| 53 | (4) 本仕様書の改定..... | 18 |
| 54 | 各自治体の調達仕様書の範囲との関係..... | 18 |
| 55 | 第2章 標準化の対象範囲..... | 19 |
| 56 | 標準化の対象範囲..... | 19 |
| 57 | 第3章 業務フロー等..... | 20 |
| 58 | 3-1 業務フロー図..... | 20 |
| 59 | 4. 印鑑登録 | 22 |
| 60 | 4.2.1. 即時登録..... | 22 |
| 61 | 4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行..... | 24 |
| 62 | 4.4.6. 回答登録..... | 26 |
| 63 | 5. 印鑑登録の廃止..... | 28 |
| 64 | 5.1.1. 廃止の申請..... | 28 |
| 65 | 5.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失..... | 29 |
| 66 | 6.1. 異動の取消し..... | 30 |
| 67 | 6.1. 異動の取消し..... | 30 |
| 68 | 6.2. 職権抹消..... | 31 |
| 69 | 6.2.1. 職権抹消..... | 31 |
| 70 | 6.3. 職権修正..... | 32 |
| 71 | 6.3.1. 職権修正（届出による修正のフロー）..... | 32 |
| 72 | 6.3.2. 住民記録連動修正..... | 33 |

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 73 | 7. 印鑑登録証..... | 34 |
| 74 | 7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付..... | 34 |
| 75 | 8.1 印鑑登録証明書..... | 35 |
| 76 | 8.1.1. 印鑑登録証明書交付..... | 35 |
| 77 | 8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止..... | 36 |
| 78 | 8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止..... | 36 |
| 79 | 8.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除..... | 37 |
| 80 | 3-2 ツリー図..... | 38 |
| 81 | 第4章 機能要件..... | 44 |
| 82 | 1 管理項目..... | 44 |
| 83 | 1.1. 登録データ..... | 44 |
| 84 | 1.1.1. 日本人住民データの管理..... | 44 |
| 85 | 1.1.2. 外国人住民データの管理..... | 46 |
| 86 | 1.1.3. 除票..... | 48 |
| 87 | 1.1.4. 空欄..... | 48 |
| 88 | 1.1.5. 年月日の管理..... | 48 |
| 89 | 1.1.6. 年月日の表示..... | 49 |
| 90 | 1.1.7. メモ機能..... | 49 |
| 91 | 1.1.8. 郵便番号..... | 50 |
| 92 | 1.1.9. 氏名優先区分..... | 50 |
| 93 | 1.2. 異動履歴データ..... | 50 |
| 94 | 1.2.1. 異動履歴の管理..... | 50 |
| 95 | 1.2.2. 異動者..... | 51 |
| 96 | 1.2.3. 異動日・処理日..... | 51 |
| 97 | 1.2.4. 異動事由..... | 51 |
| 98 | 1.3. その他の管理項目..... | 53 |
| 99 | 1.3.1. 入力場所・入力端末..... | 53 |
| 100 | 1.3.2. 印鑑登録番号付番..... | 54 |
| 101 | 1.3.3. 和暦・西暦管理..... | 55 |
| 102 | 1.3.4. 公印管理..... | 55 |
| 103 | 1.3.5. 印鑑登録証データの管理..... | 55 |
| 104 | 1.3.6. 交付履歴の管理..... | 56 |
| 105 | 1.3.7. 認証者..... | 57 |
| 106 | 2 検索・照会・操作..... | 58 |
| 107 | 2.1. 検索..... | 58 |
| 108 | 2.1.1. 検索機能..... | 58 |
| 109 | 2.1.2. 検索文字入力..... | 58 |

| | | | |
|-----|----------|---------------------------|----|
| 110 | 2. 1. 3. | 基本検索..... | 59 |
| 111 | 2. 2. | 照会..... | 60 |
| 112 | 2. 2. 1. | 登録内容照会..... | 60 |
| 113 | 2. 2. 2. | 異動履歴照会..... | 60 |
| 114 | 2. 2. 3. | 交付履歴照会..... | 60 |
| 115 | 2. 3. | 操作..... | 61 |
| 116 | 2. 3. 1. | キーボードのみの画面操作..... | 61 |
| 117 | 3 | 抑止設定..... | 62 |
| 118 | 3. 1. | 異動・交付・照会抑止..... | 62 |
| 119 | 3. 2. | 印鑑登録廃止不受理..... | 63 |
| 120 | 4 | 印鑑登録..... | 64 |
| 121 | 4. 1. | 世帯内印鑑登録状況・印影表示..... | 64 |
| 122 | 4. 1. 1. | 世帯内印影表示..... | 64 |
| 123 | 4. 2. | 即時登録..... | 64 |
| 124 | 4. 2. 1. | 即時登録..... | 64 |
| 125 | 4. 2. 2. | 印鑑登録原票確認票出力..... | 65 |
| 126 | 4. 3. | 保証人..... | 65 |
| 127 | 4. 3. 1. | 保証人確認..... | 65 |
| 128 | 4. 3. 2. | 交付確認..... | 66 |
| 129 | 4. 4. | 印鑑照会及び回答..... | 66 |
| 130 | 4. 4. 1. | 照会中..... | 66 |
| 131 | 4. 4. 2. | 印鑑の登録に関する照会書発行..... | 66 |
| 132 | 4. 4. 3. | 照会状況管理..... | 67 |
| 133 | 4. 4. 4. | 申請者の申請取りやめに伴う照会中の取消し..... | 68 |
| 134 | 4. 4. 5. | 期限切れによる照会中の取消し..... | 68 |
| 135 | 4. 4. 6. | 回答登録..... | 68 |
| 136 | 4. 5. | 印影登録..... | 69 |
| 137 | 4. 5. 1. | 印影読込..... | 69 |
| 138 | 4. 5. 2. | 印影登録..... | 70 |
| 139 | 4. 6. | 印鑑登録原票の改製..... | 70 |
| 140 | 4. 7. | 印鑑登録原票の除票..... | 70 |
| 141 | 5 | 印鑑登録の廃止..... | 71 |
| 142 | 5. 1. | 廃止の申請..... | 71 |
| 143 | 5. 1. 1. | 廃止の申請..... | 71 |
| 144 | 5. 1. 2. | 印鑑又は印鑑登録証等の亡失..... | 71 |
| 145 | 5. 1. 3. | 印鑑登録原票（除票）確認票出力..... | 71 |
| 146 | 5. 2. | 電子申請..... | 71 |

| | | | |
|-----|--------|----------------------------------|----|
| 147 | 6 | 職権処理..... | 72 |
| 148 | 6.1. | 異動の取消し..... | 72 |
| 149 | 6.2. | 職権抹消..... | 72 |
| 150 | 6.2.1. | 職権抹消..... | 72 |
| 151 | 6.2.2. | 住民記録連動抹消..... | 73 |
| 152 | 6.2.3. | 抹消通知..... | 73 |
| 153 | 6.3. | 職権修正..... | 73 |
| 154 | 6.3.1. | 職権修正..... | 73 |
| 155 | 6.3.2. | 住民記録連動修正..... | 74 |
| 156 | 6.3.3. | 誤記修正..... | 74 |
| 157 | 7 | 印鑑登録証..... | 76 |
| 158 | 7.1. | 印鑑登録証..... | 76 |
| 159 | 7.1.1. | 印鑑登録証..... | 76 |
| 160 | 7.2. | 印鑑登録者識別カード..... | 76 |
| 161 | 7.2.1. | 印鑑登録者識別カード..... | 76 |
| 162 | 7.2.2. | 必要事項登録..... | 76 |
| 163 | 7.2.3. | 必要事項削除..... | 77 |
| 164 | 7.2.4. | 登録者暗証番号設定..... | 77 |
| 165 | 7.2.5. | 登録者暗証番号廃止..... | 77 |
| 166 | 7.3. | 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付..... | 78 |
| 167 | 7.4. | 個人番号カードの利用..... | 78 |
| 168 | 7.4.1. | 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用..... | 78 |
| 169 | 7.4.2. | 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用.. | 78 |
| 170 | 7.4.3. | 印鑑登録の抹消..... | 79 |
| 171 | 7.5. | 住基カードの利用..... | 79 |
| 172 | 8 | 印鑑登録証明書..... | 81 |
| 173 | 8.1. | 印鑑登録証明書交付..... | 81 |
| 174 | 8.1.1. | 印鑑登録証明書交付..... | 81 |
| 175 | 8.1.2. | 発行番号..... | 82 |
| 176 | 8.1.3. | 公印・職名の印字..... | 82 |
| 177 | 8.1.4. | 文字溢れ・外字..... | 83 |
| 178 | 8.1.5. | 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力..... | 83 |
| 179 | 8.1.6. | 個人番号カードを利用した証明書の出力..... | 83 |
| 180 | 8.1.7. | 個人番号カードによる証明書の交付..... | 84 |
| 181 | 8.2. | 印鑑登録証明書交付一時停止..... | 84 |
| 182 | 8.2.1. | 印鑑登録証明書交付一時停止..... | 84 |
| 183 | 8.2.2. | 印鑑登録証明書交付一時停止解除..... | 85 |

| | | | |
|-----|---------|-------------------------------------|-----|
| 184 | 9 | バッチ..... | 86 |
| 185 | 10 | EUC..... | 87 |
| 186 | 11 | エラー・アラート項目..... | 89 |
| 187 | 11.1. | エラー表示..... | 89 |
| 188 | 11.2. | アラート表示..... | 93 |
| 189 | 12 | 実行制御..... | 95 |
| 190 | 12.1. | 審査・決裁..... | 95 |
| 191 | 12.2. | 印刷..... | 96 |
| 192 | 13 | システム管理..... | 97 |
| 193 | 13.1. | 権限管理..... | 97 |
| 194 | 13.1.1. | 操作権限管理..... | 97 |
| 195 | 13.1.2. | 操作権限設定..... | 98 |
| 196 | 13.2. | アクセスログ管理..... | 98 |
| 197 | 13.3. | データ整備..... | 99 |
| 198 | 13.3.1. | 整合性チェック..... | 99 |
| 199 | 13.3.2. | 除票の経年抹消..... | 99 |
| 200 | 13.3.3. | データ移行処理..... | 99 |
| 201 | 第5章 | 様式・帳票要件..... | 101 |
| 202 | 20.1 | 様式・帳票全般..... | 101 |
| 203 | 20.1.1 | 出力様式・帳票..... | 101 |
| 204 | 20.1.2 | 各項目の記載..... | 101 |
| 205 | 20.2 | 住民に発行又は交付する様式・帳票..... | 102 |
| 206 | 20.2.1 | 印鑑登録証明書..... | 102 |
| 207 | 20.2.2 | 印鑑の登録に関する照会書..... | 110 |
| 208 | 20.2.3 | 印鑑登録抹消通知書..... | 116 |
| 209 | 20.2.4 | 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）..... | 121 |
| 210 | 20.3 | 庁内業務で使用する様式・帳票..... | 124 |
| 211 | 20.3.1 | 可視台帳（押印前）... エラー! ブックマークが定義されていません。 | |
| 212 | 20.3.2 | 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票..... | 124 |
| 213 | 20.3.3 | 世帯内印影票..... | 128 |
| 214 | 第6章 | データ要件..... | 130 |
| 215 | 30.1 | データ構造..... | 131 |
| 216 | 30.2 | 文字..... | 131 |
| 217 | 第7章 | 非機能要件..... | 132 |
| 218 | 第8章 | 用語..... | 133 |
| 219 | 参考 | | 143 |
| 220 | | 業務概要（全体図）及びシステム構成図..... | 143 |

222 第1章 本仕様書について

223 1-1 背景

224 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発
225 注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負
226 担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体を中心に、同一ベンダのシステムを利用
227 する自治体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN等の共通プラットフォーム上の
228 サービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が
229 異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっている。

230 また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体
231 の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル
232 化に向けた基盤を整備していく必要がある。

233 そうした問題意識から、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・
234 帳票の標準化等について、自治体、ベンダ及び国が協力して具体的な検討を行う場として、
235 令和元年（2019年）8月から、総務省において、自治体システム等標準化検討会（座長：庄
236 司昌彦武蔵大学社会学部教授）が開催された。また、更に詳細な議論を行う場として分科会
237 （分科会長：後藤省二株式会社地域情報化研究所代表取締役社長）が開催された。

238 令和2年9月11日に住民記録システム標準仕様書【第1.0版】が公表されて以降、デジタ
239 ル・ガバメント閣僚会議の下で開催された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤
240 抜本改善ワーキンググループ」における議論も踏まえ、令和2年12月25日に「デジタル・
241 ガバメント実行計画」が閣議決定され、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能
242 を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「(仮称) Gov-
243 Cloud」）を整備し、早期に運用を開始することとされ、地方公共団体等の情報システムにつ
244 いても、「(仮称) Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進
245 めることとされた。

246 また、令和3年6月18日に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、
247 地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、デー
248 タ移行や連携の容易性の向上、高度なセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による
249 情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底
250 し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全て
251 の地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上
252 に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すこと
253 とされた。標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が
254 地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されて
255 きた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討することとされた。
256 また、手続におけるデジタル化が進むよう、押印についての考え方の整理や、電子署名の活

257 用推進等が議論されているところではあるが、日本の法制度において印鑑登録は、重要な契
258 約及び商取引における本人確認の手段として活用されるとともに、社会全体の法的安定性を
259 維持する機能を今なお有している。こうしたことを踏まえ、印鑑登録システム標準仕様書
260 (以下「本仕様書」という。)は、「印鑑登録証明事務処理要領」(昭和49年2月1日自治振
261 興第10号)及び各種通知を基にして、「住民記録システム標準仕様書」を参考に、策定され
262 たものである。
263

264 1-2 目的

265 (1) 目指す姿

266 本仕様書が目指す姿は、
267

268 「複数のベンダが広域クラウド(※近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド)上でシ
269 ステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利
270 用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」
271

272 とする。
273

274 [各主体にとってのシステム標準化のメリット]
275

276 ○ 住民・企業等のサービス利用者

277 自治体に対して異なる手続で実施していた申請等が統一的に実施可能となり、手続の簡
278 素化や合理化が実現する。
279

280 ○ 自治体

281 限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達や法
282 令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来自治体職員が行うべき業務に人材を
283 充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化に
284 による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。
285

286 ○ ベンダ

287 個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのため
288 のプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員をAI・
289 RPA等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。
290

291 さらに、各主体のメリットのみならず、国・国民全体として、事務の迅速化・正確性の向
292 上や、データ利活用の促進等のメリットがある。

293 (2) 本仕様書の目的

294 我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員負担
295 の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担
296 の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取り入れるこ
297 とで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求められる。
298

299 それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕様
300 書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

301

302 (目的1) カスタマイズを原則不要にする

303 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき機能と
304 して標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能とすることで、「人口規模が大
305 きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業務が行える」よう
306 にして、カスタマイズを原則不要にする。

307

308 (目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

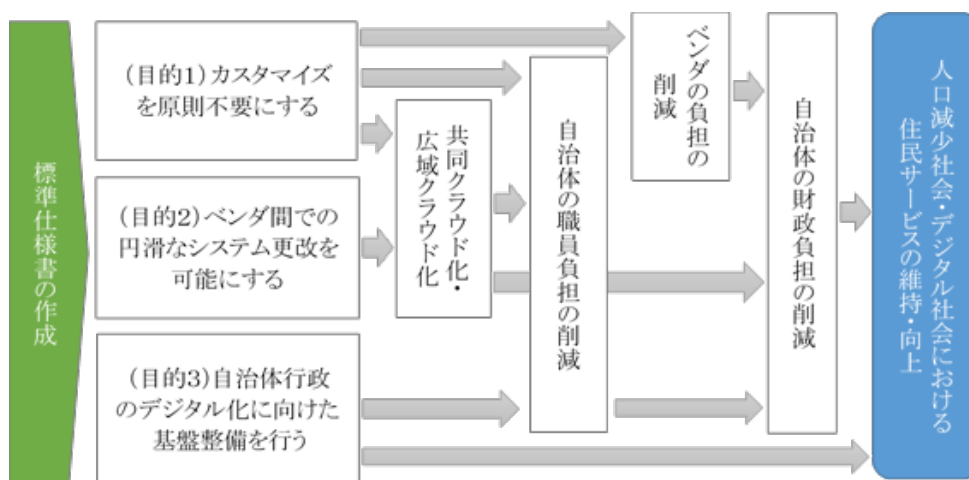
309 ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時の円滑
310 なシステム更改を可能にする。

311

312 (目的3) 自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

313 デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載するこ
314 とで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。

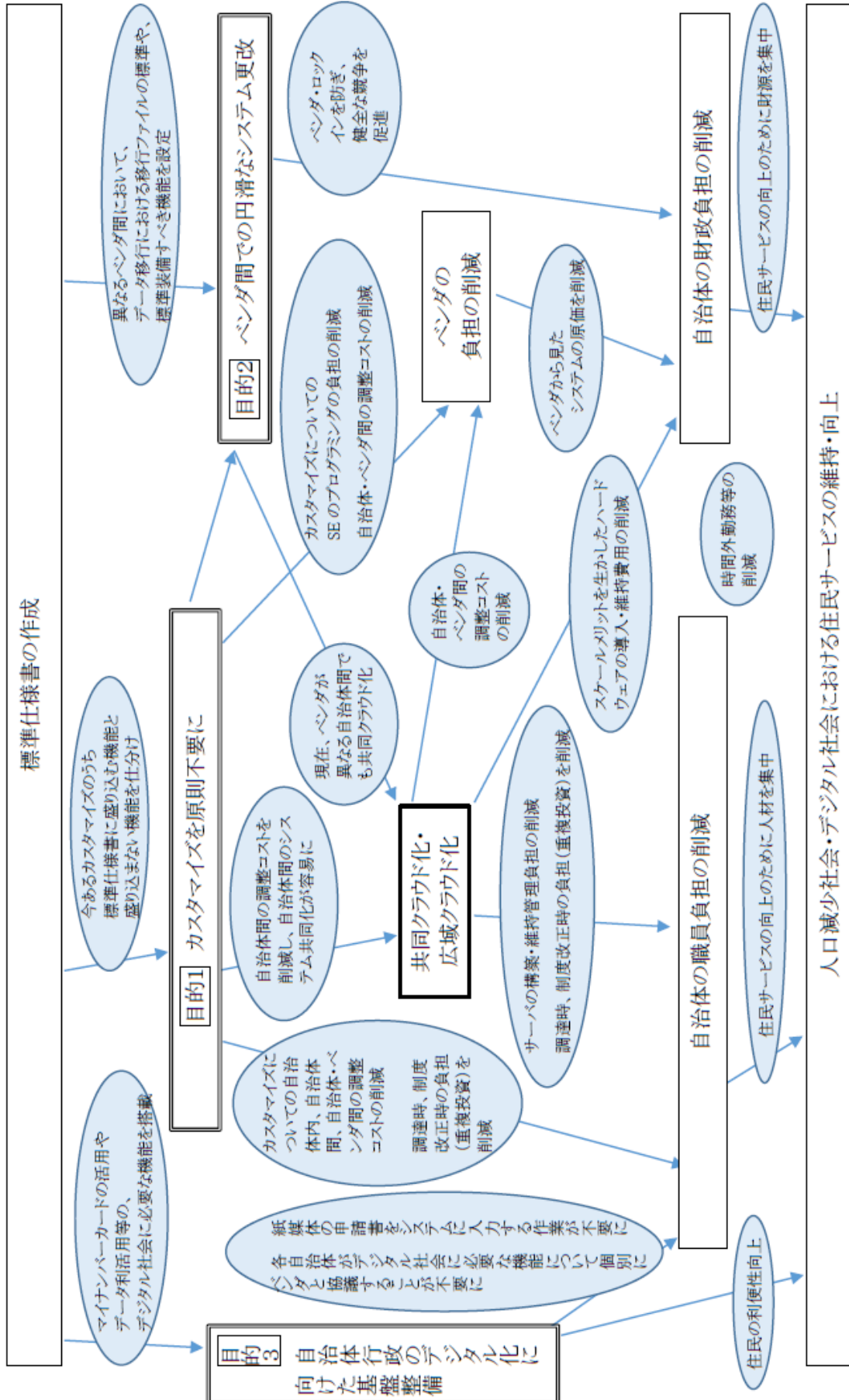
315



316

317 具体的には、目的1 (カスタマイズを原則不要にする) に関して、現時点で実装されている
318 カスタマイズのうち、標準的に実装すべき機能と実装しない機能の仕分けを行うことにより、
319

320 ・カスタマイズについての自治体内、自治体間、自治体・ベンダ間の調整コストの削減、導
321 入・維持管理や制度改正時の負担（重複投資）の削減
322 ・自治体間の調整コストの削減による、自治体間のシステム共同化の円滑化
323 ・カスタマイズについてのシステムエンジニアのプログラミングの負担の削減
324
325 を、目的 2（ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする）に関して、異なるベンダ間にお
326 いて、データの標準や、標準装備すべき機能を定めることにより、
327
328 ・ 現在、ベンダが異なる自治体間も含めた共同クラウド化・広域クラウド化
329 ・ ベンダロックインの防止による健全な競争の促進
330
331 を、目的 3（自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う）に関して、デジタル社会に必
332 要な機能を搭載することにより、
333
334 ・ 住民の利便性向上
335 ・ 自治体のデータ入力の負担の削減
336
337 を目指している。
338
339



341 1-3 対象

342 (1) 対象自治体

343 本仕様書の対象自治体は、全ての市区町村とする。

344 なお、本仕様書における「市区町村」の区とは、特別区のことであるが、法令で指定都市の
345 区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長とみなされる場合は、法令と同様の扱いとする。

346 また、指定都市においては、第4章 機能要件の中で示す4（印鑑登録）、5（印鑑登録の廃
347 止）、6（職権処理）及び8（印鑑登録証明書）については区を越えた処理を可能とする。

348

349 (2) 対象分野

350 本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニ
351 ットとする。

352 これは概ね、各地方公共団体が条例に基づき実施している印鑑登録証明業務と対応している
353 が、必ずしも1対1で対応しているわけではない。例えば、発生頻度の低い印鑑登録原票改製
354 通知や交付一時停止期間満了通知及び元々システムとは関係しない回収済印鑑登録証保管・廃
355 棄は本仕様書の対象外とする。

356

357 (3) 対象項目

358 本仕様書では、以下の項目について規定する。

- 359 ・業務要件（第2章）
- 360 ・業務フロー等（第3章）
- 361 ・機能要件（第4章）
- 362 ・様式・帳票要件（第5章）
- 363 ・データ要件（第4章及び第6章）（※）
- 364 ・非機能要件（第7章）

365

366 ※データ要件及び連携要件については、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準
367 化の作業方針の見直しについて」（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT 総
368 合戦略室」という。）現デジタル庁）に基づき、デジタル庁を中心に検討されることとされ
369 た。

370

371 以下の項目については原則として規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている
372 場合等についてはこの限りでない。

- 373 ・画面要件
- 374 ・ヘルプやガイドの具体的内容等、業務遂行に必須ではなく専ら操作性に関する機能

375

376 このうち、機能要件、様式・帳票要件及び連携要件は、カスタマイズの発生源になっている
377 部分であるため、「2(2)本仕様書の目的」に示した目的1(カスタマイズを原則不要にする)
378 から本仕様書の対象とすることとした。また、機能要件、データ要件及び連携要件は、ベンダ
379 間での円滑なシステム更改を阻害している部分であるため、目的2(ベンダ間での円滑なシス
380 テム更改を可能にする)から本仕様書の対象とすることとした。さらに、目的3(自治体行政
381 のデジタル化に向けた基盤整備を行う)から、デジタル社会に必要な機能については、これら
382 の要件の中に反映した。

383

384 なお、様式・帳票要件では、印鑑登録システムを標準化するという観点から、多くの自治体
385 において印鑑登録システムから出力する様式・帳票(例:印鑑登録証明書、印鑑の登録に関す
386 る照会書)について規定することとし、多くの自治体において印鑑登録システムから出力する
387 とは限らない様式・帳票(例:申請書)については規定しないこととした。

388 また、非機能要件では、自治体を通じて共通して規定すべきもの(例:セキュリティ)につ
389 いては規定し、共通して規定すべきでないもの(例:研修)については規定しないこととした。
390 したがって、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書に規定されていない非機能要
391 件を設けることを妨げるものではない。

392

393 デジタル社会を見据えた対応

394 本仕様書は、これからのデジタル社会においてあるべき姿(電子化・ペーパーレス化)を視
395 野に標準を設定するとしつつも、これからのデジタル社会においてあるべき姿にそのまま即し
396 たものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書において、紙の証明書について規定して
397 いるが、バックヤードでのデータ連携が進めば、今後、必要性が低下していくものと考えられ
398 る。また、データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせずに、経過措置を
399 設けている。

400 また、これからのデジタル社会を見据えれば、実務やシステムの前提となる制度自体を見直
401 すべきという考え方もあり得る。しかし、そうした制度自体の検討については、一朝一夕にで
402 きるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現が更に
403 先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、多くの自治体に採用されて初めて
404 本来の意味での標準となるものであることから、あまりにも現在の実務から遊離した仕様書と
405 なれば、多くの自治体が採用することが困難となり、実効性が失われる。

406 そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、これからのデジタル社会にお
407 いてあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの自治体が支障なく対応できるもの
408 について、できる限り盛り込むこととした。

409 他方、デジタル社会を見据え、様々な社会環境の変化に対応するためには、本仕様書の作成
410 後、実務やシステムの前提となる制度を随時見直していくことが重要であり、制度の見直しと
411 ともに本仕様書を改定していくことが求められる。
412

413 1－4 本仕様書の内容

414 (1) 本仕様書の構成

415 第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

416 第2章では、標準化の対象範囲を記載している。

417 第3章では、業務フロー及びツリー図を記載している。業務フローは、第4章で規定する機
418 能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するののかについて自治体及び事業者の共
419 通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示した業務
420 フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フロー
421 では、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える自治体は、
422 現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローに寄せることで、本仕様書における機能要件ど
423 おおりの機能で業務を行うことが期待される。ツリー図は、住民記録に係る業務における機能要
424 件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化するため、業務フローに紐づいた形式で
425 記載している。

426 第4章、第5章、第6章及び第7章では、それぞれ、印鑑登録システムが備えるべき機能要
427 件、様式・帳票要件、データ要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基
428 準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準
429 となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

430 第8章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう、定義して
431 いる。

432

433 (2) 標準準拠の基準

434 本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニットを基本と
435 しており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】【実装しない機
436 能】【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類した。可能な限り3類型のいずれに該当
437 するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑
438 制、ベンダ間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

439 パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第4章、第5章及び第6章に規定する
440 【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能をいずれ
441 も実装しないことが必要である。ただし、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創
442 意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該

443 試行についてあらかじめ公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして
444 実装することを可能とする。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくて
445 も、実装した上で自治体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。

446 また、本仕様書に準拠しているかどうかは、「3（1）対象自治体」で示した指定都市、中核
447 市等及び一般市区町村の類型ごとに判断される。特に明記しない限り、3 類型全てに当てはま
448 る要件として記載しており、必要に応じて、「指定都市においては、～～」、「（一般市区町村に
449 においては、実装してもしなくても良い。）」のように記載している。

450 なお、実装すべき機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用し
451 なくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。

452

453 （3）想定する利用方法

454 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項では、「地方公共団体情報シ
455 ステムは、標準化基準に適合するものでなければならない。」とされており、本仕様書は、標準
456 化基準として位置づけられる予定のものである。したがって、本仕様書については、

457 ・今後、整備予定の「(仮称) Gov-Cloud」上において、各ベンダが、本仕様書に準拠している
458 システムを提供する

459 ・各自治体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用
460 する

461 ことを想定している。

462

463 自治体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見が
464 なくても、負担なくシステムを利用できる必要がある。自治体としては、標準化後にシステム
465 更改を行う際は改めて本仕様書に示した個別の要件を一々提示して RFI (request for
466 information)や RFP (request for proposal)、更には Fit & Gap 分析を行って調達するの
467 ではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、
468 カスタマイズをすることなく利用できることを想定している。本仕様書は、人口規模に応じて、
469 本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるようになるよう、
470 実装すべき機能と実装しない機能をその理由とともに整理したものである。そのため、自治体
471 内での検討や自治体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要
472 ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該自治体だけ特
473 別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となる
474 よう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書における必要／不要の整理を知るた
475 めの資料として参照することも想定している。

476

477 (4) 本仕様書の改定

478 本仕様書については、制度改正時のほか、自治体やベンダからの創意工夫によるシステムの
479 機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる
480 場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。とりわけ、制度改正により本仕
481 様書を改正する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。改定後の本仕様書に
482 基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等のたび
483 ごとに個々の自治体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。

484

485 各自治体の調達仕様書の範囲との関係

486 本仕様書を用いることにより、印鑑登録証明事務を運用することは可能であり、本仕様書の
487 対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

488 しかしながら、各自治体においては、住民記録システムと一体的に調達していることが多い
489 ことから、各自治体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられ
490 る。この場合であっても、各自治体の情報システムの調達において、本仕様書の範囲の業務に
491 ついて本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

492 ※ 例えば、オールインワンパッケージを採用している団体は、選挙人名簿や税務等の分野
493 も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なる
494 ことは差し支えない。

495

496

497 第2章 標準化の対象範囲

498 標準化の対象範囲

499 印鑑登録システムの標準化の対象となる範囲は、本仕様書において、実装すべき機能及び実
500 装してもしなくても良い機能として規定している機能要件や、非機能要件、データ要件・連携
501 要件等の共通要件とする。

502

503 本仕様書に準拠する印鑑登録システムにより処理する事務は、概ね各市区町村の条例で定め
504 られている印鑑登録証明事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。
505 例えば、発生頻度の低い印鑑登録原票改製通知や交付一時停止期間満了通知及び元々システム
506 とは関係しない回収済印鑑登録証保管・廃棄は本仕様書の対象外とする。

507

508 本仕様書は、地域情報プラットフォーム標準仕様における印鑑登録ユニットを基本として、
509 今あるカスタマイズの中で、普遍的に有効性が認められるものは標準機能として標準仕様書に
510 盛り込み、そうでないものは盛り込まないことで実装しない機能として整理し、策定した。な
511 お、本仕様書を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様が見直される予定である。

512

513

514 第3章 業務フロー等

515 3-1 業務フロー図

516 本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル的な
517 業務フローを示すことにより、自治体及び事業者による共通理解を促すことである。

518 本仕様書に記載する業務フローは、実際の各自治体における業務フローを拘束するものでは
519 ない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行う
520 ことが難しいと考える自治体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フローに改め、
521 本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

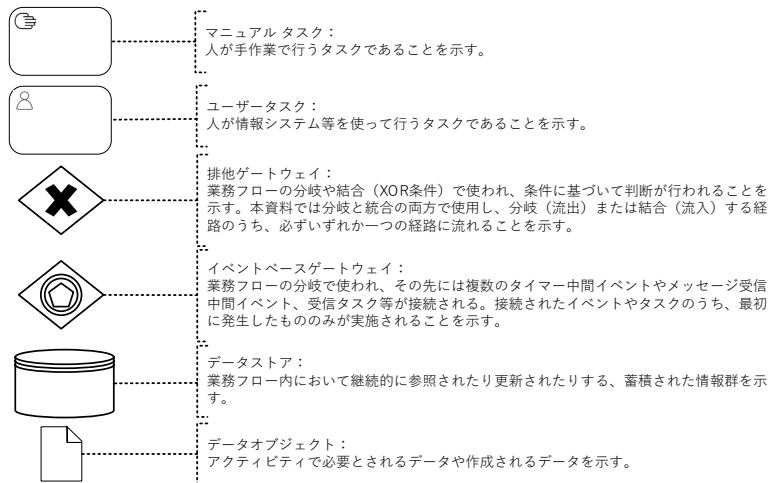
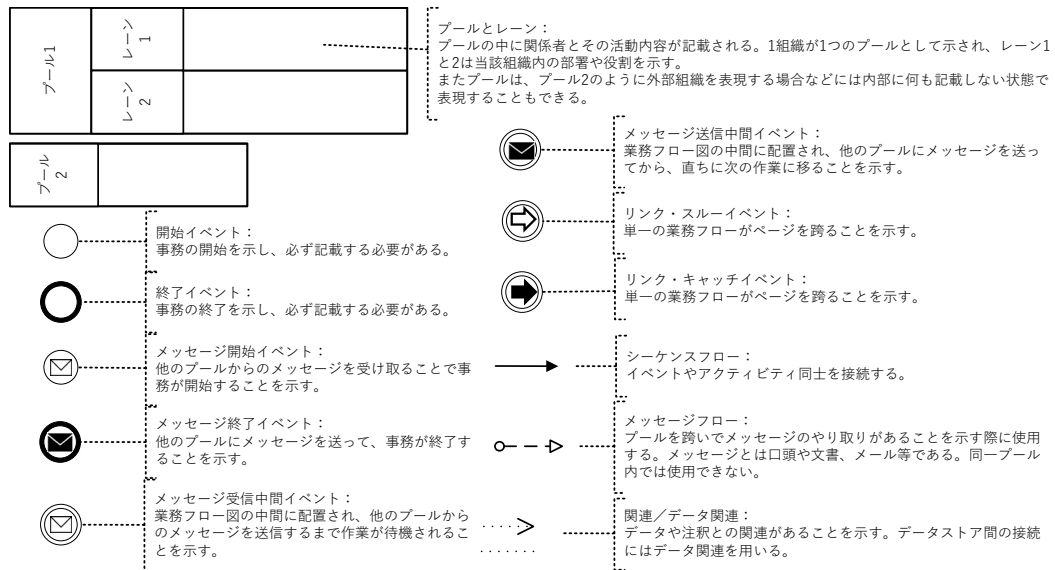
522 本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報シ
523 ステム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成27年3月）を参考に、表記
524 方法の国際標準である BPMN (Business Process Model and Notation) の手法を用いて記述し
525 た。

526 なお、本章（第3章 業務フロー等）の見出しの番号は、次章（第4章 機能要件）の見出
527 しの番号（通し番号）と合致している。

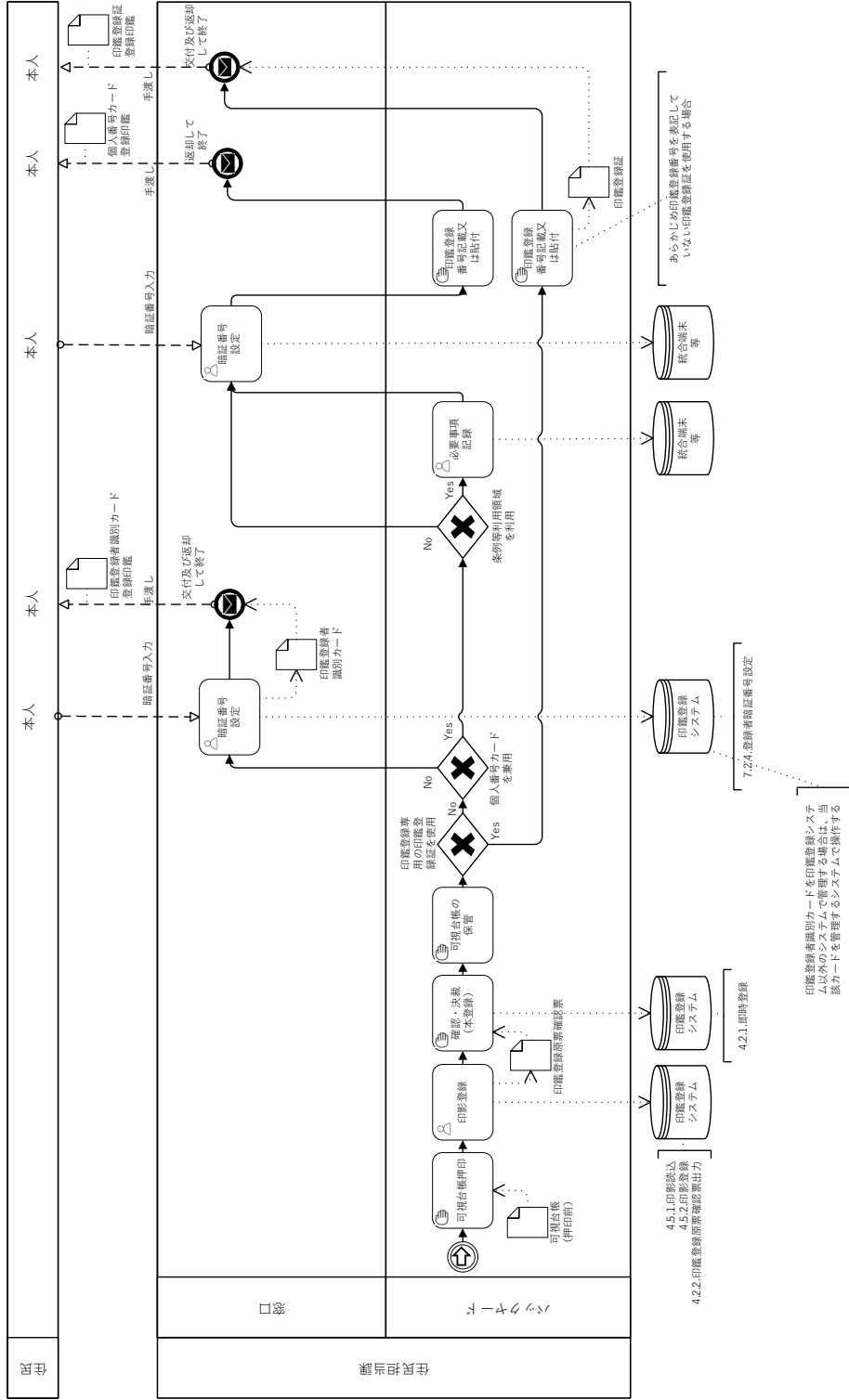
528

529

531 図表3-1 BPMN凡例

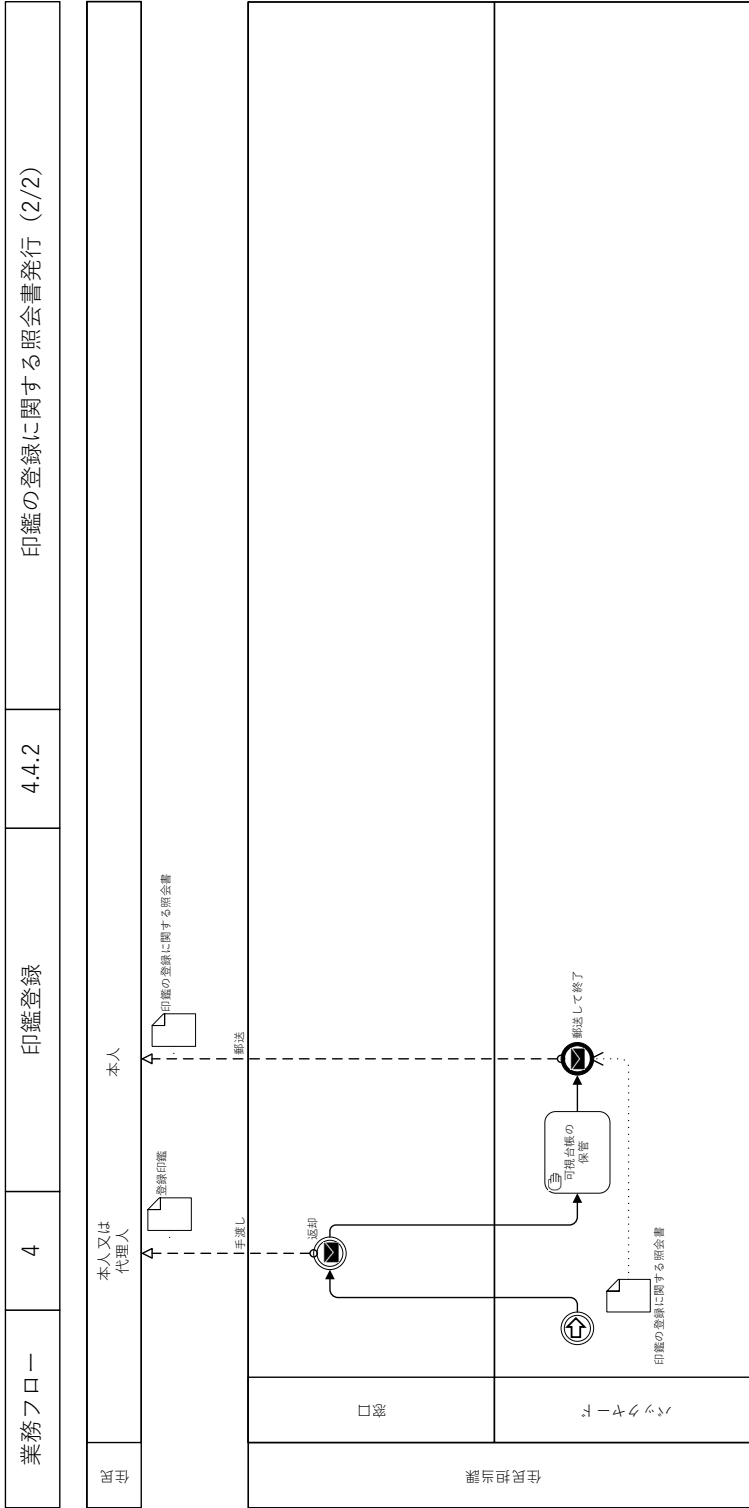


| | | | |
|-------|---|------------|------------|
| 業務フロー | 4 | 4.2.1 印鑑登録 | 即時登録 (2/2) |
|-------|---|------------|------------|



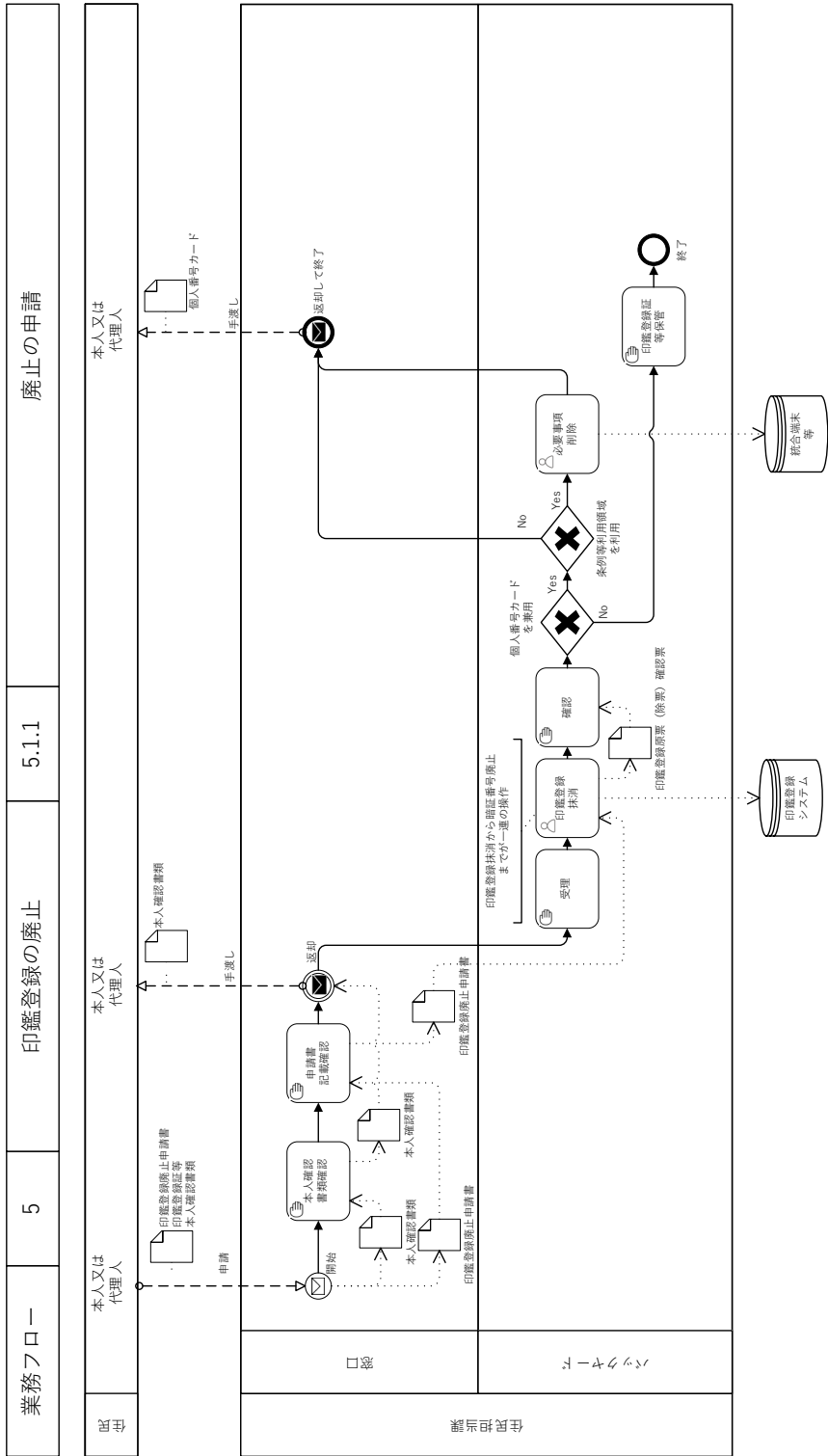
541

542

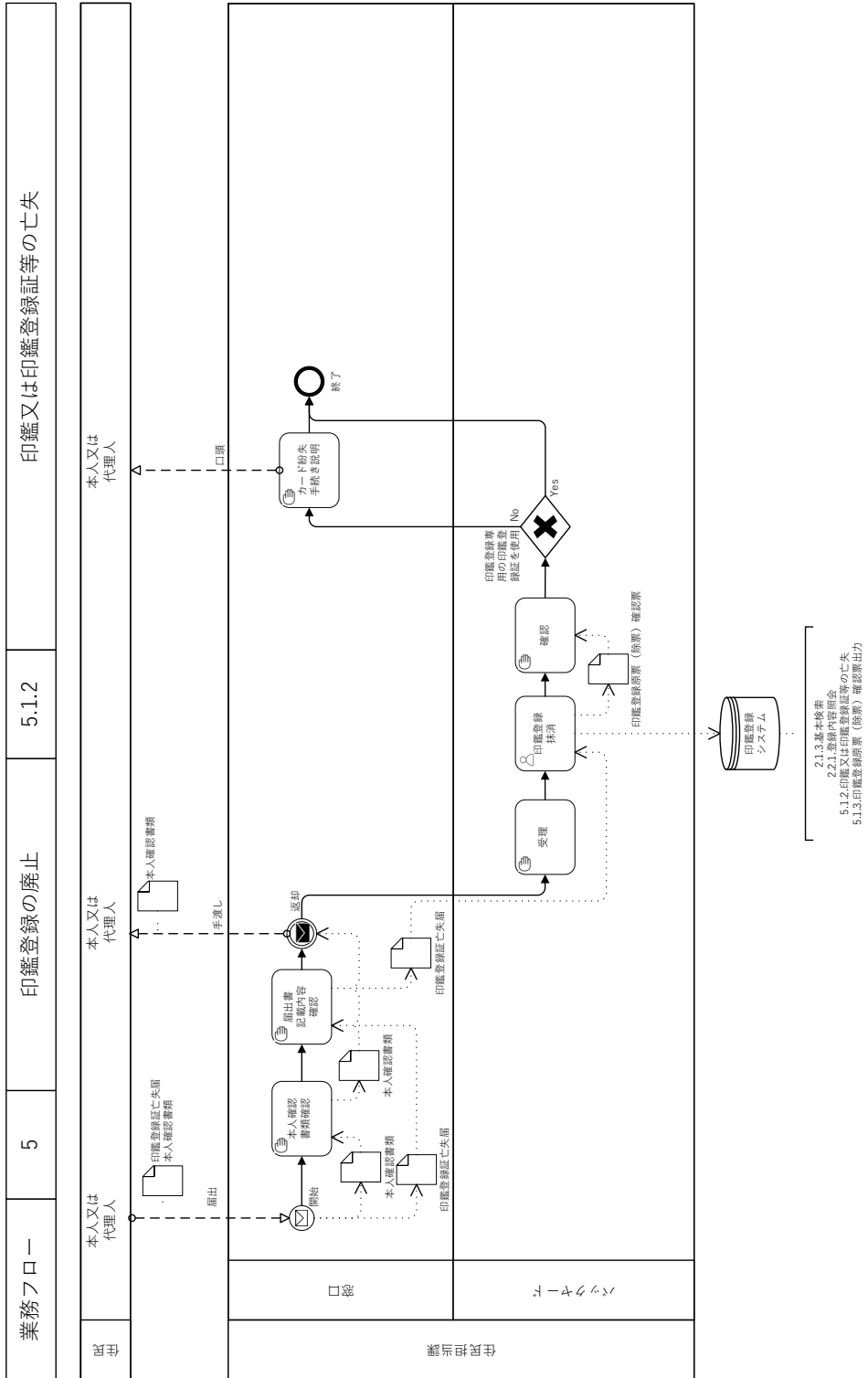


547 5. 印鑑登録の廃止

548 5.1.1. 廃止の申請



5.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失

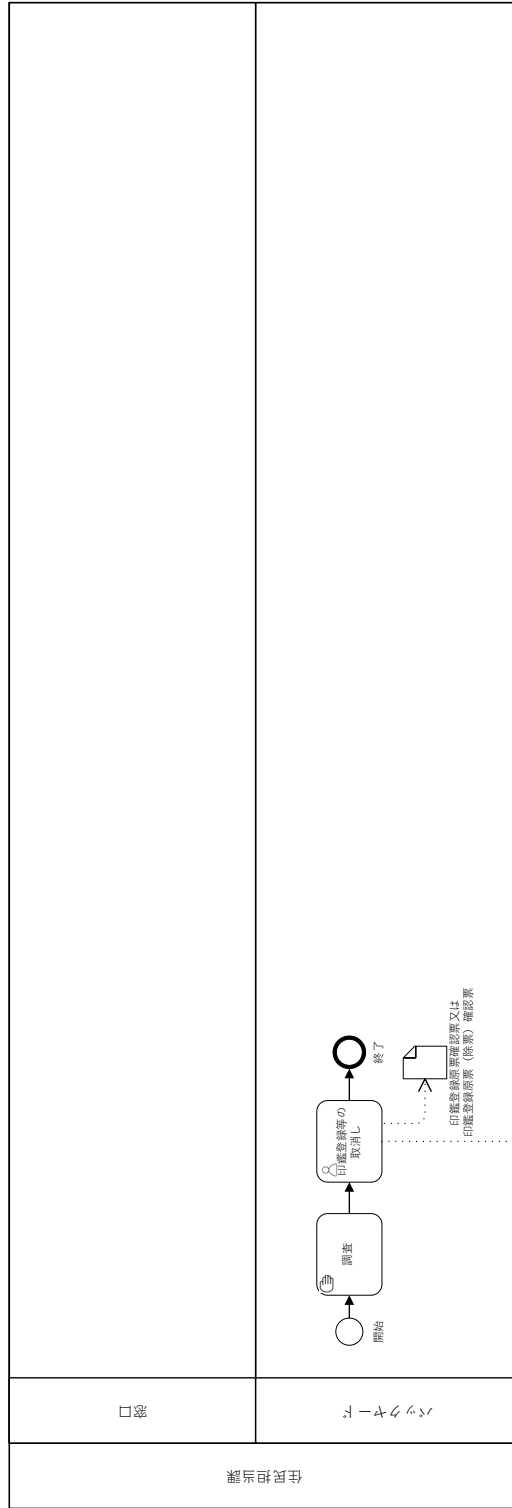


2.1.3 基本検索
 2.2.1 登録内容検索
 5.1.2 印鑑又は印鑑登録証等の亡失
 5.1.3 印鑑登録廃止（捺印）確認票出力

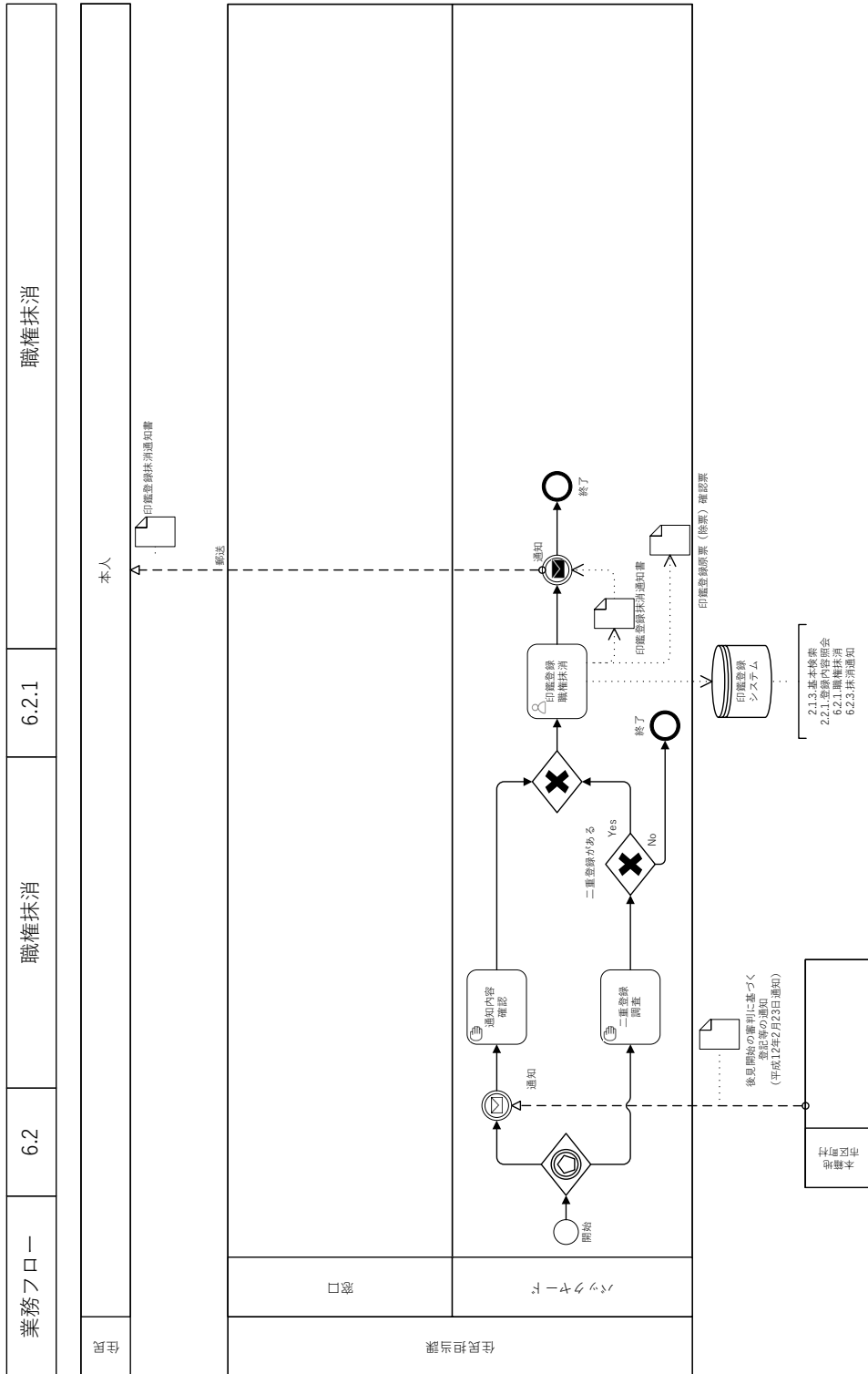
554 6.1. 異動の取消し

555 6.1. 異動の取消し

| | | | | |
|-------|-----|--------|-----|--------|
| 業務フロー | 6.1 | 異動の取消し | 6.1 | 異動の取消し |
| 住民 | | | | |

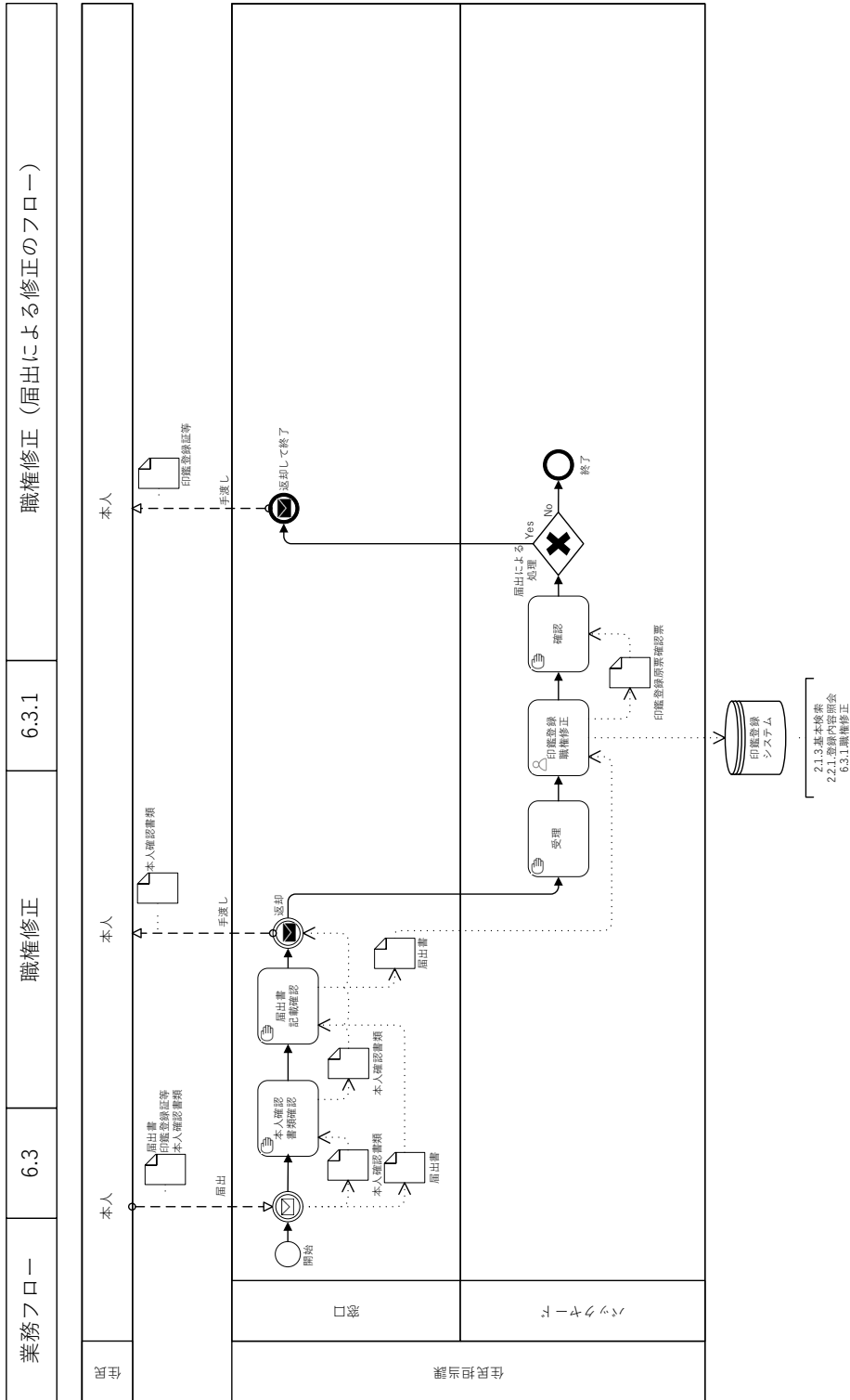


556

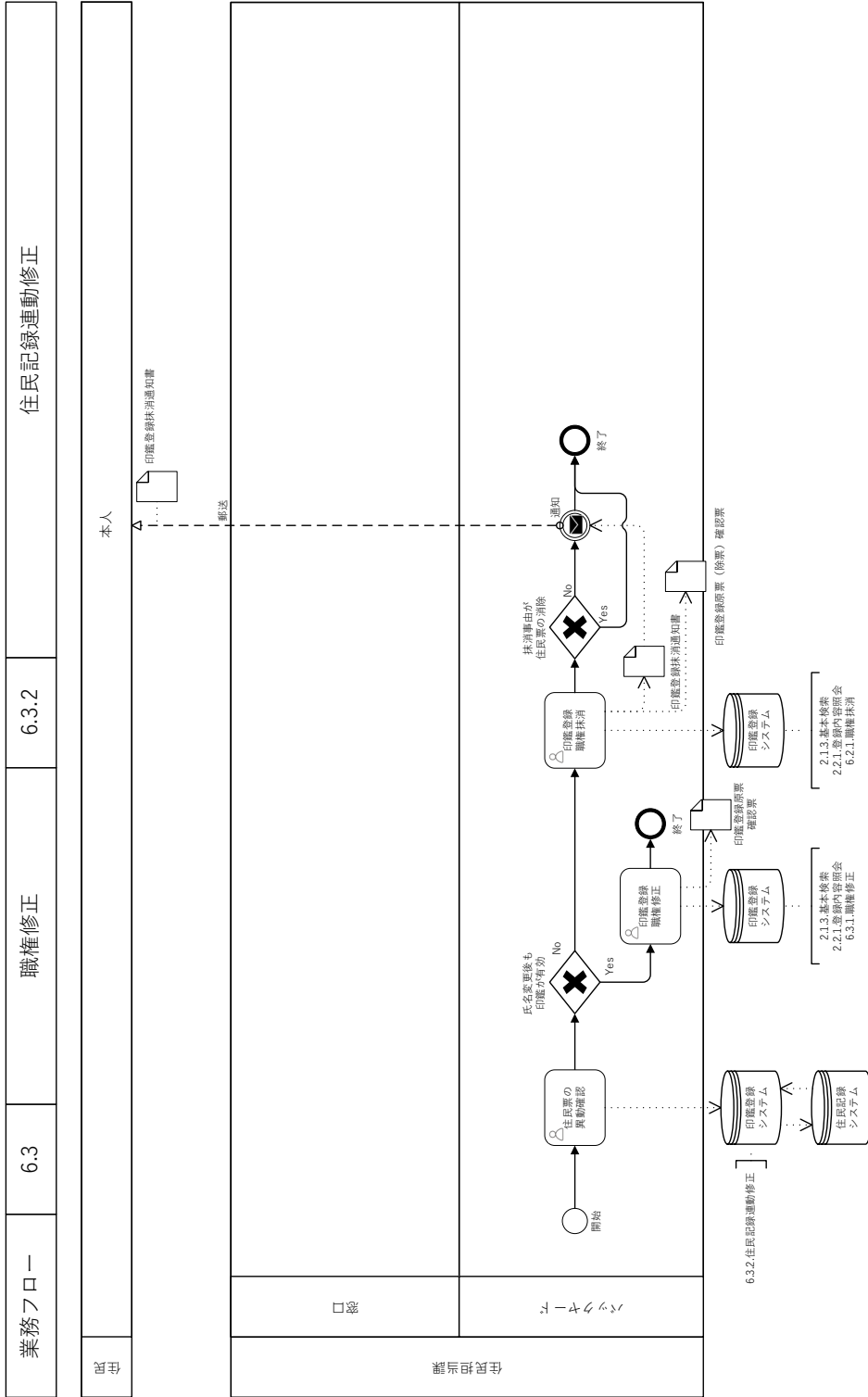


560 6.3. 職権修正

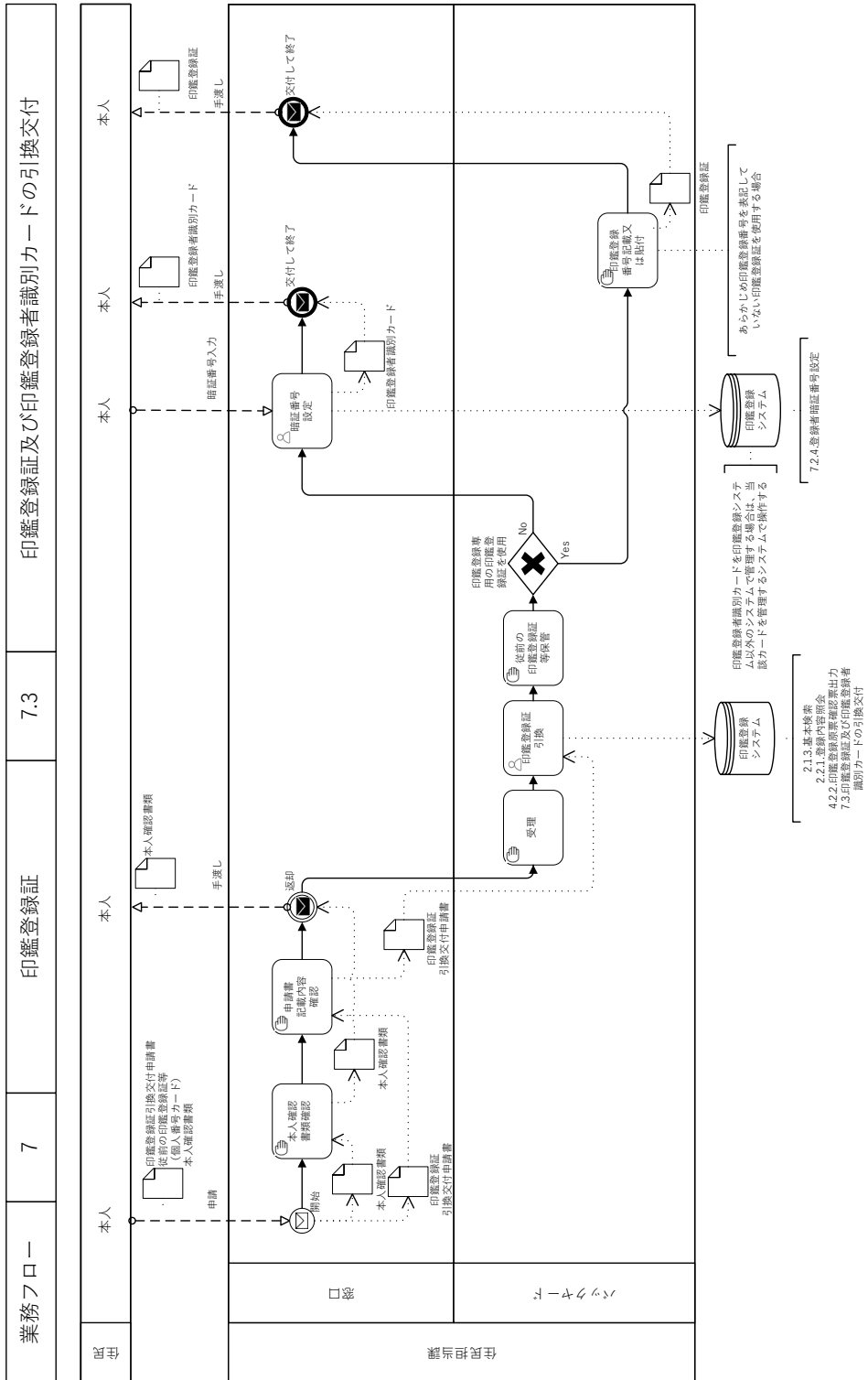
561 6.3.1. 職権修正（届出による修正のフロー）

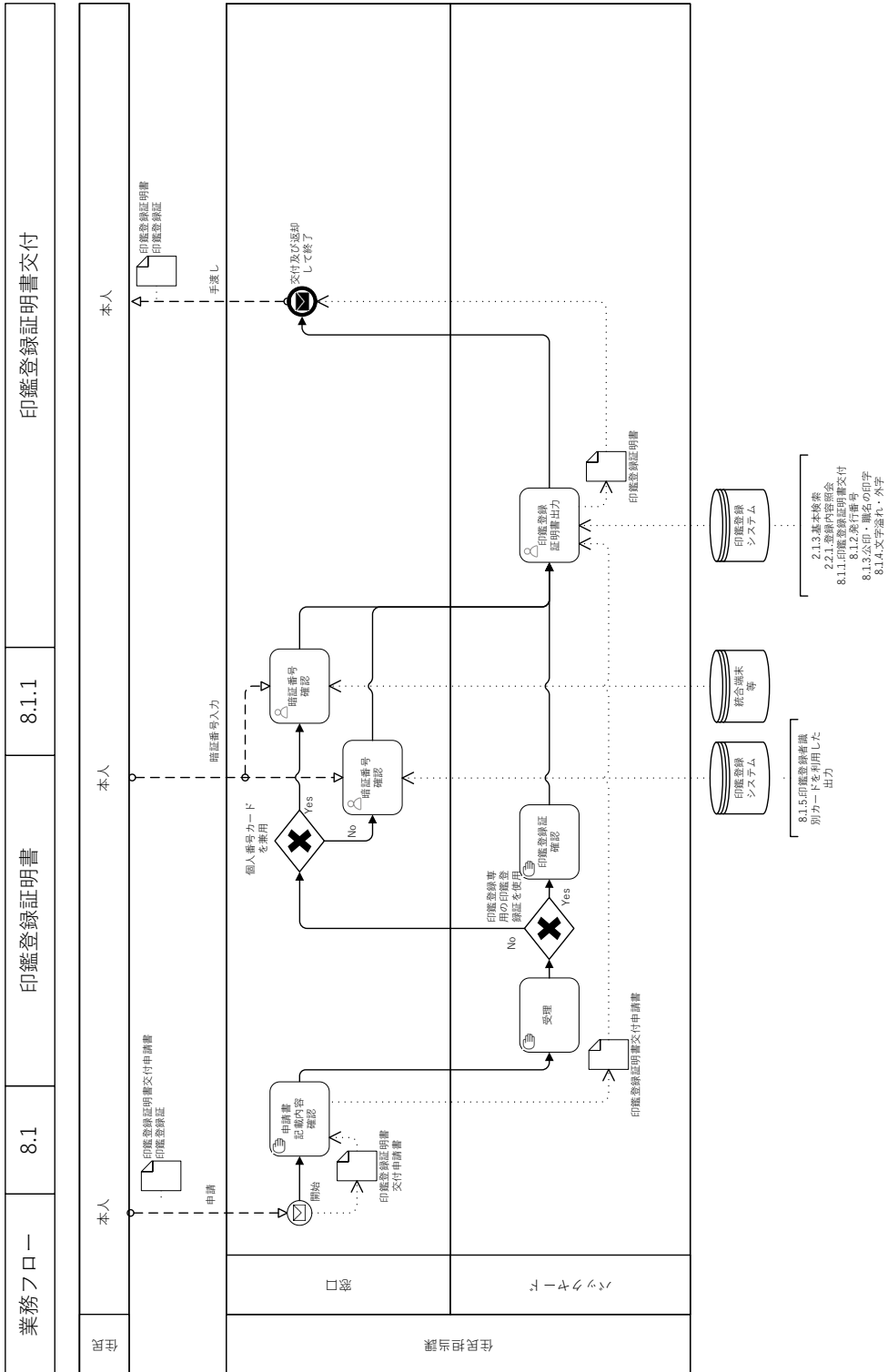


562



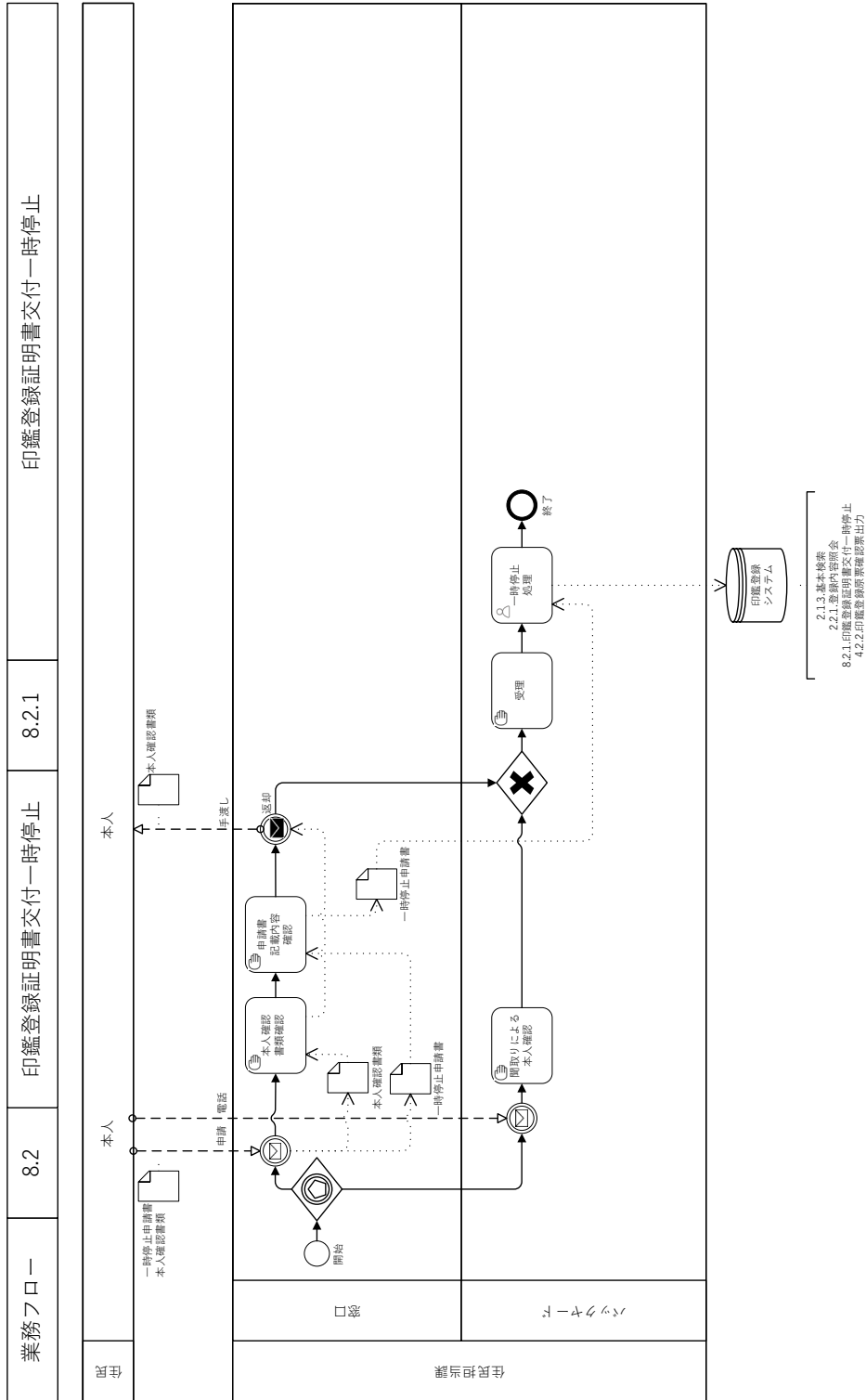
7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付



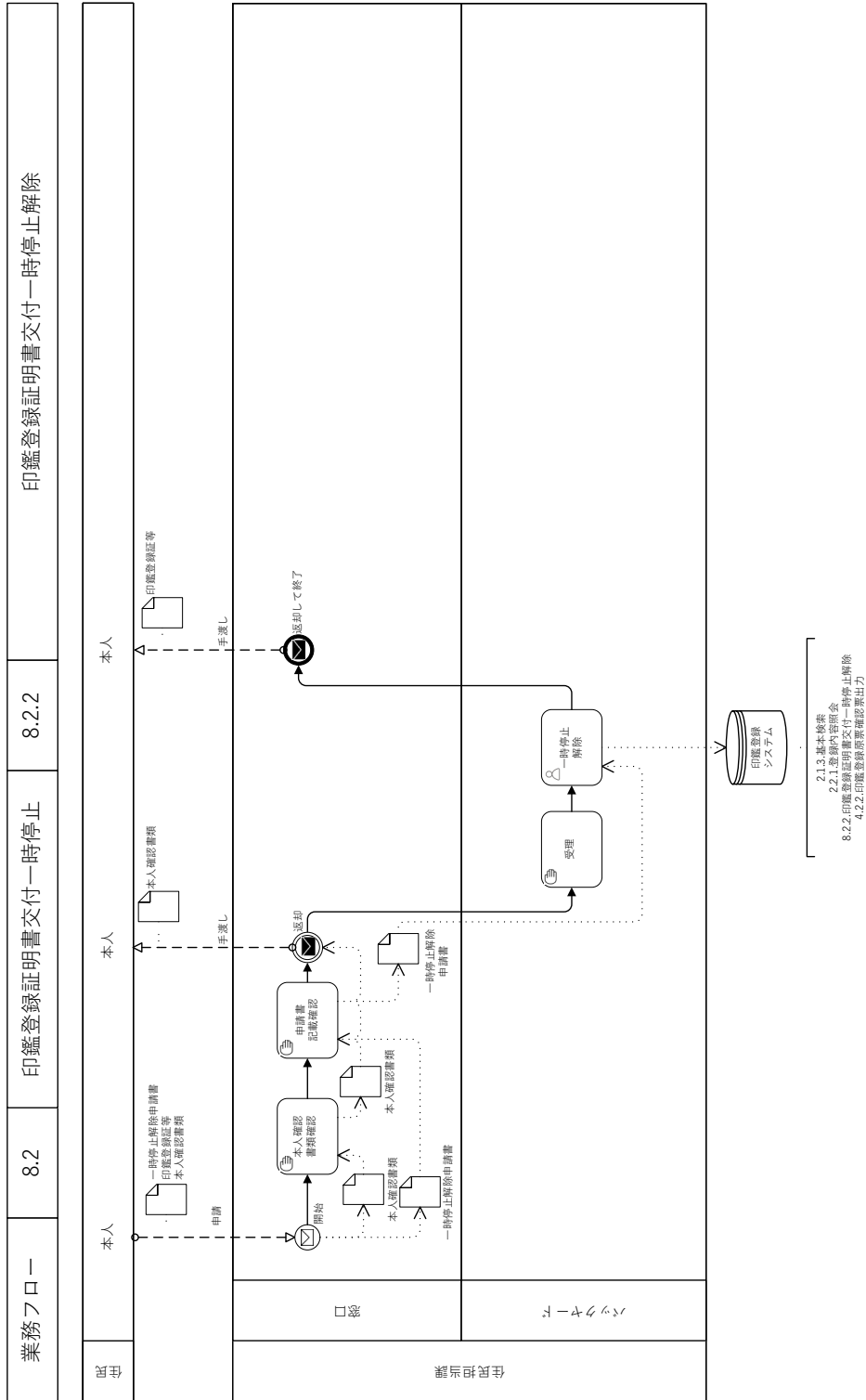


572 8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止

573 8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止



8.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除

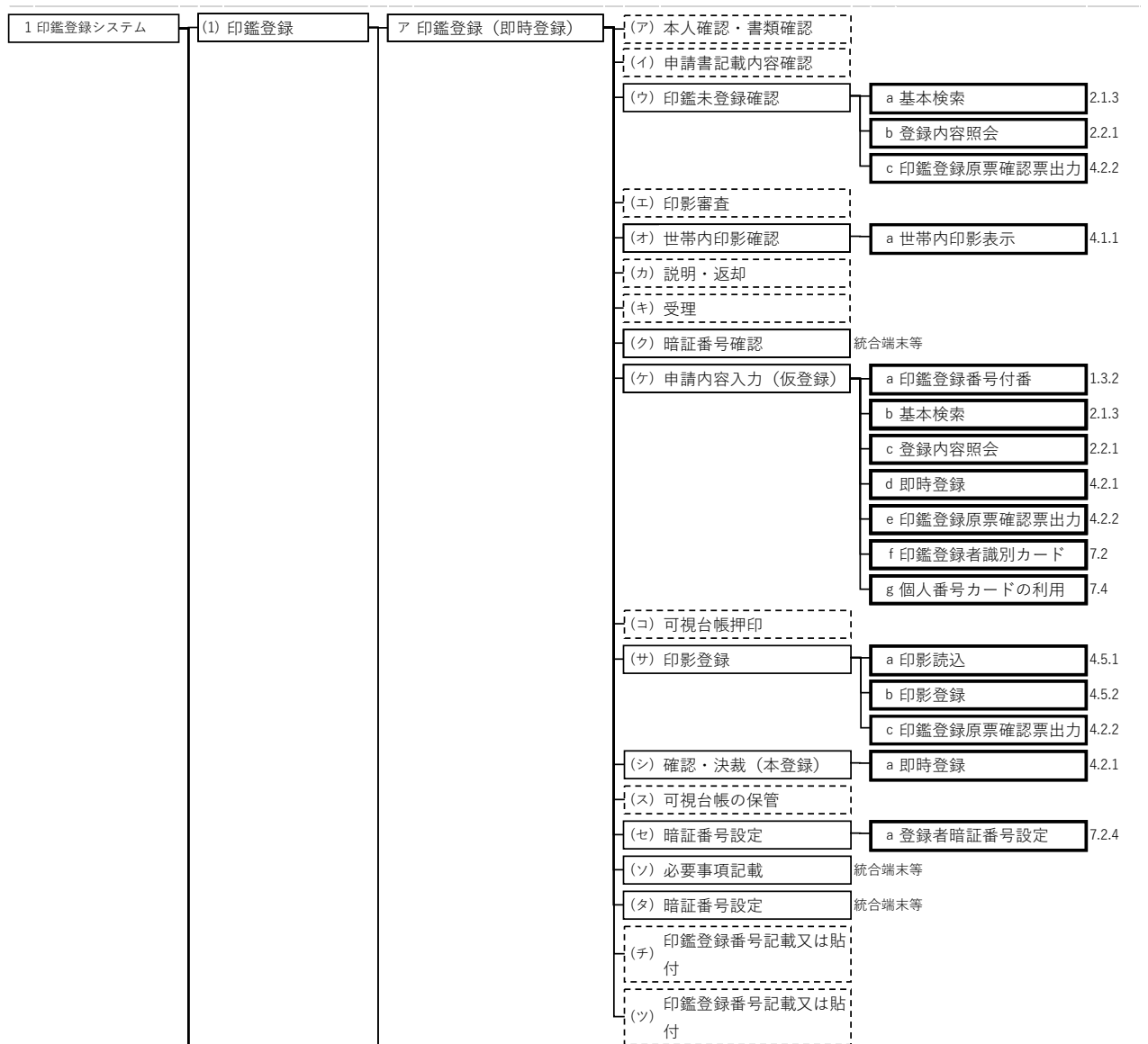


577 3-2 ツリー図

578 業務フロー図において可視化した、作業の箇所ごとに印鑑登録システムに必要な機能要件を整理
 579 する。自治体業務に関わる情報や事務処理要領等に基づき、標準的な機能要件を定めた後、ツリー
 580 図（図表3-2）として機能要件の全体構造を示す。

581

582 図表3-2 ツリー図

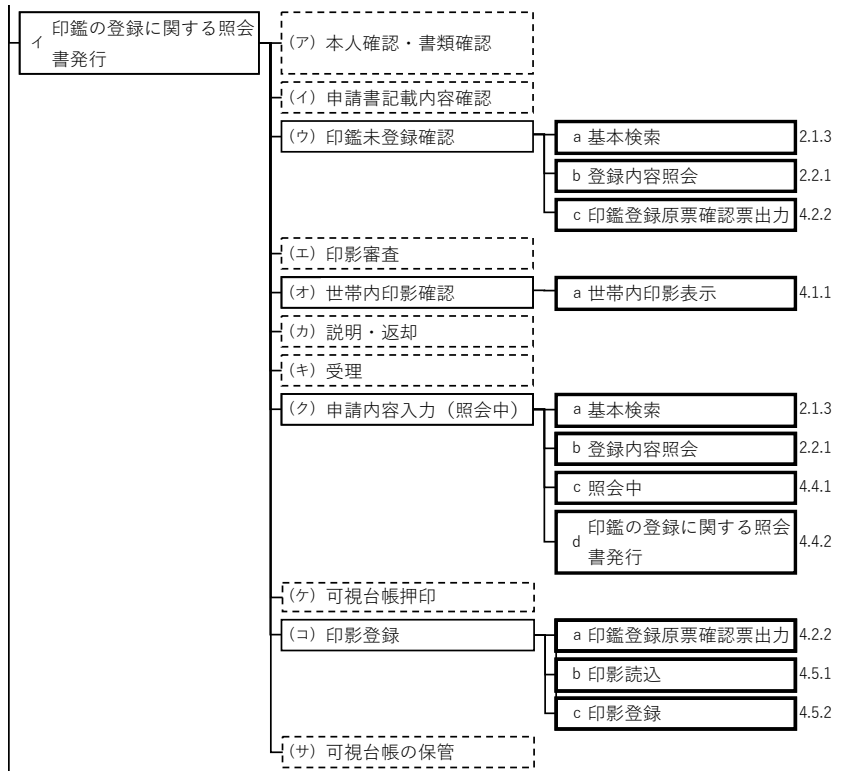


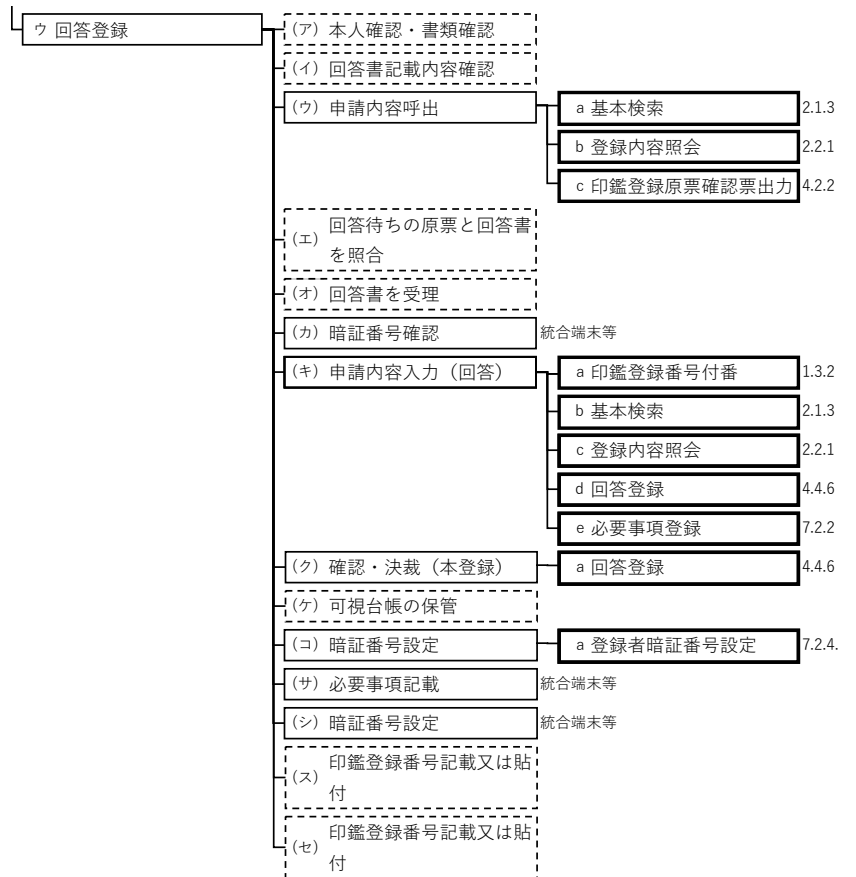
583

584

585

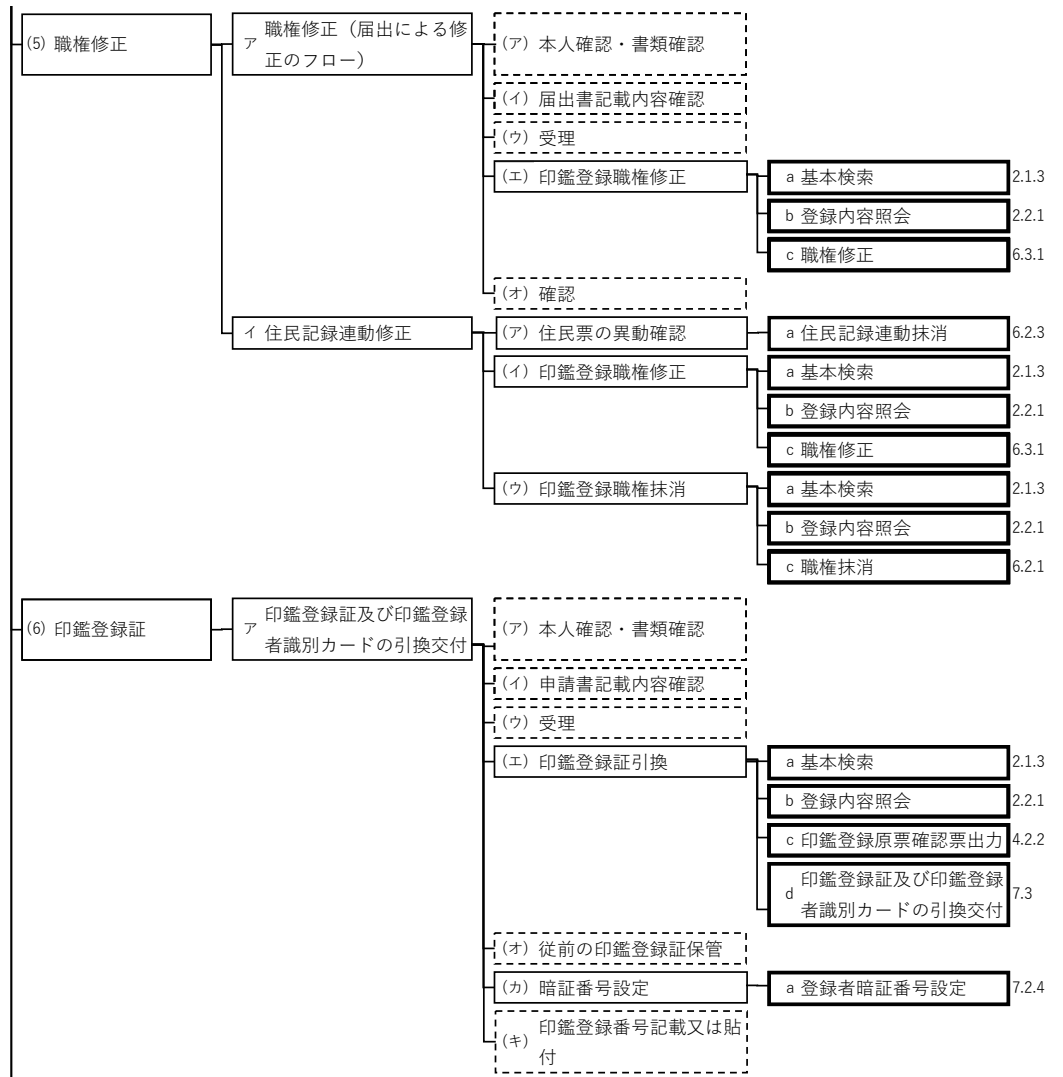
586

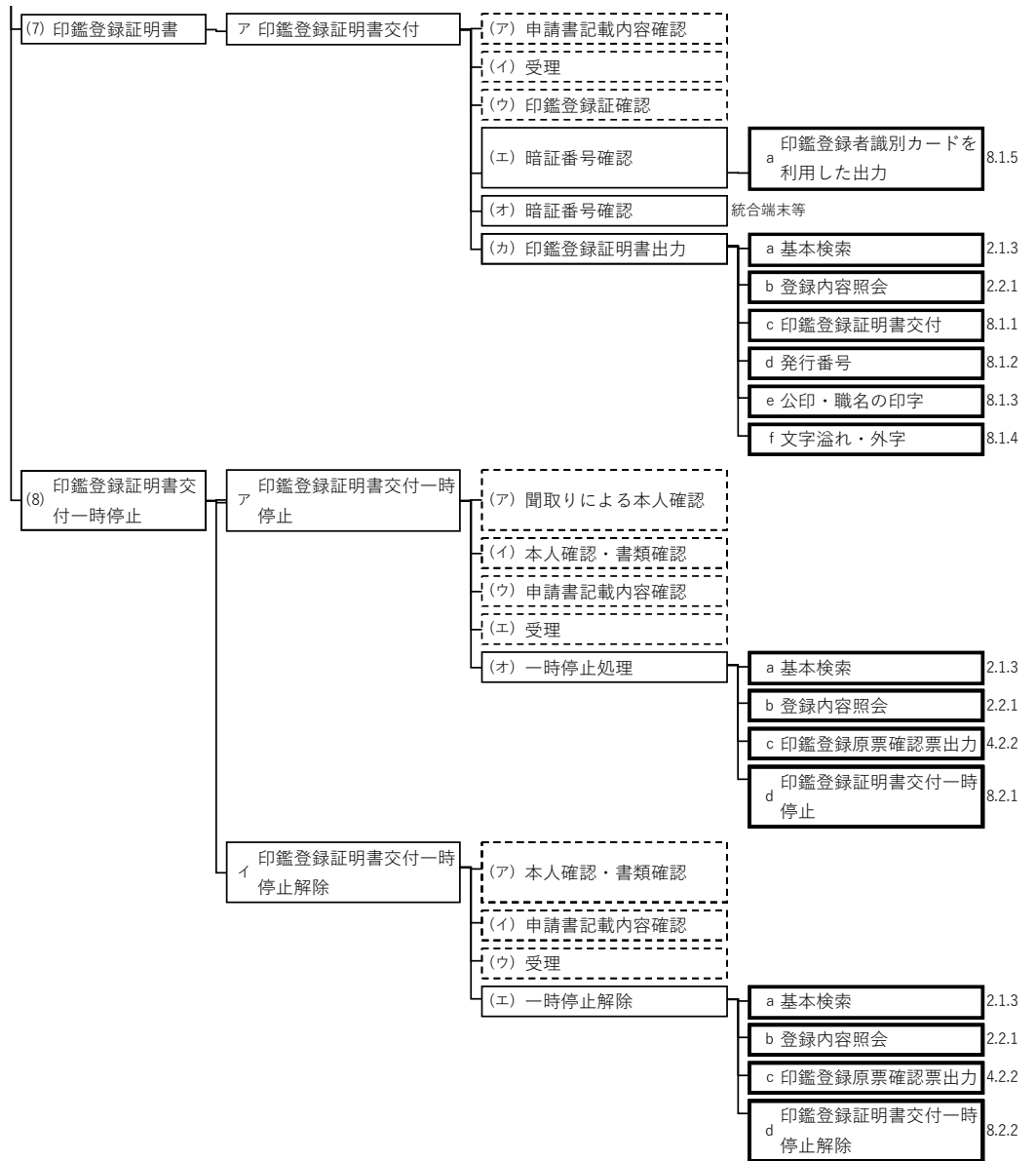




587

588





592

593

594 第4章 機能要件

595 1 管理項目

596 1.1. 登録データ

597 1.1.1. 日本人住民データの管理

598 【実装すべき機能】

599 日本人住民の印鑑登録について、以下の項目を管理（※）すること。

600 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。

601

602 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外の
603 システムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1（データ構造）
604 に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認
605 できる機能を有すること。

606 【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】

- 607 ・ 印影
- 608 ・ 登録番号
- 609 ・ 登録年月日
- 610 ・ 氏名
- 611 ・ 旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30
612 条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）
- 613 ・ 生年月日（和暦で管理すること。）
- 614 ・ 住所（方書を含む。以下同じ）

615 【印鑑登録のその他の項目】

- 616 ・ 印鑑登録状態（仮登録、照会中、本登録、抹消）
- 617 ・ 宛名番号
- 618 ・ 世帯番号
- 619 ・ 氏名のフリガナ
- 620 ・ 旧氏のフリガナ
- 621 ・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1参照）
- 622 ・ 印鑑登録証データとして管理する項目（1.3.5参照）
- 623 ・ 住民種別（日本人住民・外国人住民）
- 624 ・ 成年被後見人該当の有無
- 625 ・ 後見開始の審判確定日

- 626 ・ 転出予定年月日
- 627 ・ 住所の郵便番号 (1. 1. 8 参照)
- 628 ・ 証明書の交付履歴 (1. 3. 6 参照)
- 629 ・ 抑止フラグ (3. 1 参照)
- 630 ・ 一時停止フラグ (8. 2. 1 参照)
- 631 ・ 利用者証明用電子証明書シリアル番号
- 632 ・ メモ

633

634 **【実装してもしなくても良い機能】**

- 635 ・ 印影の氏名区分 (氏名、氏のみ、名のみ、旧氏と名、旧氏、氏頭文字と名頭文字、
636 氏頭文字と名、氏と名頭文字、旧氏頭文字と名頭文字、旧氏頭文字と名、旧氏と名頭
637 文字、その他) (「その他」は、従前から登録を受けていた印影が、上記の氏名区分に
638 該当しない場合及び条例等において上記以外の区分を認めている場合にのみ使用す
639 る。「その他」を使用する場合は、メモに印影の詳細を自由記述式で記載できるこ
640 と。また「その他」を選択した場合、アラートを表示すること。)
- 641 ・ 保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号
- 642 ・ 世帯員の並び順 (4. 1. 1 参照)
- 643 ・ 性別
- 644 ・ 登録時の区名 (指定都市の場合)

645

646 **【実装しない機能】**

- 647 ・ 同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること。

648

649 **【考え方・理由】**

650 本人確認の方法や住民票の状態確認についての管理も検討されたが、住民記録システ
651 ムには記載がないことから、本項目は管理しないこととした。また、成年被後見人の有
652 無については、該当した場合にその旨のアラート表示をさせることから、項目を設け
653 る。

654 生年月日については、住基ネットや住民記録システム上において、日本人住民は和暦
655 で管理されていることから、印鑑登録システムにおいても日本人住民は和暦で管理す
656 ることとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力に
657 おいて和暦に変換する機能を有すること。

658 転出予定日は、当該項目の入力がある際にアラートを出し、照会回答登録等を実施す
659 る場合の回答期限の案内や、転出予定日経過後に印鑑登録証明書交付依頼があった際の
660 転出有無確認を職員に促す等の目的に使用される。

661 利用者証明用電子証明書シリアル番号は、個人番号カード（利用者証明用電子証明書
662 を利用）を印鑑登録者識別カードとすることを実装すべき機能としたため、シリアル番
663 号の管理についても実装すべき機能とする。

664 また、指定都市においては、区間異動（区間転入）の場合は転出区側の印鑑登録を引
665 き継ぐ運用としている場合もあるため、登録時の区名を管理することを実装してもしな
666 くても良い機能とした。

667 性別については、自治体が帳票への出力の有無について選択するため、実装してもし
668 なくても良い機能とした。

669 印影の氏名区分については、データ移行が煩雑になるとの意見や、市町村の運用上必
670 須ではないとの意見があったため、実装してもしなくても良い機能とした。

671

672 1.1.2. 外国人住民データの管理

673 【実装すべき機能】

674 外国人住民（住民基本台帳法（以下「法」という。）第30条の45に規定する外国人住
675 民をいう。以下同じ。）の印鑑登録について、以下の項目を管理すること。

676 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外の
677 システムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1（データ構造）
678 に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認
679 できる機能を有すること。

680 登録印鑑について、氏と名の頭文字を組み合わせたもの、氏の頭文字と名の頭文字を
681 組み合わせたものを登録できること。

682 【印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目】

- 683 ・ 印影
- 684 ・ 登録番号
- 685 ・ 登録年月日
- 686 ・ 氏名（漢字）
- 687 ・ 氏名（アルファベット）
- 688 ・ 氏名（カタカナ）
- 689 ・ 通称
- 690 ・ 生年月日（西暦で管理すること。）
- 691 ・ 住所
- 692 ・ 「氏名のカタカナ表記」（外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考
693 欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表され
694 ている印鑑により登録を受ける場合）

695

696 **【印鑑登録のその他の項目】**

- 697 ・ 印鑑登録状態（仮登録、照会中、本登録、抹消）
- 698 ・ 宛名番号
- 699 ・ 世帯番号
- 700 ・ 氏名のフリガナ
- 701 ・ 通称のフリガナ
- 702 ・ 異動履歴として管理する各項目（1.2.1 参照）
- 703 ・ 印鑑登録証データとして管理する項目（1.3.5 参照）
- 704 ・ 住民種別（日本人住民・外国人住民）
- 705 ・ 成年被後見人該当の有無
- 706 ・ 後見開始の審判確定日
- 707 ・ 住所の郵便番号（1.1.8 参照）
- 708 ・ 転出予定年月日
- 709 ・ 証明書の交付履歴（1.3.6 参照）
- 710 ・ 抑止フラグ（3.1 参照）
- 711 ・ 一時停止フラグ（8.2.1 参照）
- 712 ・ 利用者証明用電子証明書シリアル番号
- 713 ・ メモ

714

715 **【実装してもしなくても良い機能】**

- 716 ・ 印影の氏名区分（氏名、氏名（カタカナ表記）、氏のみ、氏のみ（カタカナ表
- 717 記）、名のみ、名のみ（カタカナ表記）、氏頭文字と名頭文字、氏頭文字と名頭文字
- 718 （カタカナ表記）、氏頭文字と名、氏頭文字と名（カタカナ表記）、氏と名頭文字、
- 719 氏と名頭文字（カタカナ表記）、通称、氏と通称の一部、通称の一部と名、その他）
- 720 （「その他」は、従前から登録を受けていた印影が、上記の氏名区分に該当しない場
- 721 合及び条例等で上記以外の区分を認めている場合にのみ使用する。「その他」を使用
- 722 する場合は、メモに印影の詳細を自由記述式で記載できること。また「その他」を
- 723 選択した場合、アラートを表示すること。）
- 724 ・ 保証人の氏名、住所、生年月日、性別及び登録番号
- 725 ・ 世帯員の並び順（4.1.1 参照）
- 726 ・ 性別
- 727 ・ 登録時の区名（指定都市の場合）

728

729 **【実装しない機能】**

- 730 ・ 同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること。

731

732 **【考え方・理由】**

733 1.1.1. 日本人住民データの管理と同様。

734

735 1.1.3. 除票

736 **【実装すべき機能】**

737 5.1.1（廃止の申請）、6.2（職権抹消）により印鑑登録を抹消したときは、印鑑登録原
738 票を除票とすること。

739

740 1.1.4. 空欄

741 **【実装すべき機能】**

742 以下の項目は、空欄を許容しないこと。その他の項目は、空欄を許容すること。

743

744 **【空欄を許容しない項目】**

- 745 ・ 印影
- 746 ・ 登録番号
- 747 ・ 登録年月日
- 748 ・ 氏名（外国人の場合は漢字・アルファベット・カタカナのいずれか）
- 749 ・ 生年月日
- 750 ・ 住所
- 751 ・ 宛名番号
- 752 ・ 世帯番号

753

754 **【考え方・理由】**

755 空欄を許容しない条件が適用されるのは本登録状態であり、仮登録状態の場合には上
756 記に示した項目であっても空欄が許容される。

757

758 1.1.5. 年月日の管理

759 **【実装すべき機能】**

760 年月日は、暦上日に限り、許容すること。ただし、1.1.1（日本人住民データの管理）
761 及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち生年月日については、住
762 民記録システムとの整合性を図るため、暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年
763 における2月29日）も許容するとともに、以下に規定する不詳日を許容すること。また、
764 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する登
765 録年月日についても以下の不詳日を許容すること。印鑑登録システム内部の年月日の入

- 766 力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちら
767 を用いても差し支えない。
- 768 ・ 「令和〇〇年頃」
 - 769 ・ 「令和〇〇年〇月頃」
 - 770 ・ 「令和〇〇年〇月〇日頃」
 - 771 ・ 「推定令和〇〇年〇月〇日」
 - 772 ・ 「推定令和〇〇年〇月」
 - 773 ・ 「令和〇〇年春」
 - 774 ・ 「令和〇〇年〇月上旬」
 - 775 ・ 「令和〇〇年〇月中旬頃」
 - 776 ・ 「年月日不詳」
 - 777 ・ 「令和〇〇年 月日不詳」
 - 778 ・ 「令和〇〇年〇〇月 日不詳」
 - 779 ・ 「令和〇〇年〇〇月〇日から〇〇月〇日頃までの間」
 - 780 ・ 「令和〇〇年〇〇月推定〇日から〇日までの間」
 - 781 ・ 「令和〇〇年〇〇月〇日頃から〇日頃までの間」

782

783 **【考え方・理由】**

784 住民記録システムから反映されるデータがあるため、住民記録システムに準ずる。
785 また、登録年月日について原則不詳日は認められないが、古くから維持されている印
786 鑑登録において不詳となっている場合が考えられるため、標準化に際して準拠システム
787 へ移行する際に不詳日の設定を許容することとした。

788

789 1.1.6. 年月日の表示

790 **【実装すべき機能】**

791 年月日は、印鑑登録証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。ただ
792 し、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日
793 は、西暦で記載・表示すること。上記の記載・表示のため1.3.3（和暦・西暦管理）によ
794 る適切な変換機能を有していること。

795

796 **【考え方・理由】**

797 住民記録システムに準ずる。

798

799 1.1.7. メモ機能

800 **【実装すべき機能】**

801 個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモを入力した
802 者の操作者 ID 及び日時が記録されること。

803 メモの修正・削除について履歴管理されること。メモ入力されたものについては、印
804 鑑登録証明書に出力されないこと。

805

806 **【考え方・理由】**

807 住民記録システムに準ずる。

808

809 1.1.8. 郵便番号

810 **【実装すべき機能】**

811 住所の郵便番号を管理すること。

812

813 **【考え方・理由】**

814 住民記録システムに準ずる。

815

816 1.1.9. 氏名優先区分

817 **【実装してもしなくても良い機能】**

818 氏名優先区分（例：外国人住民について、郵便物の送付先の記載として通称のみを希
819 望するか、本名のみを希望するか。）を管理すること。

820

821 **【考え方・理由】**

822 住民記録システムに準ずる。

823

824 1.2. 異動履歴データ

825 1.2.1. 異動履歴の管理

826 **【実装すべき機能】**

827 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する
828 異動履歴は、以下の項目を管理すること。

829

830 **【異動履歴管理事項に当たる項目】**

831 ・ 異動事由として管理する項目（1.2.4 参照）

832 ・ 異動日

833 ・ 処理日

834 ・ 通知日

- 835 • 入力場所
- 836 • 入力端末

837

838 **【考え方・理由】**

839 住民記録システムに準ずる。印鑑登録状態が一度本登録にならない限り、異動履歴は
840 記録されない。

841

842 1.2.2. 異動者

843 **【実装すべき機能】**

844 異動処理において、対象者を住民データから選択できること。その際、基本検索によ
845 り個人単位で検索できるものとする。

846

847 1.2.3. 異動日・処理日

848 **【実装すべき機能】**

849 異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。

850 異動日は、初期表示としては空欄とすること。

851 異動日は、処理当日以前の日のみを入力できること。

852 処理日は、処理当日が自動入力されること。

853

854 1.2.4. 異動事由

855 **【実装すべき機能】**

856 システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えるこ
857 と。また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分にマッ
858 ピングができること。

859 異動事由は、以下のとおり区分すること。

860

861 ○登録の事由

862 • 即時登録

863 • 回答登録

864 • 印鑑登録原票の改製

865 • 印鑑登録原票の再製

866 • 抹消の取消し

867

868 ○抹消の事由

869 • 廃止届

- 870 ・その他職権抹消
- 871 ・印鑑又は印鑑登録証等の紛失、破損、亡失
- 872 ・意思能力を有しない者に該当
- 873 ・二重登録
- 874 ・印鑑登録原票の改製
- 875 ・住民票の消除
- 876 ・氏名の変更
- 877 ・旧氏の変更
- 878 ・旧氏の削除
- 879 ・通称の削除
- 880 ・「氏名のカタカナ表記」の変更
- 881 ・住基カード廃止
- 882 ・個人番号カード廃止

883

884 ○修正の事由

- 885 ・氏名変更（氏名を印影に使用していない場合）
- 886 ・氏の変更（氏を印影に使用していない場合）
- 887 ・名の変更（名を印影に使用していない場合）
- 888 ・旧氏の記載（旧氏を印影に使用していない場合）
- 889 ・旧氏の変更（旧氏を印影に使用していない場合）
- 890 ・旧氏の削除（旧氏を印影に使用していない場合）
- 891 ・通称の記載（通称を印影に使用していない場合）
- 892 ・通称の削除（通称を印影に使用していない場合）
- 893 ・性別変更
- 894 ・転居
- 895 ・職権修正
- 896 ・誤記修正
- 897 ・個人番号カード再交付
- 898 ・印鑑登録原票の再製
- 899 ・異動の取消し（修正）

900

901 ○印鑑登録証等引換交付の事由

- 902 ・印鑑登録原票の改製
- 903 ・汚損又は毀損
- 904 ・磁気不良
- 905 ・登録番号変更に伴う引換交付
- 906 ・印鑑登録証等の変更に伴う引換交付

907

908 **【考え方・理由】**

909 登録の事由内の「抹消の取消し」は、誤記により抹消した場合において、印鑑登録の
910 機能を回復することを指す。

911 抹消の事由において、住民記録システムから転出や死亡等の抹消の連携がされた場合
912 は、基本的に住民記録システムと連動する仕組みとするべきであることから、すべて
913 「住民票の消除」としてまとめて取り扱う。また、令和元年11月19日の通知により、
914 印鑑登録ができない者は成年被後見人でなく意思能力を有しない者とされていることか
915 ら、当該事由を抹消の事由とした。また、盗難や焼失といった事由に細かく分けている
916 という意見もあったが、後続の作業が変わらないため盛り込まない。

917 抹消の事由においては氏と名の変更は区別せず「氏名の変更」として取り扱うが、修
918 正の事由においては抹消としない理由を疎明する情報となるため、「氏名の変更」、「氏
919 の変更」、「名の変更」それぞれで管理する。

920 印鑑登録証等を亡失した場合は、悪用防止のため印鑑登録番号を変更する必要がある
921 ことから、引換交付の対象とはせず、抹消の取り扱いとする。

922 「登録番号の変更に伴う引換交付」は、市町村合併による登録番号の変更や、標準準
923 拠システムへの移行に際した登録番号の変更などを想定している。「印鑑登録証等の変更
924 に伴う引換交付」については、紙の印鑑登録証を使っていた者が、個人番号カードを印
925 鑑登録証として使用することとした場合などがあたる。

926 印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除は、印鑑登録に異動が生じたものではない
927 ため異動事由としては設定しない。

928

929 **1.3. その他の管理項目**

930 **1.3.1. 入力場所・入力端末**

931 **【実装すべき機能】**

932 システムログや証明書発行管理に使用するため、印鑑登録システムを使用する場所と
933 して、本庁、支所、出張所、印鑑登録システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登
934 録管理ができること。

935 指定都市においては、行政区（総合区を設置している場合は総合区。以下同じ。）（区
936 役所）を管理できること。

937

938 **【考え方・理由】**

939 住民記録システムに準ずる。

940

941 1.3.2. 印鑑登録番号付番

942 【実装すべき機能】

943 登録番号は、自動で連番を割り振るか、番号を指定して手入力するか又は登録番号を
944 印鑑登録証等からカードリーダーで読み取るかのいずれかの方法で登録できること。登
945 録番号の体系は、半角英数字、チェックディジットの指定をせず、15桁とし、15桁に満
946 たない場合は自動で数値の左側を0で埋めることとする。上記の条件を満たしていれ
947 ば、各自治体の指定した体系も許容する。ただし、既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑
948 登録者識別カードの登録番号が上記の番号体系に合致しない場合は、1.1.1（日本人住民
949 データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する登録番号には9から
950 始まる15桁の番号を入力し、実際の登録番号は旧登録番号に入力することとする。

951

952 【実装してもしなくても良い機能】

953 登録番号は、自動で連番を割り振る方法、番号を指定して手入力する方法及び登録番
954 号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取る方法のうち複数の方法を備え、場合に
955 応じて方法を選択して、登録できること。

956

957 【考え方・理由】

958 登録番号の仕様がカスタマイズの要因となることから、標準仕様を策定することとし
959 た。

960 システムによっては、登録番号を15桁以上で管理している者も存在し得るが、地域情
961 報プラットフォーム及び中間標準レイアウトにおいて15桁とされており、規模の大きい
962 市町村の人口にも十分対応可能と考えられる15桁とした。現在、15桁に満たない桁数で
963 付番しているシステムについては、左側を0で埋めることで、本仕様書案の番号体系に
964 適合することが可能である。

965 登録番号に表示された文字によって登録等の処理を行った支所等の区別をしている市
966 町村もあることなどを考慮すれば、数字のみでは足りないことから、本仕様書案では半
967 角英字も使用可能とする。ひらがなや漢字などを使用している市町村もあるが、英数字
968 による区別に置き換えることも可能であり、英数字の方が、ひらがなや漢字よりも圧倒
969 的に数が少なく、外字も発生しない分、汎用性も高いと考えられることから、使用可能
970 な文字・数字は必要最小限に絞り、半角英数字以外の文字は使用しないこととする。

971 既に本仕様書案の番号体系と異なる体系で付番された印鑑登録証等を所持している者
972 もシステム上で管理できるよう、9から始まる15桁の番号を使用することで、券面に
973 は、システム上で付番された登録番号と異なる番号が記載されていることがわかるよう
974 にし、実際に券面に記載されている登録番号は「旧登録番号」としてシステムで登録・
975 管理できる機能を実装する。なお、自動連番とした場合でも、大きな値の番号のほうが

976 先に利用されたり、重複したりする可能性が低いと考えられることから、9 から始まる番
977 号を使用することとした。

978 また、印鑑登録証の再利用を考慮し、抹消された登録番号についての再登録も検討さ
979 れたが、二重登録を防ぐ観点から盛り込まないこととした。

980

981 1.3.3. 和暦・西暦管理

982 【実装すべき機能】

983 和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報が管理できること。

984 また、元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応が可能であるこ
985 と。

986

987 【考え方・理由】

988 住民記録システムに準ずる。

989

990 1.3.4. 公印管理

991 【実装すべき機能】

992 市区町村長及び職務代理者の公印が管理できること。

993

994 【考え方・理由】

995 住民記録システムに準ずる。

996 また、指定都市の場合は他区町村長の公印を管理できることも含む。

997

998 1.3.5. 印鑑登録証データの管理

999 【実装すべき機能】

1000 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードについて、以下の項目を管理できること。

- 1001 ・ 印鑑登録証等の券種
- 1002 ・ 旧登録番号（7.1.1（印鑑登録証）参照）

1003

1004 ○印鑑登録証等の券種

- 1005 ・ 印鑑登録証（紙、プラスチックカード等）
- 1006 ・ 印鑑登録者識別カード（磁気又は集積回路を付したカード）
- 1007 ・ 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）

1008

1009 【実装してもしなくても良い機能】

1010 印鑑登録証等の券種について、以下を管理できること。

- 1011 ・ 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープを利用）
1012 ・ 住基カード

1013

1014 **【考え方・理由】**

1015 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの券種については、7.（印鑑登録証）を参照さ
1016 れたい。なお、印鑑登録者識別カードについては、事務処理要領に規定のあるとおり
1017 「登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するた
1018 めの磁気又は集積回路を付したカードをもつて調製された印鑑登録証」を指しており、
1019 自動交付機に使用するカードに限らない。

1020 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用について、実装す
1021 べき機能とすることも検討されたが、全国照会において印鑑登録証等の形態について回
1022 答をいただいたところ、条例等利用領域の利用が2%、磁気テープの利用が4%の自治
1023 体が利用しているのみとなり、かなり少数であったことから、実装してもしなくても良
1024 い機能とした。

1025 また、住基カードについては、新規発行はなく、最長で券面の有効期限が令和7年の
1026 ため、実装しない機能とすることも検討されたが、有効期限切れの住基カードの条例に
1027 規定する目的に係る利用について、カードの運用状況に連動させるかどうかは自治体の
1028 判断によるため、継続使用を認めることができることや、全国照会において7%の自治
1029 体が利用していることから、実装してもしなくても良い機能とした。

1030

1031 1.3.6. 交付履歴の管理

1032 **【実装すべき機能】**

1033 1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する
1034 証明書の交付履歴（20.2.1（印鑑登録証明書）、20.2.2（印鑑の登録に関する照会書）、
1035 印鑑登録抹消通知書（20.2.3、20.2.4））は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理
1036 すること。

- 1037 ・ 交付年月日時
1038 ・ 交付場所
1039 ・ 交付対象者
1040 ・ 発行番号
1041 ・ 端末名、操作者 ID
1042 ・ 処分情報（誤って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録。）

1043

1044 **【考え方・理由】**

1045 住民記録システムに準ずる。

1046

1047 1.3.7. 認証者

1048 **【実装すべき機能】**

1049 証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏名の管理が
1050 できること。

1051 また、期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職
1052 務代理者期間の管理ができること。

1053 指定都市においては、市長もしくは区長、又はこれらの職務代理者の管理ができるこ
1054 と。

1055

1056 **【実装しない機能】**

1057 証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。

1058

1059 **【考え方・理由】**

1060 住民記録システムに準ずる。

1061

1062 1.3.8. 開庁日・閉庁日管理

1063 **【実装すべき機能】**

1064 開庁日又は閉庁日が管理できること。

1065

1066

1067 2 検索・照会・操作

1068 2.1. 検索

1069 2.1.1. 検索機能

1070 【実装すべき機能】

1071 システム利用者（ID単位）ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値（検索履歴）
1072 については、自動的にその設定値が、一定の件数保存されること。

1073 また、それら検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を
1074 活用した新たな検索にも対応できること。

1075

1076 【考え方・理由】

1077 住民記録システムに準ずる。

1078

1079 2.1.2. 検索文字入力

1080 【実装すべき機能】

1081 フリガナを登録している場合は、カタカナで入力及び検索できること。

1082 以下のあいまい検索ができること。

1083 ・ 清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。

1084 例「ヂ」と「ジ」、「ズ」と「ヅ」、「ワ」と「ハ」、「ヴァ」と「バ」、

1085 「ヴィ」と「ビ」、「ヴ」と「ブ」、「オ」と「ヲ」、「ヒ」と「ピ」

1086 ・ 拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。

1087 例「ッ」と「ツ」、「ャ」と「ヤ」、「ュ」と「ユ」、「ョ」と「ヨ」

1088 ・ 氏名（カナ）等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。

1089 ・ 名（氏名の名）のみの検索ができること。

1090 ・ 氏と名との間のスペースを無視した検索ができること。

1091 ・ カタカナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が
1092 「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。

1093 ・ 長音の有無を無視できること。

1094 ・ 入力ゆらぎ対応として、「ー(全角長音)」と「- (全角ダッシュ)」と「- (全角
1095 マイナス)」と「- (全角ハイフン)」、「- (半角長音)」と「- (半角ハイフン、マイ
1096 ナス)」、「全角スペース」と「半角スペース」を区別せず検索条件として指定でき
1097 両方が該当として処理されること。

1098 ・ 検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。

1099 例：検索文字の例

1100 「辺」で検索時は「邊」、「边」、「邊」、「邊」等、「浜」で検索時は「濱」、
1101 「頻」、「濱」、「濱」等、
1102 「藤」で検索時は「藤」、「籐」、「籐」等が検索対象文字となる。
1103 ・ 外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索
1104 できること。

1105

1106 なお、一般市区町村（人口 20 万未満の市区町村をいう。）においては、あいまい検索
1107 の機能として異体字検索は、実装してもしなくても良い機能とする。

1108

1109 【考え方・理由】

1110 住民記録システムに準ずる。

1111

1112 2.1.3. 基本検索

1113 【実装すべき機能】

1114 登録番号、旧登録番号、氏名（漢字、アルファベット、カタカナを含む。）、旧氏、通
1115 称、「氏名のカタカナ表記」、（氏名・旧氏・通称の）フリガナ、生年月日（西暦、和
1116 暦）、性別、住所、印鑑登録状態、宛名番号、世帯番号、住民種別（日本人、外国人）、
1117 抹消事由から検索できること。登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取る
1118 ことで対象者を検索できること。なお、読取又は手入力のいずれの場合においても、登
1119 録番号で検索する際には、数値の左側の 0 を埋めない場合でも検索が可能であること。

1120 指定都市においては、行政区からも検索できることとし、操作者の所属により管轄行
1121 政区を自動判定し、検索画面上の行政区を既定値として検索できること。なお、他区の
1122 選択も可能とすること。

1123 年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。

1124 異動履歴の検索については、氏名及び住所、旧氏、通称、「氏名のカタカナ表記」につ
1125 いては過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。

1126 上記項目に関し、データ未入力項目を含めて検索できること。

1127 外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には外
1128 字を選択するための手書き入力、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的
1129 な実装方法は規定しない。

1130 また、西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。

1131 氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。

1132

1133 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、
1134 マッチするものを探す操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報
1135 について、データベースに問い合わせる操作をいう。

1136

1137

1138 **【実装してもしなくても良い機能】**

1139 個人や世帯を選択後、該当者の 1.1.1（日本人住民データの管理）及び 1.1.2（外国人
1140 住民データの管理）の印影を除くデータを CSV 形式で出力する機能を有すること。

1141

1142 **【実装しない機能】**

1143 異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）ができるこ
1144 と。

1145

1146 **【考え方・理由】**

1147 住民記録システムに準ずる。

1148 2.2. 照会

1149 2.2.1. 登録内容照会

1150 **【実装すべき機能】**

1151 2.1.3（基本検索）の検索結果からデータを選択して印鑑登録の内容が表示できるこ
1152 と。

1153

1154 2.2.2. 異動履歴照会

1155 **【実装すべき機能】**

1156 個人や世帯を特定した後に、1.2（異動履歴データ）に規定する異動履歴を照会できる
1157 こと。

1158

1159 2.2.3. 交付履歴照会

1160 **【実装すべき機能】**

1161 個人を特定した後に、1.3.6（交付履歴の管理）に規定する印鑑登録証明書の交付履歴
1162 を照会できること。

1163 また、コンビニで交付された場合も同様に照会できること。

1164

1165 2.3. 操作

1166 2.3.1. キーボードのみの画面操作

1167 **【実装すべき機能】**

1168 端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作が可能であるこ
1169 と。

1170

1171 **【考え方・理由】**

1172 住民記録システムに準ずる。

1173

1174

1175 3 抑止設定

1176 3.1. 異動・交付・照会抑止

1177 【実装すべき機能】

1178 住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること（抑止事由が
1179 「特別養子縁組」及び「氏名空欄」の場合を除く。）。

1180 住民記録システムにて設定された異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとにおけ
1181 る、個人単位の抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止な
1182 し））に応じ、印鑑登録システムにおいても同等の処理が抑止され、開始日及び終了日に
1183 ついても確認できること。

1184 抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了
1185 した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。

1186 印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合（成年被後見人に対する抑止等）において
1187 は、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人単位で、抑止（エラー、アラ
1188 ートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が可能で
1189 あること。抑止又は解除できる権限は個別に設定できること。なお、抑止の終了日を経
1190 過しても、抑止は自動的に終了しないこと。

1191 抑止が終了していない者について、住民記録システムにおいて設定された抑止も含
1192 め、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、庁内各システム
1193 で誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各システム
1194 へのデータ連携は不要とすること。

1195 一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合
1196 は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定でき
1197 ること。また、一時解除できる権限は個別に設定できること。

1198 検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。

1199 抑止事由（支援措置、外字作成中、実態調査等）は住民記録システムで選択された内
1200 容が表示できること。印鑑登録システム独自で設定した場合は抑止事由を選択できるこ
1201 と。

1202 証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付に対しても自動連携さ
1203 れること。

1204

1205 【考え方・理由】

1206 支援対象者に対する抑止を含む抑止措置については、印鑑登録システムにおいても実
1207 施することとする。印鑑登録システムは住民記録システムと一体的に運用されているシ
1208 ステムであることから、抑止について住民記録システムにおける集中管理がなされ、印
1209 鑑登録システムに連携されるものとする。ただし、成年被後見人に対する抑止等、印鑑

1210 登録システム独自で設定する必要がある場合も想定されることから、印鑑登録システム
1211 独自に必要な抑止については設定・解除ができることとする。

1212 抑止の一時解除については、住民記録システムの取り扱いに準じ、支援措置責任者の
1213 了承を得て又は支援措置責任者のみが一時解除を実施すること。

1214

1215 3.2. 印鑑登録廃止不受理

1216 **【実装しない機能】**

1217 印鑑登録廃止不受理申請による抑止設定をおこなうこと。

1218

1219

1220 4 印鑑登録

1221 4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示

1222 4.1.1. 世帯内印影表示

1223 【実装すべき機能】

1224 登録申請者の世帯内印影票を表示できること。必要に応じて世帯内印影票を出力でき
1225 ること。その際、世帯内印影には仮登録及び照会中の印影を含むこと。なお、印鑑本体
1226 から印影を読み取る等により可視台帳を作成しない場合においては、印影の読込後、新
1227 規で仮登録する印影と、世帯内印影を画面上にて比較できること。

1228

1229 【実装してもしなくても良い機能】

1230 1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する
1231 世帯員の並び順（住民記録システム標準仕様書「5.2 世帯員の並び順」）に従った並び順
1232 で世帯内印影票を出力できること。

1233

1234 【考え方・理由】

1235 可視台帳に押印された印影と、当該機能により出力した世帯内印影票の印影を目検に
1236 て比較することを想定しているが、出力した世帯内印影票を使用して比較することも可
1237 能。

1238

1239 4.2. 即時登録

1240 4.2.1. 即時登録

1241 【実装すべき機能】

1242 本人からの登録申請等に基づき、印鑑の即時登録ができること。登録時には1.1.1（日
1243 本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力で
1244 きること。住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースで
1245 管理している場合は、当該データベースから自動入力できること。また、1.2.1（異動履
1246 歴の管理）において規定している項目も併せて入力できること。

1247 既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同
1248 日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日
1249 に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができないため、必要なアラートを表
1250 示できること。

1251

1252 **【考え方・理由】**

1253 既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請
1254 同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があったときは旧印鑑での印鑑登録証明書
1255 を回収しない限り、印鑑登録証明書を発行してはならない運用とすることとした。

1256 4.2.2. 印鑑登録原票確認票出力

1257 **【実装すべき機能】**

1258 仮登録等を含めた登録処理の後、印鑑登録原票確認票を出力できること。

1259 8.1.1（印鑑登録証明書交付）で表示した印鑑の印鑑登録原票確認票を出力できるこ
1260 と。

1261

1262 **【考え方・理由】**

1263 正しく印鑑登録ができたかを出力した紙にて確認する場合を想定した機能。本登録を
1264 実施する前に確認する目的で出力することが想定されるが、本登録後に確認する目的で
1265 使用しても良い。

1266

1267 4.3. 保証人

1268 4.3.1. 保証人確認

1269 **【実装してもしなくても良い機能】**

1270 保証人による登録を行う場合、保証人確認票を表示できること。また、異動事由を
1271 「保証人登録」とし異動履歴が管理できること。

1272 必要に応じて保証人確認票を出力できること。

1273

1274 **【実装しない機能】**

1275 保証人を付しての登録申請については、登録後に印鑑の登録をした旨を保証人に通知
1276 できること。

1277

1278 **【考え方・理由】**

1279 保証人方式は、窓口において申請者の印鑑登録事務を実施する前に行われる事務であ
1280 り、本人確認書類を所持していない者でも印鑑登録を可能とする機能である。事務処理
1281 要領上可能な方法だが、実施していない自治体もあるため、実装してもしなくても良い
1282 機能とした。

1283 保証人の持つ印鑑の印影照合のために、保証人確認票を出力する機能が必要となる。

1284 保証人は印鑑登録済みの住民であることが前提となっているため、保証人の検索は、2

1285 （検索・照会・操作）の機能による。

1286 また、申請者の本人確認ができない場合において、虚偽の申請でないかの確認のため
1287 の通知は、4.3.2（交付確認）にて実施する。

1288

1289 4.3.2. 交付確認

1290 【実装してもしなくても良い機能】

1291 保証人を付しての登録申請については、登録後に登録申請者本人宛の印鑑登録確認通
1292 知書を出力できること。

1293

1294 【考え方・理由】

1295 保証人方式は、事務処理要領上可能な方法だが、実施していない自治体もあるため、
1296 実装してもしなくても良い機能とした。

1297

1298 4.4. 印鑑照会及び回答

1299 4.4.1. 照会中

1300 【実装すべき機能】

1301 印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態
1302 を「照会中」として仮登録ができること。登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）
1303 及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目を入力できること。住民記録シス
1304 テム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースで管理している場合は、当
1305 該データベースから自動入力できること。

1306

1307 【実装しない機能】

1308 印影無しで照会中での登録ができること。

1309

1310 【考え方・理由】

1311 照会回答登録を通じて印鑑の照合確認を確実にできるような観点から、「照会中」
1312 は実装すべき機能とする。

1313 印影無しで登録を実施しているとの意見もあったが、1回目に代理人が来庁した際に
1314 押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑
1315 が登録されたことを確認する必要があるため、許容しない。

1316

1317 4.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行

1318 【実装すべき機能】

1319 文書による照会を行う場合、印鑑の登録に関する照会書を出力できること。照会書ご
1320 とに回答期限年月日を設定できること。デフォルトの設定は、回答期限は自治体ごとに
1321 設定された日数とし、回答期限が閉庁日の場合は翌開庁日とすること。

1322 印鑑の登録に関する照会書の送付先は、デフォルトの設定を住民票上の住所とし、申
1323 出により住所を修正できること。

1324 再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できる
1325 こと。その際、再発行した場合における回答期限は、当初の期限とすること。また、必
1326 要に応じて「再発行」の表示をしないことを選択できること。

1327

1328 【実装してもしなくても良い機能】

1329 照会書発行時に連番等で任意の桁数の照会番号を付番し、照会書に印字できること。

1330 照会番号が付番されている場合、照会番号で検索を実施できること。

1331

1332 【考え方・理由】

1333 文書による照会を実施する場合の回答期限について、自治体の条例等により異なるた
1334 め、自治体ごとにデフォルトの日数を選択できることとする。また、期限が閉庁日の場
1335 合の期限は、地方自治法第4条の2第4項に基づき、翌開庁日とする。開庁日又は閉庁
1336 日のマスタ管理については、非機能要件において整理される。

1337 また、照会書送付先の住所は、虚偽申請を防ぐため通常は本人への送付が原則である
1338 ことから住民票上の住所への送付とする。ただし、入院時等の理由で代理人から申出が
1339 あった際、手紙や電話等でその事実が確認できた場合には住民票上以外の住所への送付
1340 も許容するため、修正ができることとした。

1341 照会書の再発行は原則「再発行」である旨を表示するが、プリンタエラーによる汚損
1342 等で再発行が必要になる場合も想定されるため、「再発行」の表示は必要に応じて選択で
1343 けることとした。

1344 また、回答登録の際に照会書に記載された照会番号で検索を実施し登録を行うことが
1345 精度向上につながるとの意見があったため、照会番号の付番及び印字を実装してもしな
1346 くても良い機能とした。照会番号ではなく登録番号で管理することも想定されるが、印
1347 鑑登録者識別カードなどの券面をバーコードで読み込み登録番号を設定する場合、登録
1348 番号が設定されるのは回答登録時であることから、別途照会番号として設けることも可
1349 能とした。

1350

1351 4.4.3. 照会状況管理

1352 【実装すべき機能】

1353 照会中の登録申請者のみを検索できること。

1354 検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日を確認できること。

1355 回答期限年月日を修正できること。

1356

1357 4.4.4. 申請者の申請取りやめに伴う照会中の取消し

1358 **【実装すべき機能】**

1359 照会中の申請について、登録申請者が申請を取り止めた場合には、照会の取消しがで
1360 きること。

1361 照会中の印鑑登録を取消しした場合、印鑑登録原票確認票を出力できること。

1362

1363 4.4.5. 期限切れによる照会中の取消し

1364 **【実装すべき機能】**

1365 回答期限を指定して照会中状態の印鑑登録を取消しできること。予約実行で毎日自動
1366 的に回答期限切れの照会中状態の印鑑登録を取消しできること。

1367

1368 4.4.6. 回答登録

1369 **【実装すべき機能】**

1370 回答書に基づいて、照会中の印鑑登録原票の内容を本登録に移行して印鑑を登録でき
1371 ること。登録時には1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの
1372 管理）に規定する項目を入力できること。住民記録システム等の印鑑登録システム以外
1373 のシステムでのデータベースで管理している場合は、当該データベースから自動入力で
1374 きること。また、1.2.1（異動履歴の管理）において規定している項目も併せて入力でき
1375 ること。

1376

1377 既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同
1378 日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付を含む。）があったときには、同日
1379 に新しい印鑑登録に基づく印鑑登録証明書の交付ができなため、必要なアラートを表
1380 示できること。

1381

1382 **【考え方・理由】**

1383 代理人によって照会書が持参された場合、回答登録後に本人確認通知を実施すること
1384 としている自治体もあったが、照会回答登録の制度を通じて本人確認が実施できている
1385 ことが想定されるため、機能として盛り込まないこととした。

1386

1387 4.5. 印影登録

1388 4.5.1. 印影読込

1389 【実装すべき機能】

1390 印影はスキャナで読み取り登録できること。又は、印鑑本体から直接読み取り登録で
1391 きること。印影の解像度は 600dpi とするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外
1392 で読み取った印影については、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。読み取
1393 った印影は BMP 形式又は BMP 形式に可逆変換できること（例：TIFF）。読み取った印影に
1394 ついて必要な部分のみの切り出し処理が行えること。スキャナでの印影読み込み時に濃
1395 度が調整できること。スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができ
1396 ること。スキャナの読み取り位置を設定できること。

1397

1398 【実装してもしなくても良い機能】

1399 可視台帳（押印前）又は住民が印影を押下するための申請書を出力できること。

1400

1401 【考え方・理由】

1402 平成 2 年 7 月 30 日付自治振第 72 号通知では「印鑑登録原票」は印影以外のデータと
1403 印影の紙両方のことを指していたが、印影及び印影以外の情報をシステム上に登録した
1404 内容を「印鑑登録原票」と指すこととする。なお、当該機能要件は、印影を紙に押下し
1405 作成した台帳（可視台帳）を保管する運用を妨げるものではない。可視台帳の保管運用
1406 をすべて廃止することも検討されたが、全国照会にて質問へ回答いただいたところ約 7
1407 割の自治体において可視台帳を保管したいとの意見があったため、保管については規定
1408 しない取扱いとした。

1409 印影の解像度については標準仕様として 600dpi とするが、標準準拠システム移行前に
1410 当該解像度以外で読み取った印影については全国照会の意見から解像度が様々存在する
1411 ことを確認したため、当該印影については 600dpi 以外の解像度も許容することとした。

1412 また、データ形式の変換及び印影の回転は、印影に変更を加えないまま実施すること
1413 を想定しており、改ざんに当たらない。濃度調整についても、元の印影を損なうような
1414 調整にならないものを指している。印影の周辺の汚れ（黒点）を削除できることも検討
1415 されたが、印影の改ざんとの境目を明確にできないことから盛り込まないこととした。

1416 印影の読み取りについては、可視台帳、住民が印影を押下した申請書、印鑑本体から
1417 の読み取り等自治体によって様々であったため、読み取り方法は規定しない。そのた
1418 め、可視台帳（押印前）や住民が印影を押下するための申請書の出力については、いず
1419 れも実装してもしなくても良い機能とした。

1420

1421 4.5.2. 印影登録

1422 **【実装すべき機能】**

1423 4.5.1（印影読込）で読み込んだ印影を印鑑登録できること。回答書持参の場合は、照
1424 会中の印影で印鑑登録ができること。

1425

1426 4.6. 印鑑登録原票の改製

1427 **【実装すべき機能】**

1428 印鑑登録原票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設けず、
1429 満欄による自動改製は行わないこと。

1430

1431 **【考え方・理由】**

1432 印鑑登録原票に関する考え方の整理は4.5.1.（印影読込）のとおり。

1433

1434 4.7. 印鑑登録原票の除票

1435 **【実装すべき機能】**

1436 印鑑登録原票を抹消又は改製したときは、除票とすること。当該処理の後、印鑑登録
1437 原票（除票）確認票（5.1.3参照）を出力できること。

1438

1439

1440

1441 5 印鑑登録の廃止

1442 5.1. 廃止の申請

1443 5.1.1. 廃止の申請

1444 【実装すべき機能】

1445 登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を
1446 抹消できること。その際、1.2.1（異動履歴の管理）において規定している項目を入力で
1447 きること。
1448

1449 5.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失

1450 【実装すべき機能】

1451 印鑑登録証の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を職権で抹消できるこ
1452 と。その際、1.2.1（異動履歴の管理）において規定している項目を入力できること。
1453

1454 5.1.3. 印鑑登録原票（除票）確認票出力

1455 【実装すべき機能】

1456 印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票（除票）確
1457 認票を出力できること。
1458

1459 5.2. 電子申請

1460 【実装すべき機能】

1461 公的個人認証サービスを用いた印鑑登録廃止の電子申請に対応していること。
1462

1463 【実装しない機能】

1464 代理人による電子申請を受け付けること。
1465

1466 【考え方・理由】

1467 事務処理要領にて「電子情報処理組織を使用して行う当該印鑑の登録の廃止を受理す
1468 ることができる」ことが規定されていることから、機能を設けた。
1469

1470 6 職権処理

1471 6.1. 異動の取消し

1472 【実装すべき機能】

1473 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の取消しができること。そのため、取消しの対
1474 象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。

1475 虚偽の申請等を職権により取消し、異動前のデータを入力できること。住民記録シス
1476 テムで異動処理の取消しが発生した際には、住民記録システムから連動しエラーとして
1477 その旨を表示の上、取消すか否かの選択ができること。

1478 異動の取消し機能は、最新履歴を削除する機能ではなく、履歴を上積みして、元の状
1479 態に復元できる機能とすること。

1480

1481 【実装しない機能】

1482 転出の予定年月日経過後に転出取消しをした場合、自動で印鑑登録の抹消を取り消す
1483 ことができること。

1484

1485 【考え方・理由】

1486 住民記録システムに準ずる。

1487

1488 6.2. 職権抹消

1489 6.2.1. 職権抹消

1490 【実装すべき機能】

1491 意思能力を有しない者に該当した場合や二重登録が発見された場合、その他その者に
1492 係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときは、印鑑の登録を職権で抹消できるこ
1493 と。その際、1.2.1（異動履歴の管理）において規定している項目を入力できること。

1494

1495 【考え方・理由】

1496 令和元年12月12日通知において既に印鑑の登録を受けている者が意思能力を有しな
1497 い者であることを知った場合は職権で抹消することとされている。また、「二重登録」と
1498 は、紙管理の取り扱いにおいて発生していたことを想定しているが、同じ者が別の印鑑
1499 で別のデータとして登録されることを指している。

1500

1501 6.2.2. 住民記録連動抹消

1502 【実装すべき機能】

1503 印鑑の登録を受けている者の住民票の消滅が発生した場合、住民記録システムと連動
1504 し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。照会中の登録申請者の住民票に上
1505 記の異動が発生した場合は、住民記録システムと連動し、自動的に当該申請が取り消さ
1506 れること。

1507 また、対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できる
1508 こと。住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ
1509 要件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理する
1510 ことで、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持を実現できること。

1511

1512 【実装してもしなくても良い機能】

1513 指定都市の行政区間異動（区間転入）の場合は登録を抹消せず、転出区での印鑑登録
1514 情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。

1515

1516 【考え方・理由】

1517 住民票が削除された場合は住民記録システムから印鑑登録システムに自動連携され抹
1518 消とする。

1519

1520 6.2.3. 抹消通知

1521 【実装すべき機能】

1522 6.2.1（職権抹消）による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の消滅を除く事由による登
1523 録の抹消及び5.1.1（廃止の申請）又は5.1.2（印鑑又は印鑑登録証等の亡失）において
1524 届出の際に本人確認が十分にできなかった場合又は代理人が届出をした場合について
1525 は、印鑑の登録を受けている者宛ての印鑑登録抹消通知書の出力ができること。印鑑登
1526 録抹消通知書には抹消事由が印字できること。

1527

1528 6.3. 職権修正

1529 6.3.1. 職権修正

1530 【実装すべき機能】

1531 登録者の届出を受けて職権修正する場合は、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの
1532 管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。

1533 【実装しない機能】

1534 印鑑登録原票に記載されている住所について、住民票に記載された住所の方書を削除
1535 できること。

1536

1537 **【考え方・理由】**

1538 既に登録番号が印字されている印鑑登録証等を使用している自治体において、印鑑登
1539 録証等の汚損・毀損が発生した場合には、引換交付で登録番号の修正も実施する必要が
1540 あることから、登録番号を含めた住民データの修正を可能とした。

1541 6.3.2. 住民記録連動修正

1542 **【実装すべき機能】**

1543 氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、「氏名のカタカナ表
1544 記」の変更、「氏名のカタカナ表記」の削除及び成年被後見人に該当した場合について
1545 は、住民記録システムと連動し、エラーとしてその旨を表示すること。登録を受けてい
1546 る印影に影響がない場合は、印鑑登録の職権修正ができること。修正後、印鑑登録原票
1547 確認票が出力できること。印影に影響がある場合又は成年被後見人に該当した場合にお
1548 いては、印鑑登録の職権抹消ができること。また、対象者を一覧で確認できること、又
1549 は対象者を抽出したファイルを作成できること。

1550 住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要
1551 件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理するこ
1552 とで、30.1（データ構造）に規定する最新データの保持を実現できること。

1553

1554 **【考え方・理由】**

1555 氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、「氏名のカタカナ表
1556 記」の変更及び「氏名のカタカナ表記」の削除の場合については、抹消又は修正のいず
1557 れの対応とするか運用での判断が必要であるため、エラーでその旨を表示し、個別に確
1558 認することとした。また、成年被後見人に該当した場合については原則として抹消とな
1559 るが、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑
1560 の登録を受けるための手続について案内する必要があるため、エラーとして表示し個別
1561 に確認することとした。

1562 アラートとして表示することも検討されたが、運用での判断を行う前に誤って証明書
1563 等が交付されないよう、アラートではなくエラーとした。

1564

1565 6.3.3. 誤記修正

1566 **【実装すべき機能】**

1567 誤記があった場合、職権修正として、印影を除く、1.1.1（日本人住民データの管理）
1568 及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の修正ができること。異動事由
1569 は、「誤記修正」とすること。誤記があった異動の履歴は上書き修正しないこと。

1570

1571 **【実装しない機能】**

1572 異動履歴を残さない上書き修正ができること。

1573

1574 **【考え方・理由】**

1575 住民記録システムに準ずる。

1576

1577 7 印鑑登録証

1578 7.1. 印鑑登録証

1579 7.1.1. 印鑑登録証

1580 【実装すべき機能】

1581 印鑑登録証として、紙媒体又はプラスチックカード等による印鑑登録証の交付に対応
1582 できること。従前の印鑑登録システムで利用していた登録番号を管理する必要がある場
1583 合には、従前の登録番号を旧登録番号に記録できること。

1584

1585 【考え方・理由】

1586 事務処理要領に基づき、印鑑登録証を交付できることを実装すべき機能とする。

1587 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードを廃止し個人番号カードへ統一することも検討
1588 されたが、個人番号カードの場合は、代理人による使用ができない点等を鑑み、印鑑登
1589 録証及び印鑑登録者識別カードを使用する方法は残すこととした。

1590

1591 7.2. 印鑑登録者識別カード

1592 7.2.1. 印鑑登録者識別カード

1593 【実装すべき機能】

1594 印鑑登録者識別カードの交付に対応できること。

1595

1596 【考え方・理由】

1597 事務処理要領に基づき、印鑑登録者識別カードを交付できることを実装すべき機能と
1598 する。1.3.5（印鑑登録証データの管理）において示したとおり、自動交付機に使用する
1599 カードに限らない。

1600

1601 7.2.2. 必要事項登録

1602 【実装すべき機能】

1603 印鑑登録者識別カードに必要な事項（登録番号等）を記録できること。

1604 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合でも、必要な事
1605 項を職員が手作業で再入力することなく、当該カードを管理するシステムに登録できる
1606 こと。

1607

1608 7.2.3. 必要事項削除

1609 **【実装すべき機能】**

1610 印鑑登録者識別カードの使用を終了する場合、カードの廃止を記録できること。印鑑
1611 登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カードを管理
1612 するシステムの操作で削除することも妨げない。

1613

1614 **【考え方・理由】**

1615 市民カード等を印鑑登録者識別カードとして使用している場合等も想定されるが、別
1616 用途でカードがいまだ利用されている場合でも、「印鑑登録者識別カードとしての」利用
1617 を廃止した場合は「カードの廃止」に相当する。

1618

1619 7.2.4. 登録者暗証番号設定

1620 **【実装してもしなくても良い機能】**

1621 印鑑登録者識別カードに登録者暗証番号を設定できること。

1622 また、使用中の登録者暗証番号を変更できること。

1623 登録者暗証番号は、数字で4文字とすること。

1624 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カード
1625 を管理するシステムの操作で設定することも妨げない。

1626

1627 **【考え方・理由】**

1628 印鑑登録者識別カードに暗証番号を設定して使用する場面として、自動交付機での交
1629 付が考えられるが、自動交付機を使用している自治体が少ないことから実装してもしな
1630 くても良い機能とした。

1631 暗証番号について、半角英数字で6文字以上、16文字以下とする案も検討されたが、
1632 利用者証明用電子証明書の暗証番号の桁数と整合をとることや、印鑑登録証明書は必要
1633 とする機会が少なく使用頻度の低いことが想定される暗証番号の忘失を予防する意図か
1634 ら、数字4桁とした。

1635

1636 7.2.5. 登録者暗証番号廃止

1637 **【実装してもしなくても良い機能】**

1638 印鑑登録者識別カードに設定されている登録者暗証番号を廃止できること。

1639 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カード
1640 を管理するシステムの操作で廃止することも妨げない。

1641

1642 7.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付

1643 【実装すべき機能】

1644 引換交付の申請等に基づき、引換処理ができること。その際、引換交付の事由を入力
1645 できること。

1646 市町村合併等により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。

1647

1648 【実装してもしなくても良い機能】

1649 引換交付時に登録番号を維持するか更新するか、又はその都度選択するかを設定でき
1650 ること。

1651

1652 7.4. 個人番号カードの利用

1653 【実装すべき機能】

1654 個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができる
1655 こと。(条例等利用領域を利用できるのは行政手続における特定の個人を識別するための
1656 番号の利用等に関する法律第18条第1項の条例において個人番号カードを印鑑登録証等
1657 として利用することができる旨の規定をしている市区町村においてのみ。)

1658

1659 7.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用

1660 【実装すべき機能】

1661 個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別
1662 カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていな
1663 いことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。

1664 この場合、JPKI利用者ソフトを利用して利用者証明用電子証明書の送付を受けシリアル
1665 番号を登録できること。

1666 また、利用者証明用電子証明書が再発行された際、及び個人番号カードが再交付され
1667 た際に、JPKI利用者ソフトを利用して利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込
1668 み再登録できること。

1669

1670 【考え方・理由】

1671 シリアル番号の読み込みは本人が暗証番号を入力した場合を想定している。

1672

1673 7.4.2. 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用

1674 【実装してもしなくても良い機能】

1675 個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープを利用して印鑑登録証又は印鑑登録
1676 者識別カードとして利用する場合には、基本利用領域及び他の利用領域とは独立した条
1677 例等利用領域又は磁気テープに、個人番号カード AP 搭載システムを利用して、必要な事
1678 項（登録番号）の記録及び登録者暗証番号の設定ができること。

1679 また、個人番号カード AP 搭載システムを利用して記録した事項の削除及び設定した登
1680 録者暗証番号の廃止ができること。

1681

1682 【考え方・理由】

1683 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）の利用について、実装す
1684 べき機能とすることも検討されたが、全国照会において印鑑登録証等の形態について回
1685 答をいただいたところ、条例等利用領域の利用が2%、磁気テープの利用が4%の自治
1686 体が利用しているのみとなり、かなり少数であったことから、実装してもしなくても良
1687 い機能とした。

1688

1689 7.4.3. 印鑑登録の抹消

1690 【実装すべき機能】

1691 個人番号カードを利用している場合は、個人番号カードの運用状況が廃止となった場
1692 合に、印鑑登録の抹消ができること。

1693 また、印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）が出力できること。

1694

1695 【考え方・理由】

1696 個人番号カード本体の有効期間が満了した場合には、当該カードの IC チップに記録さ
1697 れた利用者証明用電子証明書も失効し、更新することができず、印鑑登録証明書の交付
1698 申請時に有効性確認ができないことに加え、印鑑登録証等を亡失した場合と同等である
1699 ことから登録を抹消することとする。

1700 個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとしている際、当該カードの
1701 有効期限満了日によって抹消となる場合に事前通知をすることも検討されたが、個人番
1702 号カードの有効期間満了3か月前に J-LIS が「有効期限通知書」を送付しており、その
1703 機能を果たしうると考えられることから、印鑑登録システムの仕様書には記載しない。

1704 また、利用者証明用電子証明書の有効期間のみが満了しても、個人番号カード本体が
1705 失効していなければ、当該有効期間を更新することで、再度印鑑登録者識別カードとし
1706 て印鑑登録証明書の交付申請に利用することは可能とする。

1707

1708 7.5. 住基カードの利用

1709 【実装してもしなくても良い機能】

1710 住基カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができるこ
1711 と。

1712

1713 **【考え方・理由】**

1714 住基カードについては、新規発行はなく、最長で券面の有効期限が令和7年のため、
1715 実装しない機能とすることも検討されたが、有効期限切れの住基カードの条例に規定す
1716 る目的に係る利用について、カードの運用状況に連動させるかどうかは自治体の判断に
1717 よるため、継続使用を認めることができることや、全国照会において7%の自治体が利
1718 用していることから、実装してもしなくても良い機能とした。

1719

1720 8 印鑑登録証明書

1721 8.1. 印鑑登録証明書交付

1722 8.1.1. 印鑑登録証明書交付

1723 【実装すべき機能】

1724 印鑑登録証明書の出力ができること。印鑑登録処理後、引き続き印鑑登録証明書の交
1725 付ができること。帳票は部数を指定して、一度に複数枚交付することができること。(コ
1726 ンビニ交付について8.1.7を参照のこと。)

1727 失効した印鑑登録証等で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合、エラーとし、失
1728 効されている旨のメッセージを表示できること。

1729 性別の記載については、自治体ごとに選択できること。性別を記載しない場合には、
1730 証明書においても性別欄をなくすこと。

1731

1732 【実装してもしなくても良い機能】

1733 性別を記載する自治体において、申請者の申出により、性別を記載しないことができ
1734 ること。記載しない場合には、証明書の性別欄にはアスタリスクを記載すること。

1735

1736 【実装しない機能】

1737 通称のみの印鑑登録証明書を交付できること。

1738 印鑑登録証明書の交付の際に、印鑑登録原票に記載されている通称及び住所の記載中
1739 の方書きを削除できること。また、印鑑登録証明書に印字する印影の倍率を登録されて
1740 いる印鑑の倍率から変更できること。

1741

1742 【考え方・理由】

1743 平成28年12月12日通知にて、「性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑
1744 登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとすること」を「差し支えない」としている
1745 ことから、性別欄を設けない自治体が多数存在することに鑑み、性別欄を印鑑登録証明
1746 書に設けるかについては自治体を選択できることとする。

1747 ただし、性別欄を設けた自治体においても、住民の申出により性別を記載しないこと
1748 ができること、及びその場合には記載漏れ等の疑いを避けるためにアスタリスクを記載
1749 することを実装してもしなくても良い機能とした。また、同一の自治体において様式が
1750 複数作成されることは好ましくないため、性別欄を設けるとした自治体において、申出
1751 により性別欄を削除することは許容しない。

1752

1753 8.1.2. 発行番号

1754 **【実装すべき機能】**

1755 印鑑登録証明書に発行番号を印字することができること。また、発行番号の一部を発
1756 行場所単位を示す番号とすることができること。発行番号は以下の表示方法とするこ
1757 と。

1758 発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行された順に付さ
1759 れた番号

1760 例：20200502 ●●市 本庁1 プリンタ 001 011

1761 なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすることも可能であ
1762 ること。

1763 複数部数を交付する場合は、一部ずつ異なる発行番号とすること。

1764

1765 **【考え方・理由】**

1766 住民記録システムの発行番号に準ずるが、印鑑登録証明書は1ページであることが通
1767 常のため、ページ数/総ページ数は記載しない。

1768

1769 8.1.3. 公印・職名の印字

1770 **【実装すべき機能】**

1771 システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又は職務代理
1772 者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市区町村長又は職務代理者の印）が
1773 選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都
1774 市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。

1775 なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用
1776 の印、カード券面用の印）が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」
1777 等の任意の固定文言が印字できること。

1778 なお、電子公印は最大25mm角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は不要とす
1779 る。

1780

1781 **【実装しない機能】**

1782 支所・出張所の専用公印を持つこと。

1783 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合
1784 に、都道府県名の印字を省略できること。

1785

1786 **【考え方・理由】**

1787 住民記録システムに準ずる。

1788 また、指定都市の場合は他区町村長の職名及び公印を印字できることも含む。

1789

1790 8.1.4. 文字溢れ・外字

1791 **【実装すべき機能】**

1792 印鑑登録証明書の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するな
1793 どして、文字超過とにならないようにすること。なお、文字数が多くやむをえず文字溢れ
1794 が生じる場合や、未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとと
1795 もに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。デ
1796 フォルトでは該当項目を限界まで出力させるものとし、該当項目を空白で出力すること
1797 も選択できること。

1798

1799 **【考え方・理由】**

1800 住民記録システムに準ずる。

1801

1802 8.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力

1803 **【実装すべき機能】**

1804 記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。

1805

1806 **【実装してもしなくても良い機能】**

1807 暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を
1808 出力できること。

1809

1810 **【考え方・理由】**

1811 印鑑登録証明書申請窓口での対応を記載した。

1812 窓口において職員が印鑑登録者識別カードを申請者から預かり、記録している登録番
1813 号を読み出し、印鑑登録証明書を発行することができる。

1814 また、暗証番号を利用する場合、窓口において申請者が暗証番号を入力することによ
1815 り印鑑登録証明書を発行することができるが、暗証番号の設定について実装してもしな
1816 くても良い機能としているため当該機能についても実装してもしなくても良い機能とし
1817 た。

1818

1819 8.1.6. 個人番号カードを利用した証明書の出力

1820 **【実装すべき機能】**

1821 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）を使用する場合は、利用者用電子
1822 証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確
1823 認を受けることができた場合にのみ、印鑑登録証明書を出力できること。

1824 個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープを利用）を使用する場合、登録者暗
1825 証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。

1826

1827

1828 8.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付

1829 【実装すべき機能】

1830 広域交付システムインタフェース仕様書に基づく端末における証明書交付に対応して
1831 いること。当該端末における証明書交付履歴を管理できること。

1832 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。

1833

1834 【考え方・理由】

1835 印鑑登録証明書を郵送で交付する電子申請を実装すべき機能とする。

1836 また、住民記録システムの標準仕様書に合わせて、コンビニ交付及びコンビニ交付以
1837 外のオンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた
1838 電子申請に対応できる機能を有することとする。

1839

1840 8.2. 印鑑登録証明書交付一時停止

1841 8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止

1842 【実装すべき機能】

1843 印鑑登録証明書の交付を一時的に停止にできること。停止期間については任意で設定
1844 でき、停止終了予定日が経過した場合にアラートを表示すること。停止開始日、停止終
1845 了予定日及び停止理由を管理することができ、証明交付時に停止理由を照会できるこ
1846 と。コンビニ交付での印鑑証明書の交付を停止できること。

1847

1848 【実装してもしなくても良い機能】

1849 一時停止対象者を一覧で確認できること、又は一時停止対象者を抽出したファイルを
1850 作成できること。

1851

1852 【考え方・理由】

1853 当該機能は、印鑑の亡失等による証明書交付の停止など、緊急性の高い場合の停止を
1854 想定している。その他抑止等の事由で停止したい場合においては3.1（異動・交付・照会
1855 抑止）の機能を使用すること。

1856 また、発行制限をかけたまま放置されたデータがないかの確認、及び発行制限をかけ
1857 ている人数を確認する自治体があるため、一時停止対象者の一覧を確認できることにつ
1858 いて実装してもしなくてもよい機能とした。

1859

1860 8.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除

1861 **【実装すべき機能】**

1862 一時停止の解除の申請をもとに、印鑑登録証明書交付の一時停止を解除できること。

1863

1864 9 バッチ

1865 【実装すべき機能】

1866 バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎
1867 日、毎週○曜日、毎月 XX 日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が
1868 提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカ
1869 ー、バージョンなどについて、発注者からの要求があった場合、提示すること。

1870 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定した実行条件が参照されること。な
1871 お、前回設定の実行条件は、一部修正ができること。修正箇所については、修正した旨
1872 が判別し易くなっていること。

1873 大量処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。

1874 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常
1875 又は異常の旨、異常終了した際は OS やミドルウェア等から出力されるエラーコード等）
1876 が出力されること。また、異常終了した場合の警告を印鑑登録システム内、又は自治体
1877 が別途利用する他の通報システムに連携できること。

1878

1879 【考え方・理由】

1880 住民記録システムに準ずる。

1881

1882 10 EUC

1883 【実装すべき機能】

1884 EUC 専用のデータソースが整備されていること。データソースは、印鑑登録情報の異動
1885 履歴を含む印鑑登録システムの全てのデータを対象とすること。これらの機能等によっ
1886 て、データの抽出・分析・加工及びそれらの出力等について、以下のとおり提供される
1887 こと。

1888

1889 【データソース】

1890 「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」に記載のあるデ
1891 ータ項目について、データソースとして参照できること。各データ項目について
1892 は、「データ項目一覧表」における「データ項目名称」として参照できること。ま
1893 た、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用（外字使用の有無）」、「コー
1894 ド」の仕様については、「データ項目一覧表」の記載内容（各データ項目の仕様）に
1895 従うこと。

1896 「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」に記載のないデ
1897 ータ項目であっても、1.1（登録データ）において管理している項目については、デ
1898 ータソースとして参照できること。これらのデータソースは、物理的な EUC 専用の
1899 データソース又は仮想的なデータソース等として提供すること。

1900

1901 【データ抽出・分析・加工】

1902 データソースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデー
1903 タの抽出ができること。また、その検索条件を履歴として残すことができ、一部の
1904 条件を変更して再利用ができること。さらに、一般的な演算子（+, =, >, !=, &, ++, --
1905 他、各種演算を表わす記号・シンボル）及び一般的に流通している表計算ソフトウ
1906 ェアやデータベースソフトウェアで用いられる一般的な関数を用いたデータの抽
1907 出・分析・加工等ができること。また、大量抽出等した場合であっても、オンライ
1908 ン処理に影響が出ないこと。

1909 なお、一般的な演算子や関数を用いる方式については、演算子等を直接記述・指
1910 定するもののほか、特別の知識のない職員であってもデータの抽出・分析・加工等
1911 ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話的に処理を進める操作
1912 方式（ウィザード）も提供すること。

1913 抽出については、指定した条件に該当する者の住民情報（氏名、住所等）、該当
1914 者数いずれも対応可能であること。

1915

1916 【データ出力】

1917 抽出・分析・加工したデータに対して、XML 形式や CSV 形式として、データの出力
1918 ができること。

1919 また、リスト形式及び宛名形式でのディスプレイや紙等への出力（ディスプレイ
1920 表示、プリンタでの印刷等）及び PDF 形式でのファイル保存もできること。

1921 これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の
1922 場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。

1923 そして、特別の知識のない職員であってもデータ並びにリスト形式及び宛名形式
1924 での出力に関わる操作ができるよう（設定項目を提示して選択や入力を促し）、対話
1925 的に処理を進める操作方式（ウィザード）も提供すること。

1926 なお、データ項目を出力する際は、データ要件の 30.2（文字）に規定する要件に
1927 従うこと。

1928

1929 **【考え方・理由】**

1930 住民記録システムに準ずる。

1931

1932 11 エラー・アラート項目

1933 11.1. エラー表示

1934 【実装すべき機能】

1935 論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラーとして抑止するこ
1936 と。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法
1937 として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメ
1938 ッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えな
1939 い。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が
1940 解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できない。また、仮登録段階でエラーメ
1941 ッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止す
1942 ることも、いずれもエラーの実装方法として許容される。

1943

1944 【実装しない機能】

1945 転出予定の住民に対して印鑑登録証明書の出力を行う場合、エラーを表示すること。

1946

1947 【考え方・理由】

1948 住民記録システムに準ずる。

1949

1950 ○ エラー項目一覧

1951

| エラー番号 | エラー項目 | (参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書案では規定しないが参考までに一例を示す | 関係する機能要件番号 |
|-------|--|---|---|
| 1 | 指定した登録番号が使用済みの場合 | 既に登録番号は使用済みです。 | 1.3.2、4.2.1、4.4.1 |
| 2 | 生年月日以外で、暦上日以外の年月日が指定された場合 | 入力された日付が正しくありません。 | 1.1.5、1.1.6 |
| 3 | 照会年月日>登録年月日の場合 | 照会年月日と登録年月日の間に矛盾があります。 | 1.1.5、1.1.6、4.4.6 |
| 4 | 照会年月日>抹消年月日の場合 | 照会年月日と抹消年月日に矛盾があります。 | 1.1.5、1.1.6、5.1.1、6.2.1 |
| 5 | 指定した登録番号の印鑑が存在しなかった場合 | 指定した登録番号での登録はありません。 | 2.1.3 |
| 6 | 支援対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合 | 指定した個人は支援対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。 | 3.1 |
| 7 | 支援対象者の印鑑登録証明書を交付しようとした場合 | 支援対象者です。交付する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。 | 3.1、8.1.1 |
| 8 | 住民データにおける印鑑登録状態を「照会中」又は「本登録」とした際に印影が登録されていない場合 | 印影が登録されていません。印影を登録してから印鑑登録状態を設定してください。 | 4.4.1、1.1.1、1.1.2 |
| 9 | 届出、申請の日付が処理日より未来の日付の場合 | 選択範囲が閾値を超えているため登録できません。届出日、申請日が未来の日付です。 | 4.2.1、4.4.6、4.4.1、5.1.1、5.1.2、6.1、6.2.1、6.3.1 |

| エラー番号 | エラー項目 | (参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書案では規定しないが参考までに一例を示す | 関係する機能要件番号 |
|-------|---|---|-------------------------------|
| 10 | 指定した個人が住民票の異動処理中の場合 | 住民票の異動処理中のため、処理できません。 | 4.2.1、4.4.6、4.4.1、5.1.1、6.3.1 |
| 11 | 登録申請者の印鑑が登録済又は照会中の場合 | 登録申請者は、すでに印鑑の登録を受けているか、照会中です。 | 4.2.1、4.4.6、4.4.1 |
| 12 | 回答期限年月日<照会年月日の場合 | 回答年月日と照会年月日に矛盾があります。 | 4.4.1、4.4.2、4.4.3 |
| 13 | 回答年月日<照会年月日の場合 | 回答年月日と照会年月日に矛盾があります。 | 4.4.6 |
| 14 | 照会中の印鑑が存在しない場合 | 登録申請者の印鑑照会情報が存在しません。 | 4.4.6 |
| 15 | 読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より大きい場合 | 選択範囲が閾値を超えているため登録できません。 | 4.5.1、4.5.2 |
| 16 | 読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より小さい場合 | 選択範囲が閾値を満たしていないため登録できません。 | 4.5.1、4.5.2 |
| 17 | 指定した印鑑に印鑑登録証明書交付履歴が存在しない場合 | 対象の印鑑には印鑑登録証明書交付履歴がありません。 | 2.2.3 |
| 18 | 住民記録システムからの連動時に、異動処理の取消しが実施された対象者が確認された場合 | 住民記録システムからの連動時に、異動処理の取消しが実施された対象者が存在しています。確認してください。 | 6.1 |

| エラー番号 | エラー項目 | (参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書案では規定しないが参考までに一例を示す | 関係する機能要件番号 |
|-------|--------------------------------------|---|-------------------|
| 19 | 住民記録システムからの連動時に、氏名変更等の対象者が確認された場合 | 住民記録システムからの連動時に、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除、氏名のカタカナ表記の変更、氏名のカタカナ表記の削除及び成年被後見人のいずれかに該当した対象者が存在しています。確認してください。 | 6.2.2 |
| 20 | 失効した印鑑登録証で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合 | 印鑑登録証は失効しています。再登録が必要です。個人番号カード又は住基カードを利用している場合は、カードの状態を確認してください。 | 8.1.1、8.1.5、8.1.6 |
| 21 | 印鑑登録証明書交付一時停止が設定されている場合 | 処理対象者は印鑑登録証明書の交付一時停止の指定が行われています。 | 8.1.1、8.1.5、8.1.6 |
| 22 | 仮登録状態の印鑑の印鑑登録証明書を交付しようとした場合 | 指定した個人は仮登録中です。印鑑登録証明書の交付はできません。 | 8.1.1 |
| 23 | 印鑑登録証明書交付一時停止が設定されていない印鑑登録を解除しようとした場 | 指定した個人は印鑑登録証明書の交付一時停止中ではありません。 | 8.1.1、8.2.2 |

1953 11.2. アラート表示

1954 【実装すべき機能】

1955 論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上
1956 で、当該入力等を確定できるものは、アラートとして注意喚起すること。

1957

1958 ○ アラート項目一覧

1959

| アラート 番号 | アラート項目 | (参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考ま でに一例を示す | 関係する 機能要件 番号 |
|------------|--|---|---------------------------------|
| 1 | 登録申出者が成年被後 見人である場合 | 成年被後見人です。 法定代理人の同伴の有無等を確認して ください。 | 1.1.1、1.1.2 |
| 2 | 年齢が 15 歳未満の場 合 | 年齢が 15 歳未満です。 | 1.1.1、1.1.2 |
| 3 | 印影の氏名区分で「そ の他」を選択した場合 | 他の氏名区分に該当しない印影を登録 します。メモに詳細を記載してくださ い。 | 1.1.1、 1.1.2、 4.2.1、4.4.6 |
| 4 | 登録申出者に転出予定 がある場合 | 転出予定があります。 照会回答登録にて登録する場合、転出 日の前日までに回答するよう案内して ください。 | 1.1.1、 1.1.2、 4.4.2、4.4.6 |
| 5 | 検索入力の際に、指定 した個人が存在しなか った場合 | 処理対象者が存在しません。 | 2.1.3 |
| 6 | 検索入力の際に、指定 した個人の印鑑の登録 が存在しなかった場合 | 処理対象者の印鑑の登録は存在しませ ん。 | 2.1.3 |
| 7 | 検索入力の際に、指定 した登録番号の印鑑が 存在しなかった場合 | 指定した登録番号では登録がありませ ん。 | 2.1.3 |

| アラート 番号 | アラート項目 | (参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考ま でに一例を示す | 関係する 機能要件 番号 |
|------------|---|---|--------------------|
| 8 | 既に印鑑登録している 者が新しい印鑑で登録 をしようとしたときに 旧印鑑で同日に印鑑登 録証明書を交付してい る場合 | 本日、旧印鑑での印鑑登録証明書の発 行履歴があったため、当該証明書を回 収しない場合印鑑証明書の交付は不可 となります。 | 4.2.1 |
| 9 | 印鑑の登録の申請を受 理した場所と申請者が 持参した回答書の処理 場所が異なる場合 | 照会を行なった申請地と異なります が、よろしいですか？ | 4.4.6 |
| 10 | 指定した宛名番号で照 会中の印鑑が存在しな かった場合 | その宛名番号では照会中の登録申請が ありません。 | 4.4.3 |
| 11 | 印鑑登録証明書発行の 際に登録された転出予 定年月日を経過してい る場合 | 転出予定年月日を経過しています。 転出の事実がないことを確認してくだ さい。 | 8.1.1 |
| 12 | 印鑑登録証明書に印字 するデータに未登録外 字が含まれる場合 | 印鑑登録証明書に未登録外字が含まれ ています。確認してください。 | 8.1.4 |
| 13 | 印鑑登録証明書交付一 時停止の停止終了予定 日を経過した対象者が 存在する場合 | 印鑑登録証明書交付一時停止の停止終 了予定日を経過した対象者が存在しま す。確認してください。 | 8.2.1 |

1960

1961 **【考え方・理由】**

1962 住民記録システムに準ずる。

1963 成年被後見人の場合は、印鑑登録を受理できない可能性があることから、アラートを
1964 発出する。

1965 また、事務処理要領にて「満 15 歳未満の者については、印鑑の登録を受けることがで
1966 きないものとする」と規定されているが、実務として高校の奨学金の申請の際に必要な
1967 ある場合等があることから、エラー表示ではなくアラート表示とする。

1968

1969 12 実行制御

1970 12.1. 審査・決裁

1971 【実装すべき機能】

1972 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。異動入力し
1973 た内容は仮登録状態として、審査後の、決裁により本登録とする。

1974 仮登録状態の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・印鑑登録証明書交付・他業
1975 務連携については、抑止されること。

1976 仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。また、常時又は印鑑登録
1977 システム終了前に仮登録状態の者が存在することを表示できること。

1978 また、仮登録一覧は、全部、一部（選択異動者及び入力支所等を単位とした一部）ご
1979 とに表示・本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限をかけるこ
1980 とができることとする。

1981

1982 【仮登録状態】

1983 ・ 異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されている
1984 が、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、印鑑登録原票にまだ記載されてい
1985 ない状態

1986 ・ 異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態

1987 ・ 印鑑登録証明書交付時には、印鑑登録システムや他業務システム、また、証明書の
1988 コンビニ交付において、仮登録中のデータに基づく証明書は交付できないようにす
1989 る。

1990

1991 【本登録状態】

1992 ・ 異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されてい
1993 る状態

1994 ・ 異動処理が確定され、異動履歴となる状態

1995 ・ 確定情報となるため、証明書等に反映される。

1996

1997 【考え方・理由】

1998 住民記録システムと同様、仮登録状態の情報については取消・修正が可能。また、既
1999 に登録のあった住民の印鑑登録を廃止した後、再度登録する際の仮登録状態中に、以前
2000 の本登録情報（仮登録実施前）に基づく証明書の交付も検討されたが、古い情報に基づ
2001 く証明書の発行となるため盛り込まないこととした。

2002 責任者の決裁がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されな
2003 いことから、決裁機能は実装すべき機能とする。ただしシステム上での処理は代決者が
2004 行うことも許容する。

2005 12.2. 印刷

2006 【実装すべき機能】

2007 証明書を交付する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。出力部数を
2008 設定できること。交付時にプレビュー機能を保有すること。

2009 印鑑登録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー
2010 機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。

2011 氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票交付時に超過内容を記載
2012 したリストを出力できること。

2013 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できるこ
2014 と。出力する帳票は実行時に選択できること。

- 2015 ・印鑑の登録に関する照会書
- 2016 ・印鑑登録抹消通知書
- 2017 ・印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票

2018

2019 【実装してもしなくても良い機能】

2020 必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できるこ
2021 と。

- 2022 ・印鑑登録確認通知書

2023

2024 【実装しない機能】

2025 アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。

2026

2027 【考え方・理由】

2028 住民記録システムに準ずる。

2029

2030 13 システム管理

2031 13.1. 権限管理

2032 13.1.1. 操作権限管理

2033 【実装すべき機能】

2034 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対し
2035 て、個人単位で ID 及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や
2036 表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。

2037 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが
2038 設定できること。

2039 操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システ
2040 ム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使
2041 用できること。

2042 アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。アクセス権限の設
2043 定はシステム管理者により設定できること。アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の
2044 登録・変更・削除はスケジューラーに設定し、事前に準備ができること。

2045 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができるこ
2046 と。

2047 他の職員が住民情報の入力・異動作業をしている間は、同一住民の情報について、閲
2048 覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

2049 なお、操作権限管理については、操作権限一覧での管理及びそれらに基づく利用者別
2050 の各種制御ができること。操作権限は異動処理の制御、表示・閲覧制御、利用範囲及び
2051 期間のそれぞれを、バッチ処理で一括メンテナンスできること。

2052 例：3.1（異動・交付・照会抑止）、10（EUC）、12.1（審査・決裁）、13.1.1（操作権限
2053 管理）、13.1.2（操作権限設定）、13.2（アクセスログ管理）、13.3.1（整合性チェック）
2054 及び 13.3.2（除票の経年抹消）

2055 ID 及びパスワードによる認証に加え、集積回路を付したカードや静脈認証等の生体認
2056 証を用いた二要素認証に対応すること。

2057 複数回のアクセスの失敗に対して、アクセス禁止状態にできること。

2058

2059 【実装しない機能】

2060 職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。

2061

2062 【考え方・理由】

2063 住民記録システムに準ずる。

2064

2065 13.1.2. 操作権限設定

2066 【実装すべき機能】

2067 システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、設定した権
2068 限に応じて、画面から入力する時に必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認
2069 でき、画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。

2070

2071 13.2. アクセスログ管理

2072 【実装すべき機能】

2073 <ログの取得>

2074 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、
2075 以下のログを取得すること（IaaS 事業者がログについての責任を負っている場合等、パ
2076 ッケージベンダ自体がログを提供できない場合は、IaaS 事業者と協議する等により、何
2077 らかの形で本機能が市区町村に提供されるようにすること）。

2078 ・ 操作ログ

2079 取得対象：①照会、②帳票発行、③異動入力（履歴追加）、④異動入力（履歴修正）、⑤
2080 異動入力（履歴削除）、⑥バッチ処理（帳票作成）、⑦バッチ処理（データ更
2081 新）、⑧画面ハードコピー、⑨データ抽出（EUC）

2082 ※③から⑤までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できる
2083 こと。

2084 記録対象：操作者 ID、日時、ファイル名、端末名、オンラインの場合は対象となったレ
2085 コード（処理対象者等）・機能名・画面名、バッチについては処理名、処理・
2086 交付場所

2087 ・ 認証ログ

2088 ログイン及びログインのエラー回数等

2089 ・ イベントログ

2090 印鑑登録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベー
2091 スへのアクセス等のセキュリティに関わる情報

2092 ・ 通信ログ

2093 Web サーバや Web アプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー 等

2094 ・ 印刷ログ

2095 印刷者 ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、
2096 枚数、公印出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合
2097 には発行番号等の情報

- 2098 • 設定変更ログ
- 2099 管理者による設定変更時の情報
- 2100 • エラーログ
- 2101 印鑑登録システム上でエラーが発生した際の記録。管理者による設定変更時の情報
- 2102
- 2103 **【考え方・理由】**
- 2104 住民記録システムに準ずる。
- 2105

2106 13.3. データ整備

2107 13.3.1. 整合性チェック

- 2108 **【実装すべき機能】**
- 2109 システムが異常終了した場合、その直後のシステム起動時に、住民記録システムとの
- 2110 紐付きの整合性をチェックできること。
- 2111

2112 13.3.2. 除票の経年抹消

- 2113 **【実装すべき機能】**
- 2114 抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。
- 2115 抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること。除票経年抹消対象
- 2116 リストにおいては、印鑑登録番号、登録年月日などにより出力順序を指定できること。
- 2117 指定都市においては、行政区ごとに出力できること。また、除票経年抹消対象リストの
- 2118 出力後、当該情報を削除できること。
- 2119
- 2120 **【考え方・理由】**
- 2121 除票の保存期限は、5年以上保存している自治体も存在したが、事務処理要領に記載
- 2122 のとおり5年以内とする。
- 2123

2124 13.3.3. データ移行処理

- 2125 **【実装すべき機能】**
- 2126 標準仕様に準拠したシステムの稼働開始後に、制度・規定の変更やシステムの保守期
- 2127 限切れ等の理由でシステムのバージョンアップや切り替えが必要となった場合、印影を
- 2128 含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。
- 2129 また、現行システムから標準仕様に準拠したシステムに移行する際にも、印影を含め
- 2130 たシステムが保持するデータを完全に移行できること。

2131 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便
2132 宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用すること
2133 をも許容する。
2134
2135
2136

2137 第5章 様式・帳票要件

2138 20.1 様式・帳票全般

2139 20.1.1. 出力様式・帳票

2140 【実装すべき機能】

2141 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力でき
2142 ること。

- 2143 ・印鑑登録証明書
- 2144 ・印鑑の登録に関する照会書
- 2145 ・印鑑登録抹消通知書
- 2146 ・可視台帳（押印前）
- 2147 ・印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票
- 2148 ・世帯内印影票

2149

2150 【実装してもしなくても良い機能】

2151 以下の様式・帳票について、直接印刷により出力できること。

- 2152 ・保証人確認票
- 2153 ・印鑑登録確認通知書

2154

2155 【実装しない機能】

2156 「実装すべき機能」に示す様式・帳票について、性別欄の有無を除き、以降で示す以
2157 外のレイアウトで出力できること。

2158

2159 20.1.2. 各項目の記載

2160 【実装すべき機能】

2161 項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。項目内容は、横書き、左揃え、
2162 上下中央揃えとすること。

2163 記載しない項目（例：世帯内印影票、印鑑登録証明書、印鑑登録原票確認票における
2164 「氏名のカタカナ表記」）については、項目名及び項目内容を「***」表示とするこ
2165 と。

2166 記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：旧氏を設
2167 定していない場合の「旧氏」など）については、項目内容を「【空欄】」と表示するこ
2168 と。

2169

2170

2171 20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票

2172 20.2.1 印鑑登録証明書

2173 【実装すべき機能】

2174 印鑑登録証明書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できるこ
2175 と。また、末尾に認証文を記載できること。印鑑登録証明書に記載する項目は以下のと
2176 おりとする。

- 2177 ・印影
- 2178 ・氏名（漢字、アルファベット、カタカナを含む。）
- 2179 ・旧氏（日本人住民のみ）
- 2180 ・通称（外国人住民のみ）
- 2181 ・「氏名のカタカナ表記」
- 2182 ・生年月日（日本人住民は和暦、外国人住民は西暦で表記すること。）
- 2183 ・住所（方書を含む。）

2184

2185 【実装してもしなくても良い機能】

2186 印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとする。

- 2187 ・性別（自治体によって出力有無について選択した結果に基づくこと）
- 2188 ・フリガナ（氏名の後に括弧で表示すること）

2189

2190 ○ 印鑑登録証明書のレイアウト（性別の記載ありを選択した自治体の場合）

印 鑑 登 録 証 明 書

| | | | | |
|------|------|--|----|--|
| 登録印影 | 氏名 | | | |
| | 旧氏 | | | |
| | *** | | | |
| | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | |

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

2191
2192

2193 ○ 印鑑登録証明書のレイアウト（性別の記載なしを選択した自治体の場合）

印 鑑 登 録 証 明 書

| | | |
|------|------|--|
| 登録印影 | 氏名 | |
| | 旧氏 | |
| | *** | |
| | 生年月日 | |
| | 住所 | |

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

2194
2195

記載諸元 【印鑑登録証明書】

1. 項目・記載内容

| 項目番号 | 帳票名 | 項目名 | 内容 | 行数(繰り返し) | 折り返し | 型 | 枚数/行※ | 文字フォント | 和暦・西暦 | 左寄せ・右寄せ | 文字溢れの対応 | データを保持していない場合の表示 | 基本フォントサイズ(ポイント) | 最小フォントサイズ(ポイント) | その他編集条件 |
|------|---------------|--------------|--|----------|------|-------|-------|---------|-------|---------|---------|------------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 1 | 印鑑登録証明書 | タイトル | 「印鑑登録証明書」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 7 | IPAmj明朝 | - | 中央 | - | - | 18 | | |
| 2 | | 氏名 | 日本人の場合は【本人氏名(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名(外国人)】において記載 | 1 | 有 | 本人氏名型 | 20/2 | IPAmj明朝 | - | 左 | ○ | 【空欄】 | 10 | | |
| 3 | | 旧氏又は通称項目名 | 日本人の場合は「旧氏」、外国人の場合は「通称」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 2 | IPAmj明朝 | - | 中央 | - | - | 9 | | |
| 4 | | 旧氏又は通称 | 日本人の場合は「旧氏」、外国人の場合は「通称」を記載 | 1 | 無 | 旧氏・通称 | 20 | IPAmj明朝 | - | 左 | ○ | 【空欄】 | 9 | | |
| 5 | | 氏名のカタカナ表記項目名 | 日本人の場合は「****」、外国人の場合は「氏名のカタカナ表記」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 9 | IPAmj明朝 | - | 中央 | - | *** | 9 | | 「氏名のカタカナ表記」は6ポイント |
| 6 | | 氏名のカタカナ表記 | 日本人の場合は「****」を記載 | 1 | 無 | 全角 | 20 | IPAmj明朝 | - | 左 | ○ | *** | 9 | | |
| 7 | | 生年月日 | 日本人の場合は和暦(例:平成11年9月9日)、外国人の場合は西暦(例:1999年9月9日)で記載 不詳の場合はその旨を記載 | 1 | 無 | 日付型 | 11 | IPAmj明朝 | 和暦/西暦 | 左 | - | - | 9 | | |
| 8 | | 性別項目名 | 性別を記載する場合は「性別」と記載 ※性別を記載しない場合、本項目は出力しない | 1 | 無 | 全角 | 2 | IPAmj明朝 | - | 中央 | - | - | 9 | | |
| 9 | | 性別 | 「男」/「女」の別を記載 ※性別を記載しない場合、本項目は出力しない | 1 | 無 | 全角 | 1 | IPAmj明朝 | - | 左 | - | 【空欄】 | 9 | | |
| 10 | | 住所 | 「都道府県名+市区町村名+字+地番+△+方書」と記載 ※△は全角スペース | 1 | 有 | 住所型 | 20/2 | IPAmj明朝 | - | 左 | ○ | - | 10 | | |
| 11 | | 登録印影項目名 | 「登録印影」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 4 | IPAmj明朝 | - | 中央 | - | - | 9 | | |
| 12 | | 登録印影 | 印影イメージを出力 | - | - | イメージ | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 13 | 印鑑登録証明書(フッタ部) | 発行番号 | 「発行年月日・市区町村名・発行端末番号・発行プリント番号・発行された順に付された番号」を記載 記載例:「20200502●●市本庁1プリント0011」 | 1 | 無 | 全角/半角 | 32 | IPAmj明朝 | - | 左 | - | - | 9 | | |
| 14 | | 認証文 | 発行番号から1行空白、「この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 25 | IPAmj明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 15 | | 公証(年月日) | 認証文から1行空白、公印欄に寄せる、公印に重ならない | 1 | 無 | 日付型 | 11 | IPAmj明朝 | 和暦 | 左 | - | - | 11 | | |
| 16 | | 公証(職務代理者) | 認証文から1行空白、公印欄に寄せる、公印に重ならない 「都道府県名+市区町村名+長」又は「都道府県名+市区町村名+長(職務代理者)」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 30 | IPAmj明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 17 | | 公証(職務代理者名) | 公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる、公印に重ならない | 1 | 無 | 全角 | 7 | IPAmj明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 18 | | 公印 | 職務代理者名の右側、職務代理者名と重ならない | - | - | イメージ | - | - | - | - | - | - | - | | |

2. 構成

| 項目番号 | 帳票名 | 用紙サイズ | 最低余白(上)※ | 総数枚の跨り | 枚目表示 | 職務執行者 | 公印有無 | 発行単位 | 同一証明内の発行順位の発行単位 | 別様式との同時発行 |
|------|---------|-------------|----------|--------|------|-------|------|------|-----------------|-----------|
| 1 | 印鑑登録証明書 | A4(改ざん防止用紙) | 11 | 無 | 無 | 有 | 無 | 個人 | 規定しない | 無 |


※:単位はミリメートルあるいはインチ。最低限確保する余白を示す。最低限の規定がない場合は「-」を記入する。

2197

2198 ○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方

印 鑑 登 録 証 明 書

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

| | | | | |
|---|------|--------------------------|----|---|
| 登録印影 | 氏名 | 住民 一郎 | | |
|  | 旧氏 | 空欄] | | |
| | *** | ***** | | |
| | 生年月日 | 平成2年2月2日 | 性別 | 男 |
| | 住所 | 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 | | |

20210203 ●●区 本庁1プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・日本人の場合は「旧氏」を表示。
旧氏がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●●長(職務代理者) ●● ●●

印

肩書も指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用する。該当項目がなければ項目は「***」とすること。

2199
2200

2201 ○ 印鑑登録証明書（日本人・旧氏有の場合）のレイアウトの考え方

印 鑑 登 録 証 明 書

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

| | | | | |
|--|--------------------------------|-----------------|----|---|
| 登録印影 | 氏名 | 青木 良子 | | |
| <div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 住 民 </div> | 旧氏 | 住民 | | |
| | *** | ***** | | |
| | 生年月日 | 平成 3年 4月 4日 | 性別 | 女 |
| | 住所 | 東京都千代田区霞が関 2- 1 | | |
| | 20210203 ●●●区 本庁 1 プリント001 011 | | | |

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・日本人の場合は「旧氏」を表示。
旧氏がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●●長 職務代理者) ●● ●●

印

肩書も指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用する。該当項目がなければ項目は「** *」とすること。

2202

2203

2204

- 2205 ○ 印鑑登録証明書（外国人・非漢字圏の外国人がカタカナの印影を用いる場合）のレイ
2206アウトの考え方

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。
・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

印鑑登録証明書

・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。該当項目がなければ項目は「** *」とすること。

| | | | | | |
|--|-----------|-----------------------------|------------|---|--|
| | 登録印影 | 氏名 | Jane Smith | | |
| | 氏名のカタカナ表記 | 通称 | 住民 幸子 | | |
| | | | ジェーン・スミス | | |
| | 生年月日 | 1974年 1月 1日 | 性別 | 女 | |
| | 住所 | 東京都港区虎ノ門 2- 2- 1 虎ノ門ハイツ101号 | | | |

20210203 ●●区 本庁 1 プリント001 011

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

肩書も指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・外国人住民の場合は「通称」を表示。通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

令和●●年●●月●●日

●●●長 職務代理者) ●● ●●




- 2207
2208

2209

○ 印鑑登録証明書（外国人・漢字圏の外国人の場合）のレイアウトの考え方

印 鑑 登 録 証 明 書

| | | | | |
|---|------|--------------------------|----|---|
| 登録印影 | 氏名 | ZHANG YULIN 張 玉蓮 | | |
|  | 通称 | 住民 花子 | | |
| | *** | ***** | | |
| | 生年月日 | 1990年2月2日 | 性別 | 女 |
| | 住所 | 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 | | |

20210203 ●●区 本庁1プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

| | |
|---|--|
| <p>・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。</p> <p>・外国人住民の場合は西暦で記載すること。</p> | <p>・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。</p> |
|---|--|

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>・外国人住民の場合は「通称」を表示。通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。</p> | <p>・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。</p> |
|---|----------------------------------|

令和●●年●●月●●日

●●●●長(職務代理者) ●● ●●

印

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>肩書も指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。</p> | <p>・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。該当項目がなければ項目は「***」とすること。</p> |
|------------------------------------|---|

2210

2211

2212 20.2.2 印鑑の登録に関する照会書

2213 **【実装すべき機能】**

2214 印鑑の登録に関する照会書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出
2215 力できること。

2216 カスタマーバーコードを記載すること。

2217

2218 **【実装してもしなくても良い機能】**

2219 付番した照会番号を記載すること。

2220

2221 ○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウト



照会番号 XXXXXXXXXXXX

令和 年 月 日

印鑑の登録に関する照会書

令和●●年●●月●●日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに令和●●年●●月●●日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

| | | |
|-------------------------------------|-------|----------|
| 様 | 回 答 書 | 令和 年 月 日 |
| 照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。 | | 申請した印鑑 |
| 住 所 | _____ | |
| 本人署名 | _____ | |
| 生年月日 | _____ | |

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

| | |
|--|----------|
| 委 任 状 | 令和 年 月 日 |
| 代理人住所 | _____ |
| 代理人氏名 | _____ |
| 回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。 本人署名 | |
| _____ | |

備考：

お問い合わせ先)
< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

2222

2223

記載諸元 【印鑑の登録に関する照会書】

1. 項目・記載内容

| 項番 | 帳票名 | 項目名 | 内容 | 行数(繰り返し) | 折り返し | 型 | 桁数/行※ | 文字フォント | 和暦・西暦 | 左寄せ・右寄せ | 文字溢れ の対応 | データを 保持して いない場 合の表示 | 基本フォ ントサイ ズ(ばい ト) | 兼小フォ ントサイ ズ(ばい ト) | その他編集条件 |
|----|--------------|------------|---|----------|------|-------|-------|---------|-------|---------|-------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|---|
| 1 | | 郵便番号 | 「999-9999」形式 | 1 | 無 | 全角 | 8 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 2 | | 宛名住所 | 宛名住所 | 1 | 有 | 宛名住所型 | 17/3 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 3 | | 宛名氏名 | 宛名氏名 | 1 | 有 | 宛名氏名型 | 17/2 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 4 | | カスタマコードを付す | カスタマコードを付す | - | - | バーコード | - | - | - | 左 | - | - | - | | |
| 5 | | 照会番号タイトル | 「照会番号」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 4 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 12 | | |
| 6 | | 照会番号 | 自治体で採番した任意の桁数の番号を記載 | 1 | 無 | 全角/半角 | 10 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 12 | | |
| 7 | | 公証(年月日) | 認証文から1行空けて記載 | 1 | 無 | 日付型 | 11 | IPAm)明朝 | 和暦 | 中央 | - | - | 11 | | |
| 8 | | 公証(職務代理者) | 認証文から1行空ける、公印に重ならない、「都道府県名+市区町村名+長」又は「都道府県名+市区町村名+長(職務代理者)」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 30 | IPAm)明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 9 | | 公証(職務代理者名) | 公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる、公印に重ならない | 1 | 無 | 全角 | 7 | IPAm)明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 10 | | 公印 | 職務代理者名の右横、職務代理者名と重ならない | - | - | イメージ | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 11 | | 公印(公印省略) | 公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を印字する | 1 | 無 | 全角 | 6 | IPAm)明朝 | - | 中央 | - | - | 11 | | |
| 12 | | 公印(注釈) | 公印の直下に任意の文書を印字する 例)「この印は黒色です」 | 1 | 無 | 全角 | 30 | IPAm)明朝 | - | 右 | - | - | 8 | | |
| 13 | | タイトル | 「印鑑の登録に関する照会書」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 12 | IPAm)明朝 | - | - | - | - | 18 | | |
| 14 | | 通知文印鑑登録日 | 印鑑登録日を編集 | 1 | 無 | 全角 | 11 | IPAm)明朝 | - | 中央 | - | - | 11 | | |
| 15 | 印鑑の登録に関する照会書 | 通知文(前半) | あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さず | 1 | 無 | 全角 | 70 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | 通知文印鑑登録日、通知文(後半)、通知文回答期限、通知文(後半)はシステムが対応可能であれば1つの項目として差し替えない。 |
| 16 | | 通知文回答期限 | 回答期限日を編集 | 1 | 無 | 全角 | 11 | IPAm)明朝 | - | 中央 | - | - | 11 | | |
| 17 | | 通知文(後半) | までに申請取り扱い窓口へ持参してください。 | 1 | 無 | 全角 | 23 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 18 | | 回答書タイトル | 「回答書」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 3 | IPAm)明朝 | - | - | - | - | 14 | | |
| 19 | | 回答書回答日 | 「元号+△△+年+△△+月+△△+日」を記載(本人記入の為、年、月、日の数値部分は空欄) | 1 | 無 | 全角 | 11 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 20 | | 回答書宛名 | 公証(職務代理者)の指名+「様」を回答書タイトルの1行下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 23 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 21 | | 回答文 | 照会がありましたら印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。 | 1 | 無 | 全角 | 35 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 22 | | 回答書住所欄 | 「住△△所」(△は全角スペース)と記載。本人記入の為住所は記載しない。 | 1 | 無 | 全角 | 4 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 23 | | 回答書本人署名欄 | 「本人署名」と記載。本人記入の為氏名は記載しない。 | 1 | 無 | 全角 | 4 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 24 | | 回答書生年月日欄 | 「生年月日」と記載。本人記入の為生年月日は記載しない。 | 1 | 無 | 全角 | 4 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 25 | | 通知文(委任) | 代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参してください。 | 1 | 無 | 全角 | 44 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 26 | | 委任状タイトル | 「委任状」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 3 | IPAm)明朝 | - | - | - | - | 14 | | |
| 27 | | 委任日 | 「元号+△△+年+△△+月+△△+日」を記載(本人記入の為、年、月、日の数値部分は空欄) | 1 | 無 | 全角 | 11 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 28 | | 代理人住所 | 「代理人住所」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 5 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 29 | | 代理人氏名 | 「代理人氏名」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 5 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 30 | | 代理人生年月日 | 「代理人生年月日」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 7 | IPAm)明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |

2225

2226


| 項番 | 帳票名 | 項目名 | 内容 | 行数(繰り返し) | 折り返し | 型 | 桁数/行※ | 文字フォント | 和暦・西暦 | 左寄せ・右寄せ | 文字溢れの対応 | データを保持していない場合の表示 | 基本フォントサイズ(ポイント) | 最小フォントサイズ(ポイント) | その他編集条件 |
|----|--------------|------------|--|----------|------|----|-------|--------|-------|---------|---------|------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 31 | | 委任状通知文 | 回覧書の提出及び印鑑登録証の送付について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。 | 1 | 無 | 全角 | 35 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 32 | | 委任状本人署名欄備考 | 「本人署名」と記載。本人記入の為氏名は記載しない。持ち物名など自治体毎に任意で文言添付したものが出力される。 | 1 | 無 | 全角 | 4 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 33 | 印鑑の登録に関する照会書 | | (お問い合わせ先)の1行空けて下に記載 | 1 | 有 | 全角 | 200 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 34 | | < 担当氏名 > | (お問い合わせ先)の1行空けて下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 9 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 35 | | < 住所 > | < 担当氏名 >の1行下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 26 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 36 | | < 電話番号 > | < 住所 >の1行下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 26 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 37 | | 三つ折り線1 | 三つ折り線 | 1 | 無 | 全角 | 26 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 38 | | 三つ折り線2 | 三つ折り線 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 39 | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |

2. 構成

| 項番 | 帳票名 | 用紙サイズ | 最低余白(上)※ | 複数枚の跨り | ○枚中○枚目表示 | 職務執行者 | 公印有無 | 公用有無 | 発行単位 | 同一証明内の発行単位 | 別様式との同時発行 | 別様式との同時発行順 |
|----|--------------|-------|----------|--------|----------|-------|------|------|------|------------|-----------|------------|
| 1 | 印鑑の登録に関する照会書 | A4 | 11 | 無 | 無 | 有 | 有 | 無 | 個人 | 規定しない | 無 | - |

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低限確保する余白を示す。最低値の規定がない場合は「-」を記入する。

2227 ○ 印鑑の登録に関する照会書のレイアウトの考え方

| | | |
|---|---|---|
| 105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 住民 花子 様  | ・郵送のための住所欄は、他様式も同様（ほかの様式と同じ封筒を使用する）。 ・窓付き封筒の使用を想定して宛先は記載することとし、発行元は封筒に記載すれば良いことから削除する。 | 照会番号 XXXXXXXXXXXX 令和●●年●●月●●日 ●●●長（職務代理者） ●●●● |
|---|---|---|

印鑑の登録に関する照会書

肩書も指定都市・特別区含め常に都道府県から記載する。

令和●●年●●月●●日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに令和●●年●●月●●日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

| | | |
|-------------------------------------|-------|--|
| ○○長（職務代理者） 様 | 回 答 書 | 令和 年 月 日 |
| 照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。 | | 申請した印鑑 <div style="text-align: center; border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 住 民 </div> |
| 住 所 <u>東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</u> | | |
| 本人署名 <u>住民花子</u> | | |
| 生年月日 <u>平成8年2月2日</u> | | |

本人自署の為数字は空白とする。

本人自署の為印字はしない。

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

| | | |
|--|--|---------------|
| 委 任 状 | | 令和 年 月 日 |
| 代理人住所 <u>東京都千代田区霞が関2-1</u> | | 本人自署の為印字はしない。 |
| 代理人氏名 <u>住民 二郎</u> | | |
| 回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。 本人署名 | | |
| <u>住民花子</u> | | |

備考：持ち物として以下をご持参ください。

- <本人が来庁する場合>必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- <代理人が来庁する場合>回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

・備考の内容は自治体毎に任意で文言設定可能とする。

- お問い合わせ先)
- < 担当課名 >
 - < 住 所 >
 - < 電 話 >

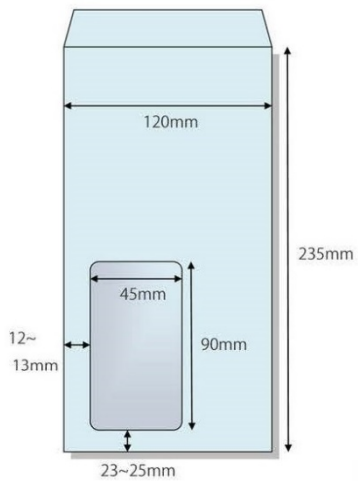
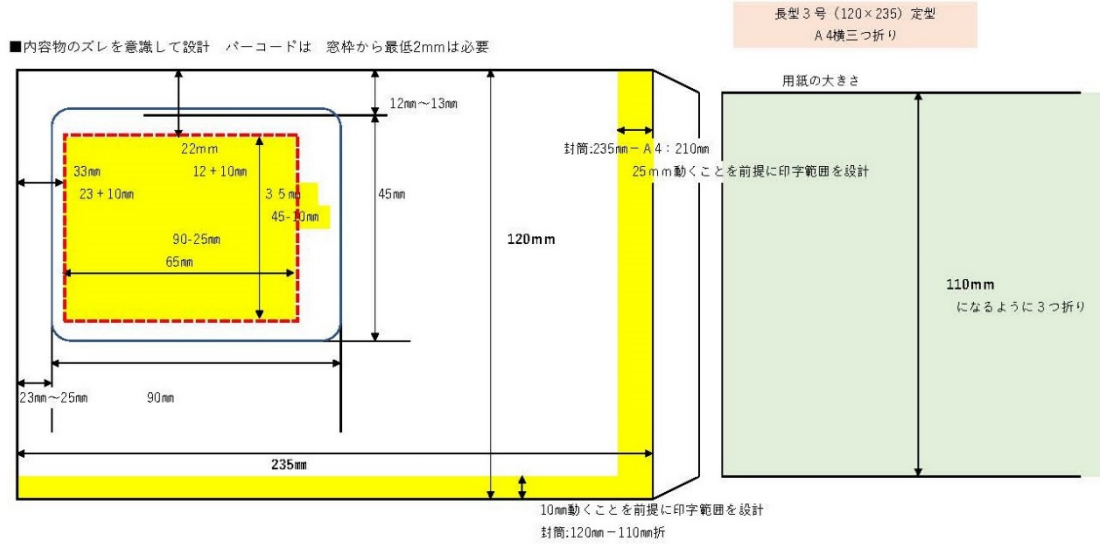
2228

2229

2230
2231

(参考) 宛名部分に対応した封筒レイアウトを以下に示す。

封筒レイアウト



【窓あき封筒】

- ・封筒として長6封筒を推奨、長3封筒も利用可能
- ・窓あき封筒対応 (45mm×90mm) 用紙左から23~25mm、上から12~13mm
- ・内容物のズレを意識して設計→パーコードは窓枠から最低2mmは必要

【三つ折り線】

様式等に三つ折り線を記す場合は、以下を基準とする。

- ・左位置: 10mm
- ・長6封筒の場合、上位置: 99mm、198mmを基準とする
- ・長3封筒の場合、上位置: 110mm、220mmを基準とする

※いずれの場合も三つ折り線の位置は基準を参考とすればよく厳密な位置の一致は求めない

2232
2233
2234

2235 20.2.3 印鑑登録抹消通知書

2236 **【実装すべき機能】**

2237 印鑑登録抹消通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力でき
2238 ること。

2239 カスタマーバーコードを記載すること。

2240

2241

2242 ○ 印鑑登録抹消通知書のレイアウト



令和 年 月 日

印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

2243
2244

2245

2246

記載諸元 【印鑑登録抹消通知書】

1. 項目・記載内容

| 項番 | 帳票名 | 項目名 | 内容 | 行数(繰り返し) | 折り返し | 型 | 桁数/行※ | 文字フォント | 和暦・西暦 | 左寄せ・右寄せ | 文字溢れの対応 | データを保持していない場合の表示 | 基本フォントサイズ(ピクセル) | 最小フォントサイズ(ピクセル) | その他編集条件 |
|----|-----------|------------|---|----------|------|-------|-------|--------|-------|---------|---------|------------------|-----------------|-----------------|---------|
| 1 | | 郵便番号 | 郵便番号(「999-9999」形式) | 1 | 無 | 全角 | 8 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 2 | | 宛住所 | 宛住所 | 1 | 有 | 宛住所型 | 17/3 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 3 | | 宛名氏名 | 宛名氏名 | 1 | 有 | 宛名氏名型 | 17/2 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 4 | | カスマバコード | カスマバコードを付す | - | - | バーコード | - | - | - | 左 | - | - | - | | |
| 5 | | 公証(年月日) | 認証文から1行空けて記載 | 1 | 無 | 日付型 | 11 | IPAm明朝 | 和暦 | 中央 | - | - | 11 | | |
| 7 | | 公証(職務代理者) | 認証文から1行空ける、公印欄に寄せる、公印に重ならない。 [都道府県名+市区町村名+番]又は[都道府県名+市区町村名+長(職務代理者)]と記載 | 1 | 無 | 全角 | 30 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 8 | | 公証(職務代理者名) | 公証(職務代理者)の1行下、公印欄に寄せる、公印に重ならない | 1 | 無 | 全角 | 7 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 9 | | 公印 | 職務代理者名の右横、職務代理者名と重ならない 公印を省略する場合は、職務代理者名の後に「(公印省略)」を印字する | - | - | イメージ | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 10 | 印鑑登録抹消通知書 | 公印(公印省略) | 公印の直下に任意の文言を印字する 例)「この印は黒色です」 | 1 | 無 | 全角 | 6 | IPAm明朝 | - | 中央 | - | - | 11 | | |
| 11 | | 公印(注釈) | 公印の直下に任意の文言を印字する 例)「この印は黒色です」 | 1 | 無 | 全角 | 30 | IPAm明朝 | - | 右 | - | - | 8 | | |
| 12 | | タイトル | 「印鑑登録抹消通知書」と記載 | 1 | 無 | 全角 | 9 | IPAm明朝 | - | 中央 | - | - | 18 | | |
| 13 | | 通知文 | あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。 | 1 | 無 | 全角 | 32 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 14 | | 印鑑登録番号 | 印鑑登録番号を記載する | 1 | 無 | 半角 | 15 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 15 | | 登録者氏名 | 日本人の場合は【本人氏名型(日本人)】、外国人の場合は【本人氏名型(外国人)】において記載 本人氏名型(日本人)・本人氏名型(外国人)ともにフリガナは出力しない | 1 | 有 | 本人氏名型 | 20/2 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 16 | | 抹消年月日 | 印鑑抹消年月日を記載する | 1 | 無 | 日付型 | 11 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 17 | | 抹消事由 | 抹消事由を記載する | 1 | 無 | 全角 | 20 | IPAm明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |

2247

2248

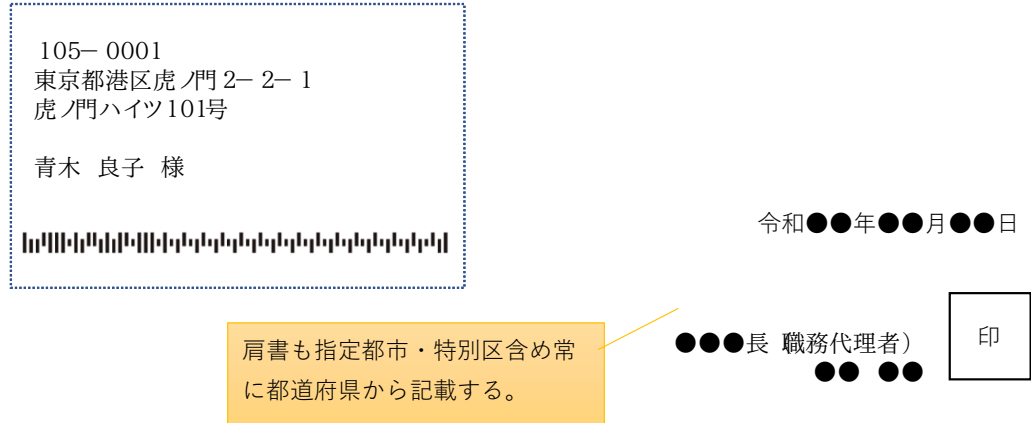
| 項番 | 帳票名 | 項目名 | 内容 | 行数(繰り返し返し) | 折り返し | 型 | 桁数/行※ | 文字コード | 和暦・西暦 | 左寄せ・右寄せ | 文字溢れの対応 | データを保持していない場合の表示 | 基本フォントサイズ(ポイント) | 副フォントサイズ(ポイント) | その他編集条件 |
|----|-----------|-----------|---|------------|------|----|-------|---------|-------|---------|---------|------------------|-----------------|----------------|---------|
| 18 | 印鑑登録抹消通知書 | 説明文 | 個人番号カード廃止用以外の説明文 「あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。 なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。」 個人番号カード廃止用の説明文 「あなたの個人番号カードが廃止されたため、印鑑登録が抹消されました。 引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。」 | 1 | 無 | 全角 | 364 | IPAmj明朝 | - | 左 | - | - | 11 | | |
| 19 | | (お問い合わせ先) | 右下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 9 | IPAmj明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 20 | | < 担当課名 > | (お問い合わせ先)の1行空けて下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 26 | IPAmj明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 21 | | < 住所 > | < 担当課名 >の1行下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 26 | IPAmj明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 22 | | < 電話 > | < 住所 >の1行下に記載 | 1 | 無 | 全角 | 26 | IPAmj明朝 | - | 右 | - | - | 11 | | |
| 23 | | 三つ折り線1 | 三つ折り線 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 24 | | 三つ折り線2 | 三つ折り線 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |

2. 構成

| 項番 | 帳票名 | 用紙サイズ | 最低余白(上)※ | 複数枚の跨り | ○枚中○枚目表示 | 職務執行者 | 公印有無 | 発行単位 | 同一証明内の発行順位 | 別様式との同時発行 |
|----|-----------|-------|----------|--------|----------|-------|------|------|------------|-----------|
| 1 | 印鑑登録抹消通知書 | A4 | 11 | 無 | 無 | 有 | 有 | 個人 | 規定しない | 無 |

※：単位はミリメートルあるいはインチ。最低値確保する余白を示す。最低値の指定がない場合は「-」を記入する。

2249 ○ 印鑑登録抹消通知書のレイアウトの考え方



印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 印鑑登録番号 | ABCDEF789123456 |
| 2. 登録者氏名 | 住民 良子 |
| 3. 抹消年月日 | 令和2年6月6日 |
| 4. 抹消事由 | 氏名の変更 |

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・本通知を受け取った者が、抹消となる理由がわかるように、当該理由を出力する。

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

お問い合わせ先)

< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

2251 20.2.4 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）

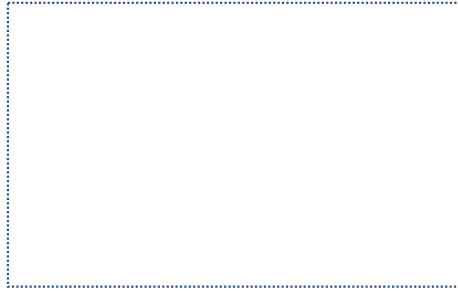
2252 **【実装すべき機能】**

2253 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）について、次に示すレイアウトに従
2254 い、直接印刷により出力できること。

2255 カスタマーバーコードを記載すること。

2256

2257 ○ 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）のレイアウト



令和 年 月 日

印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由 個人番号カード廃止

あなたの個人番号カードが廃止したため、印鑑登録が抹消されました。
引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

お問い合わせ先)
< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

2258
2259

2260 ○ 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）のレイアウトの考え方

| | |
|--|---------------------|
| 105- 0001 東京都港区虎ノ門 2- 2- 1 虎ノ門ハイツ101号 青木 良子 様 | 令和●●年●●月●●日 |
| 肩書も指定都市・特別区含め常に都道府県から記載する。 | ●●●長 職務代理者) ●●●● |
| | 印 |

印 鑑 登 録 抹 消 通 知 書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 印鑑登録番号 | ABCDEF789123456 |
| 2. 登録者氏名 | 住民 良子 |
| 3. 抹消年月日 | 令和 2年 6月 6日 |
| 4. 抹消事由 | 個人番号カード廃止 |

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

あなたの個人番号カードが廃止したため、印鑑登録が抹消されました。
引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

お問い合わせ先)
< 担当課名 >
< 住 所 >
< 電 話 >

2262 20.3 庁内業務で使用する様式・帳票

2263 20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票

2264 **【実装すべき機能】**

2265 印鑑登録原票確認票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力でき
2266 ること。異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、1 異
2267 動1 葉とする方式（過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）で発行すること。

2268 また、抹消にあたっては、表題を印鑑登録原票（除票）確認票とし、「除票」であるこ
2269 とが判別できること。

2270 なお、性別欄の有無については、自治体によって管理項目における「性別」の有無に
2271 ついて選択した結果に基づくこと。

2272

2273

2274 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウト

印 鑑 登 録 原 票 確 認 票

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | |
|--------|--|-------|--|

| | | | | |
|------|------|--|----|--|
| 登録印影 | 氏名 | | | |
| | 旧氏 | | | |
| | *** | | | |
| | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | |

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

2275

2276

2277 ○ 印鑑登録原票（除票）確認票のレイアウト

印 鑑 登 録 原 票 （ 除 票 ） 確 認 票

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | |
|--------|--|-------|--|

| | | | | |
|------|------|--|----|--|
| 登録印影 | 氏名 | | | |
| | 旧氏 | | | |
| | *** | | | |
| | 生年月日 | | 性別 | |
| | 住所 | | | |

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

2278

2279

2280

2281

2282 ○ 印鑑登録原票確認票のレイアウトの考え方

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

印 鑑 登 録 原 票 確 認 票

| | | | | |
|------|-----------------|-------|------------|--|
| 登録番号 | ABCDEF123456789 | 登録年月日 | 令和元年12月12日 | |
|------|-----------------|-------|------------|--|

| | | | | |
|--|------|--------------------------|----|---|
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 住 民 </div> | 氏名 | 住民 一郎 | | |
| | 旧氏 | 空欄 | | |
| | *** | ***** | | |
| | 生年月日 | 平成2年2月2日 | 性別 | 男 |
| | 住所 | 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 | | |

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載すること。

・管理項目に性別を設けている場合は表示すること。

印鑑登録状態 本登録 抹消年月日 —

抹消事由 —

印鑑登録状態（仮登録、照会中、本登録、抹消）を自動設定すること。

2283

2284

2285 ○ 印鑑登録原票（除票）確認票のレイアウトの考え方

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

印 鑑 登 録 原 票 (除 票) 確 認 票

| | | | | |
|--------|-----------------|-------|------------|--|
| 印鑑登録番号 | ABCDEF987654321 | 登録年月日 | 平成30年1月11日 | |
|--------|-----------------|-------|------------|--|

| | | | | |
|--|-----------|--------------------------|----|---|
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ジ ェ ー ン ・ ス ミ ス </div> | 氏名 | Jane Smith | | |
| | 通称 | 住民 幸子 | | |
| | 氏名のカタカナ表記 | ジェーン・スミス | | |
| | 生年月日 | 1974年1月1日 | 性別 | 女 |
| | 住所 | 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 | | |

・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。該当項目がなければ項目は「***」とすること。

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

印鑑登録状態 抹消 抹消年月日 令和3年2月6日

抹消事由 転出

2286

2287 20.3.2 世帯内印影票

2288 **【実装すべき機能】**

2289 世帯内印影票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できるこ
2290 と。なお、性別欄の有無については、自治体によって管理項目における「性別」の有無
2291 について選択した結果に基づくこと。

2292

2293

世帯内印影票

枚中 枚目

| | | | | | | |
|----|------|--------|--|-------|----|--|
| 住所 | | | | 世帯番号 | | |
| 1 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | | |
| | | 氏名 | | | | |
| | | 旧氏 | | | | |
| | | *** | | | | |
| | | 生年月日 | | | 性別 | |
| 2 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | | |
| | | 氏名 | | | | |
| | | 旧氏 | | | | |
| | | *** | | | | |
| | | 生年月日 | | | 性別 | |
| 3 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | | |
| | | 氏名 | | | | |
| | | 旧氏 | | | | |
| | | *** | | | | |
| | | 生年月日 | | | 性別 | |
| 4 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | | |
| | | 氏名 | | | | |
| | | 旧氏 | | | | |
| | | *** | | | | |
| | | 生年月日 | | | 性別 | |


○ 世帯内印影票のレイアウトの考え方

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。


世帯内印影票

1枚中 1枚目

| | | | |
|----|--------------------------|------|-----------------|
| 住所 | 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 | 世帯番号 | 123456789012345 |
|----|--------------------------|------|-----------------|

| | | | | | |
|---|---|--------|-----------------|-------|------------|
| 1 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | ABCDEF123456789 | 登録年月日 | 令和元年12月12日 |
| |  | 氏名 | 住民 一郎 | | |
| | | 旧氏 | 【空欄】 | | |
| | | *** | ***** | | |
| | | 生年月日 | 平成2年2月2日 | | |

・「旧氏」もしくは「通称」と表示。デフォルトを「旧氏」とする。旧氏、通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示すること。

| | | | | | |
|---|--|-----------|-----------------|-------|------------|
| 2 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | ABCDEF987654321 | 登録年月日 | 平成30年1月11日 |
| |  | 氏名 | Jane Smith | | |
| | | 通称 | 住民 幸子 | | |
| | | 氏名のカタカナ表記 | ジェーン・スミス | | |
| | | 生年月日 | 1974年1月1日 | 性別 | 女 |

・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。

・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

| | | | | | |
|---|---|--------|------------------|-------|----------|
| 3 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | 8ABCDEF12345678 | 登録年月日 | 平成7年4月6日 |
| |  | 氏名 | ZHANG YULIN 張 玉蓮 | | |
| | | 通称 | 住民 花子 | | |
| | | *** | ***** | | |
| | | 生年月日 | 1996年10月20日 | | |

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにする

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をアルファベット氏名の後に併記する。

| | | | | | |
|---|------|--------|--|-------|--|
| 4 | 登録印影 | 印鑑登録番号 | | 登録年月日 | |
| | 以下余白 | 氏名 | ・「氏名のカタカナ表記」を用いない場合は、項目欄に「***」を表示すること。 | | |
| | | 旧氏 | | | |
| | | *** | | | |
| | | 生年月日 | | 性別 | |

・4つの枠に余分が出る場合には「以下余白」と登録印影欄に入力する。

・管理項目に性別を設けている場合は表示すること。

2300 第6章 データ要件

2301 ※「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（旧 IT
2302 総合戦略室 現デジタル庁）に基づき、データ要件の標準化についてはデジタル庁を中心に
2303 検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定であ
2304 る。本仕様書についても、デジタル庁を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合
2305 わせて、必要な見直しを行う。

2306

2307 30.1 データ構造

2308 【実装すべき機能】

2309 印鑑登録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下
2310 「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連
2311 携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

2312 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便
2313 宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用すること
2314 をも許容する。

2315

2316 30.2 文字

2317 【実装すべき機能】

2318 印鑑登録システムで用いるデータの文字については、「住民記録システム標準仕様書
2319 【第1.0版】」の「30.2 文字」の規定に基づくものとする。

2320

2321

2322

2323

2324

2325

2326

2327

2328 第7章 非機能要件

2329 「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年 12 月 19 日）及び「デジタル・ガ
2330 バメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）において、市町村の 17 業務に係る
2331 システムが地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化の検討の対象とされ、
2332 これらのシステムに共通する非機能要件の標準については、デジタル庁及び総務省にお
2333 いて検討することとされた。

2334

2335 各市町村が 17 業務に係る情報システムを調達する際は、当該非機能要件の標準を開発
2336 ベンダに対して示すこととなる。

2337

2338 各業務システムの標準仕様書において、標準よりもレベルの高い非機能要件を定める
2339 場合には、当該標準仕様書の非機能要件部分が優先され、また、標準仕様書を策定する
2340 過程において、他のシステムに影響が出ないように、標準の非機能要件のレベルと調整
2341 を行う必要がある。

2342

2343 本標準仕様書における非機能要件については、デジタル庁及び総務省が定めた標準に
2344 従うものとするが、一部の非機能要件については、「第4章 機能要件」に盛り込まれて
2345 いる。

2346

2347

2348 第8章 用語

2349 以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないように、用いられている用語の定
2350 義を示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によって
2351 は、本仕様書以外では別の意味で用いられていることもある。

2352

2353

2354

あ

2355

2356

2357 IaaS【あいあーす】……Infrastructure as a service の略。住民記録システム等の稼動に必要な仮想
2358 サーバ、機材やネットワーク等のインフラを、「総合行政ネットワーク (LGWAN)」やインター
2359 ネット上のサービスとして提供する形態のこと。自治体クラウドを含むクラウドコンピューテ
2360 イングの利用形態は、「SaaS (software as a service)」、「PaaS (platform as a service)」、「IaaS
2361 (infrastructure as a service)」の3つに分類できる。

2362 ICカード【あいしーカード】……個人番号カード等、情報（データ）の記録や演算をするために
2363 集積回路 (integrated circuit) を組み込んだカードのこと。

2364 ID【あいでいー】……システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。

2365 「操作者 ID」も参照のこと。

2366 あいまい検索【あいまいけんさく】……検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルール
2367 に基づき抽出する検索方法のこと。

2368 アクセス……ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ到達（接続）す
2369 ること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操作、格納されて
2370 いる情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。

2371 アクセスログ……住民記録システムや端末、ソフトウェアに対して、人間や外部のシステムからの
2372 操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したもの。

2373 宛名番号【あてなばんごう】……市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するた
2374 めに付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に基づ
2375 く「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名番号」
2376 と呼ぶ。

2377 アラート……論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上
2378 で、当該入力等を確定できるものこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力
2379 等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないエラー
2380 とは区別される。

2381 EUC【いーゆーしー】……End user computing の略。非定型業務（印鑑登録システム標準仕様で
2382 当該機能が提供されていない業務）に対して利活用できる機能。

2383 印鑑登録システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及び
2384 これらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能を有する。

2385

2386

い

2387

2388 一時庇護許可者【いちじひごきよかしゃ】……船舶等に乗っている外国人で、出入国管理及び難民
2389 認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 18 条の 2 第 1 項に基づき、一時庇護のための上陸の許可
2390 を受けた者のこと。

2391 イベント……印鑑登録システムを構成するサーバ内で発生する事態のこと。

2392 イベントログ……印鑑登録システムのシステムイベント（住民記録システムを構成するサーバ内で
2393 何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）の履歴、情報を記録し
2394 たもの。

2395 システムイベントに関わる日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが記録
2396 される。

2397 **印鑑登録証【いんかんとうろくしょう】**……「事務処理要領では、市町村長は、印鑑を登録した場
2398 合には、印鑑登録証を交付することとなっている。印鑑登録証については、印鑑の登録を受け
2399 ている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード（※1）を以って調製された「印
2400 鑑登録者識別カード」を交付することができると規定されている。

2401 また、事務処理要領第 6 の 1 から 3 までの規定及び第 7 の 6 の規定に基づき、個人番号カード
2402 又は住民基本台帳カードを印鑑登録証等として利用することが認められている。

2403 印鑑登録証等の種類とその概要を下表に示す。

| 印鑑登録証等の種類 | | 概要 |
|---|---|---|
| 券種 | 区分 | |
| 印鑑登録証 | 紙・プラスチック カード等 | 券面に登録番号を記載 |
| 印鑑登録者 識別カード | 登録申請者又はそ の代理人の申請に 基づき、印鑑の登 録を受けている者 を識別するための 磁気又は集積回路 を付したカード | <ul style="list-style-type: none"> ・磁気又は集積回路に必要な事項を記録 ・記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 ・暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。 |
| 個人番号カ ード（印鑑 登録証又は 印鑑登録者 識別カード として利 用） | 個人番号カード （条例等利用領域 又は磁気テープ等 の利用） | 条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要 |
| | 個人番号カード （利用者証明用電 子証明書を利用） | 印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効 力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効にな されたことの確認が必要 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用） | 条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施 |
|-------------------------------|--|

2404

2405

う

2406

2407 ウィザード……システムの操作に当たり、システムの発する質問に順次回答していくことによって
2408 操作を行う方式のこと。

2409

2410

え

2411

2412 エラー……論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解
2413 消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもののこと。論理的には成立するが特に
2414 注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるアラート
2415 とは区別される。

2416 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、本仕様書においては、そ
2417 の実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラ
2418 ーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えないこ
2419 ととしている。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階
2420 でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容してい
2421 る。

2422 エラーコード……プログラムの起動又は実行が不可能である場合、その内容や原因を表示するた
2423 めのコード。

2424

2425

お

2426 OS【おーえす】……Operating system の略。基本ソフトウェアともいわれ、コンピュータを作動
2427 させるために不可欠なシステムの入出力や同時並行処理などを管理する複数のプログラムの集
2428 合体こと。制御プログラム、言語プロセッサ、ユーティリティーから構成される、基本的な操
2429 作環境を提供するソフトウェアの総称。

2430

2431

か

2432

2433 外字【がいじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市区
2434 町村が個別に追加した文字のこと。

2435 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼ぶ
2436 ことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されてい
2437 るため、本仕様書上は「内字」として扱う。

2438

「内字」も参照のこと。

- 2439 改製【かいせい】……合併等に伴い、システムが更改され、過去の異動履歴を全て消去すること。
- 2440 可視台帳……印影を紙に押下した紙原本のことを指す。
- 2441 カスタマイズ……市区町村の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への追加・変更・削除を
- 2442 行うこと。
- 2443 方書【かたがき】……市区町村、大字や小字、地番に続く、アパートやマンション、寮等の住所情
- 2444 報のこと。
- 2445 仮滞在許可者【かりたいざいきよかしや】……在留資格未取得外国人で、出入国管理及び難民認定
- 2446 法（昭和26年政令第319号）第61条の2の4第1項に基づき、仮に本邦に滞在することの許
- 2447 可を受けた者のこと。
- 2448 仮登録【かりとうろく】……「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がい
- 2449 ったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、印鑑登
- 2450 録原票にまだ記載されていない状態のこと。単なる入力途中の状態とは区別され、本登録とも
- 2451 区別される。
- 2452 「本登録」も参照のこと。
- 2453 照会中【しょうかいちゅう】……「照会中状態」とは、印鑑の登録の申請があったとき、即時登録
- 2454 せず、文書で照会している場合の状態のこと。
- 2455 管理【かんり】……データの設定・保持・修正ができること。

2456

2457

き

2458

- 2459 旧氏【きゅううじ】……その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸
- 2460 籍に記載又は記録がされているもののこと（令第30条の13）。

- 2461 業務階層【ぎょうむかいそう】……業務要件及び業務フローの検討においては、業務の体系的な整
- 2462 理を進めることを目的として、ビジネスプロセスを示す業務階層を、階層1（業務レベル）、階
- 2463 層2（事務レベル）、階層3（活動レベル）の3つの階層に分解して考える。

2464

く

2465

- 2466 クラウド……市区町村が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由し
- 2467 て利用すること。

2468

2469

け

2470

- 2471 検索【けんさく】……個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチ
- 2472 するものを探す操作のこと。

2473 「照会」も参照のこと。

2474

2475

こ

2476

2477 更改【こうかい】……既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。
2478 個人番号カード【こじんばんごうカード】……氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載さ
2479 れ、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項等が電磁的方法により記録されたカードのこ
2480 と。いわゆるマイナンバーカード。なお、「マイナンバーカードの呼称について」（平成28年2
2481 月5日付け内閣府大臣官房番号制度担当室・総務省自治行政局住民制度課事務連絡）では、国
2482 民に広く周知される媒体における個人番号カードに係る表記については、原則として「マイナ
2483 ンバーカード」を使用することとしている。

2484

2485

さ

2486

2487 参照【さんしょう】……データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。

2488

2489

し

2490

2491 CSV【しーえすぶい】……Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデー
2492 タをカンマで区切ったファイル形式のこと。

2493 支援対象者【しえんたいしょうしゃ】……配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐
2494 待及びこれらに準ずる行為の被害者で、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支
2495 援措置を申し出た者。加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を
2496 含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があつて
2497 も、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。

2498 市区町村【しくちょうそん】……市町村及び特別区のこと。指定都市の総合区や行政区について
2499 は、本仕様書では、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なさ
2500 れる場合は、法令と同様の扱いとしている。

2501 システムログ……システムが記録する動作履歴であり、OSの稼働中に発生したイベントなどを時
2502 系列で記録したもの。

2503 自動【じどう】……入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を介
2504 さず処理できる機能のこと。

2505 氏名のカタカナ表記【しめいのかたかなひょうぎ】……外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の
2506 住民票の備考欄に記載がされている「氏名のカタカナ表記」のこと。

2507 照会【しょうかい】……既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合
2508 わせる操作のこと。

2509 「検索」も参照のこと。

2510 除票【じょひょう】……消除された印鑑登録原票のこと。

2511 シリアル番号【しりあるばんごう】……電子証明書において一意に識別するための番号のこと。

2512

2513

す

2514
2515 スケジューラ……ある処理を、条件が成立したタイミング（特定時刻の到来・他の処理の終了等）
2516 で自動的に実行させる仕組み。

2517

2518 せ

2519

2520 生体認証【せいたいになしゅう】……あらかじめ登録された指紋・掌紋、虹彩、眼球、顔、声紋な
2521 ど、固有の身体的又は行動的情報と照合して認証すること。

2522 性別【せいべつ】……法第7条第3号の「男女の別」のこと。

2523 制御【せいぎょ】……データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。メモリやデ
2524 ィスプレイ・画面媒体との入出力やデータの入出力、キーボードやマウスからの操作、ディス
2525 プレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。

2526 世帯番号【せたいばんごう】……各市区町村がシステムで独自に世帯を管理するために付番する番
2527 号のこと。同一の世帯に属する住民には同一の世帯番号が振られ、異なる世帯に属する住民に
2528 は異なる世帯番号が振られる。

2529 そ

2530

2531 操作権限【そうさけんげん】……操作者等を単位とした利用権限を設定する際の方針のこと。

2532 操作者ID【そうさしゃあいであー】……住民記録システム利用者の特定に用いられる一意の識別
2533 子（利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名）。

2534 また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。

2535 なお、「個人番号カードアプリケーション搭載システム」では、ID・パスワード方式によるオ
2536 ペレーター認証時の識別子のこと。

2537 操作ログ【そうさろぐ】……印鑑登録システムの利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録したも
2538 の。

2539 操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータの中身などが記録され
2540 る。

2541

2542 た

2543 ダイアログ……入力したワードやメッセージを確認するために操作時に一時的に開かれる小さいウ
2544 インドウのこと。ダイアログボックスの略。

2545 単純連番【たんじゅんれんばん】……システムが取り扱う各種番号（宛名番号や世帯番号等）に付
2546 番する際、順番に当該番号に1を加える操作（インクリメント）により、機械的に（単純に）
2547 新たな番号を付番すること。又は、既に付番された当該番号のこと。

2548

2549 ち

2550

2551 チェックディジット……数字列の誤りを検出するために付加される検査用の数字のこと。
2552 中間標準レイアウト仕様【ちゅうかんひょうじゅんれいあうとしょう】……市区町村の情報システム
2553 ム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その
2554 他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。平成 24 年 6 月に
2555 総務省から公開され、平成 25 年度から、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が維持管理を
2556 担っている。
2557 中長期在留者【ちゅうちょうぎざいりゅうしゃ】……本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、
2558 3 月以下の在留期間、短期滞在の在留資格又は外交若しくは公用の在留資格が決定された
2559 者（これらに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）以外の者のこと（出入国管理及び
2560 難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3）。中長期在留者には、出入国在留管理庁から
2561 在留カードが交付される。

2562

2563 つ

2564

2565 通称【つうしょう】……外国人住民の氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用して
2566 いることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが認められるもの
2567 （令第 30 条の 26 第 1 項）。なお、通称名／併記名の区分は旧外登法時代の名残であり、現行法
2568 ではないため、本仕様書においてはこれらの用語を用いない。在留カード等にローマ字氏名と
2569 漢字氏名が併記されている場合であれば、いずれも氏名として住民票の氏名欄に記載するもの
2570 である。

2571 通信ログ【つうしんろぐ】……印鑑登録システムの通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。
2572 通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータの中身などが記録される。

2573

2574 て

2575

2576 データベースサーバ……データベースソフトウェアを稼働させるサーバのこと。

2577

2578 と

2579

2580 特別永住者【とくべつえいじゅうしゃ】……平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫
2581 で、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平
2582 成 3 年法律第 71 号）第 3 条から第 5 条までの規定に基づき、本邦で永住することができる者の
2583 こと。

2584

2585 な

2586

2587 内字【ないじ】……各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこ
2588 と。

2589 JIS 等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も、パッケージ標準
2590 にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」
2591 として扱う。
2592 「外字」も参照のこと。

2593

2594 に

2595

2596 二要素認証【**にようそにんしょう**】……正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体の
2597 うち2つの異なる属性を併用する認証方法（2つ以上を併用する認証は、多要素認証とい
2598 う。）。

2599 具体的な認証方式としては、パスワードと USB トークン、指紋と暗証番号等、2つの異なる原
2600 理の認証手段を組み合わせて用いることで、精度と安全性を高める等がある。

2601 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報システ
2602 ム全体の強靱性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域
2603 との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証
2604 の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。

2605 認証ログ【**にんしょうろぐ**】……印鑑登録システムにおける利用者認証の履歴、処理内容を記録し
2606 たもの。

2607 認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録される。

2608

2609 は

2610

2611 バージョン……製品等の改訂、更新を識別するための番号や符号のこと。通常、番号（数字）が大
2612 きいほど新しい製品であることを意味する。

2613 ハードコピー……画面表示された情報を（画像データなどの形式で）そのまま記録すること。

2614 バッチ処理【**ばっちしより**】……一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理におい
2615 て、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパタ
2616 ーンがある。

2617 パラメータ……システムの挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定のこと。

2618

2619 ひ

2620

2621 BPMN【**びーぴーえむえぬ**】……Business Process Model and Notation の略。国際標準化機構
2622 (ISO) と国際電気標準会議 (IEC) の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして
2623 視覚的に表記する方法の国際標準の1つである ISO/IEC 19510:2013 (Object Management
2624 Group Business Process Model and Notation) のこと。

2625 非機能要件【ひきのうようけん】……情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のうち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキュリティなどに関する要件のこと。

2628

2629

ふ

2630

2631 フォント……JIS規格（JIS X 0213等）のようにコンピュータ（情報システム）に表示や印字される文字セット等の図形について、同じ特徴・様式で一揃いの文字の形状をデザインしたもの。
2632 また、コンピュータなどで文字を表示・印刷できるように、文字形状をデータとして表したも
2633 の。

2634
2635 本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については「住民記録システム標準仕
2636 様書【第1.0版】」の「30.2文字」の規定に基づくものと規定しているが、特定のフォントを
2637 用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォントであれ
2638 ば、IPAmj明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。

2639

2640

へ

2641

2642 ベンダ……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

2643

2644

ほ

2645

2646 本登録【ほんとうろく】……異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に
2647 保存されており、印鑑登録原票に記載されている状態。異動処理が確定され、異動履歴とな
2648 る。「仮登録」も参照のこと。

2649

2650

み

2651

2652 ミドルウェア……現在の自治体の基幹業務システムのパッケージ製品の多くはオープンシステムで
2653 ある。そして、セキュリティが高く、管理もし易いこと等から「Web（ウェブ）サーバ」、「AP
2654 サーバ（アプリケーションサーバ）」、「DBサーバ（データベースサーバ）」から構成される
2655 「Web三層構造」が採用されている。

2656 「ミドルウェア」とは、これらの「Web三層構造」の各層で用いられるアプリケーションと
2657 OSの中間的な処理を行うソフトウェアのことをいう。

2658

2659

め

2660

2661 メーカー……ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

2662

2663

も

2664

2665 文字溢れ【もじあふれ】……入力した文字がテキストエリアに表示できる文字数を上回った時に、
2666 対象エリアからはみ出している状態のこと。

2667

2668

2669

ゆ

2670

2671

2672 ユニーク……重複がなく、一意であること。

2673

2674

り

2675

2676 利用権限【りようけんげん】……システムの利用において業務区分、職位等に基づき付与された権
2677 限のこと。

2678

2679

ろ

2680

2681 ログ……印鑑登録システムの利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取ること。またその
2682 記録そのものを指す。

2683 操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中身な
2684 どが記録される。

2685 データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している場
2686 合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLA とセットで
2687 ログの運用・管理を実施する等が求められる。

2688 「アクセスログ」、「イベントログ」、「操作ログ」、「通信ログ」、「認証ログ」も参照のこと。

2689 ログイン……コンピュータやネットワーク、オンライン処理で業務を行う際に、操作者の識別情報
2690 を入力し、あらかじめ登録された情報との照会を行い、利用を開始すること。

2691

2692

2693 参考

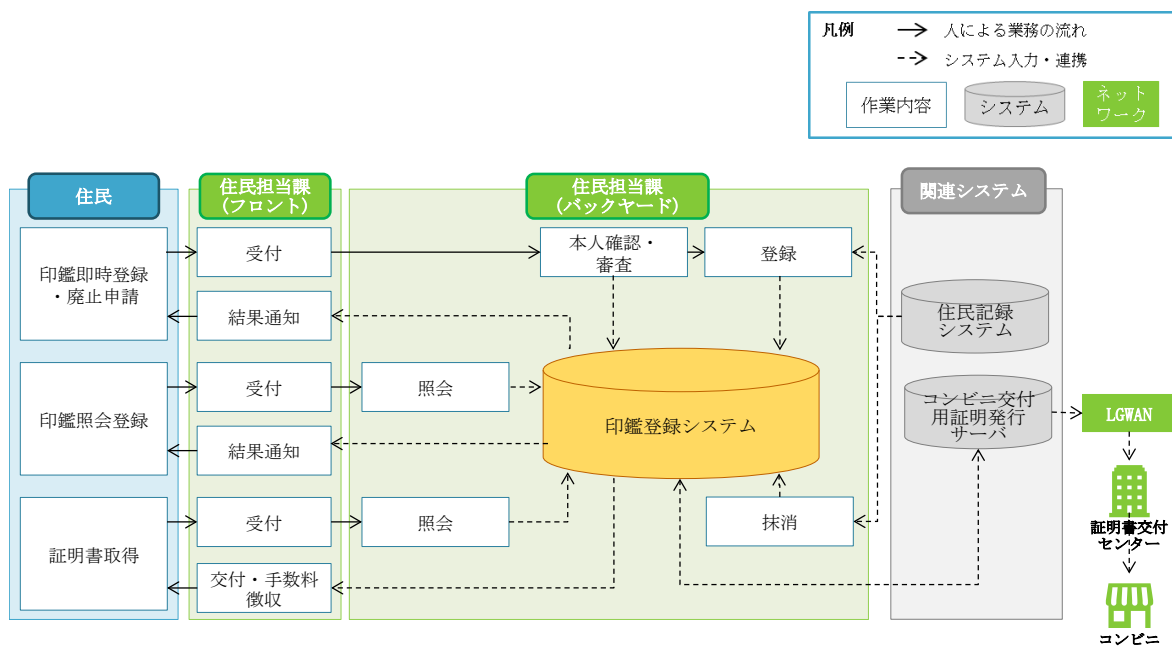
2694 業務概要（全体図）及びシステム構成図

2695 システムの新規構築時や更改時において、業務全体を俯瞰することにより、最適なシステム
 2696 ム設計の検討等に資するよう、参考として、業務概要（全体図）及びシステム構成図のモデル
 2697 ルを次のとおり示す。

2698

2699 図表 1 印鑑登録証明業務における業務概要全体図

2700

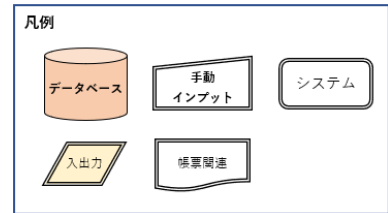


2701

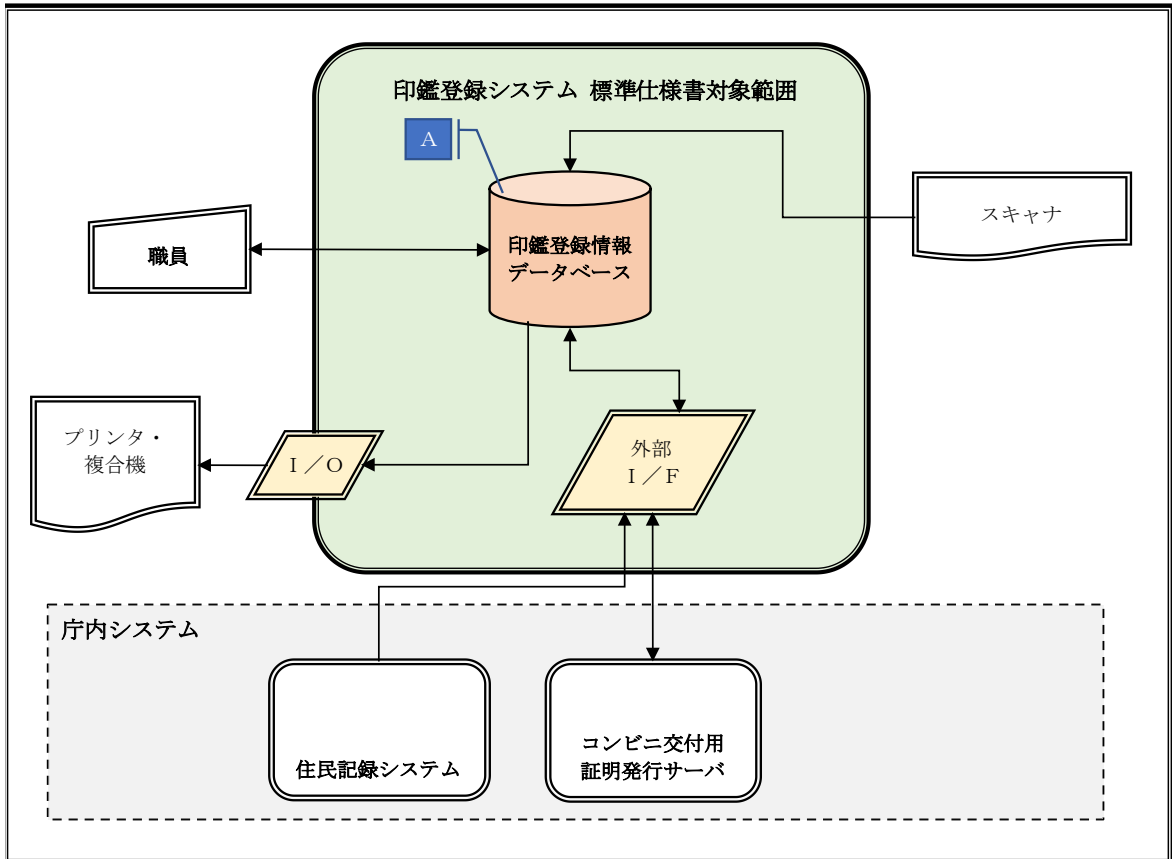
2702

2703 図表2 印鑑登録システムのシステム構成図

2704



◆【印鑑】システム構成図



| データベースに含まれる情報 | |
|---------------|--|
| A | 印鑑登録証明事務処理要領に記載された印鑑登録原票の必要登録事項 印鑑登録の状態に関する情報、印鑑登録の資格に関する情報、印鑑登録の異動に関する情報 |

2705

2706

2707